

第 4 2 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 23 年 12 月 2 日 開会
平成 23 年 12 月 8 日 閉会

南 部 町 議 会

第42回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (12月2日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
町長提出議案提案理由の説明	5
陳情第3号から陳情第8号の上程、委員会付託	10
散会の宣告	10

第 2 号 (12月6日)

議事日程	11
本日の会議に付した事件	11
出席議員	11
欠席議員	12
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	12
職務のため出席した者の職氏名	12
開議の宣告	13
一般質問	13
工藤幸子君	13

夏 堀 文 孝 君	2 2
山 田 賢 司 君	3 1
中 館 文 雄 君	3 6
散会の宣告	4 8

第 3 号 (12月7日)

議事日程	4 9
本日の会議に付した事件	4 9
出席議員	4 9
欠席議員	5 0
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 0
職務のため出席した者の職氏名	5 0
開議の宣告	5 1
一般質問	5 1
立 花 寛 子 君	5 1
工 藤 久 夫 君	6 4
川守田 稔 君	7 5
根 市 勲 君	8 7
散会の宣告	9 4

第 4 号 (12月8日)

議事日程	9 5
本日の会議に付した事件	9 6
出席議員	9 6
欠席議員	9 6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 6
職務のため出席した者の職氏名	9 7
開議の宣告	9 8

議案第 8 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
議案第 8 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
議案第 8 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
議案第 8 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
議案第 8 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
議案第 9 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
議案第 9 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
議案第 9 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
議案第 9 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 4
議案第 9 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 5
議案第 9 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 7
議案第 9 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 8
議案第 9 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 9
議案第 9 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 0
議案第 9 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 1
議案第 1 0 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
陳情第 3 号から陳情第 8 号の委員長報告	1 4 9
陳情第 3 号の質疑、討論、採決	1 5 0
陳情第 4 号の質疑、討論、採決	1 5 1
陳情第 5 号の質疑、討論、採決	1 5 3
陳情第 6 号の質疑、討論、採決	1 5 3
陳情第 7 号の質疑、討論、採決	1 5 4
陳情第 8 号の質疑、討論、採決	1 5 5
常任委員会報告	1 5 7
閉会中の継続調査の件	1 5 7
日程の追加	1 5 8
町長提出議案追加提案理由の説明	1 5 8
議案第 1 0 1 号の上程、質疑、討論、採決	1 5 9
閉会中の継続審査の件	1 5 9
閉会の宣告	1 6 0

署名議員 1 6 3

第42回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成23年12月2日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 陳情第3号 南部町消防団福地第一分団屯所移転後の施設利用に関する陳情書
- 第 6 陳情第4号 国保国庫負担率の大幅引上げ等の意見書提出を求める陳情書
- 第 7 陳情第5号 介護保障制度に関する意見書提出を求める陳情書
- 第 8 陳情第6号 高齢者医療制度等に関する意見書提出を求める陳情書
- 第 9 陳情第7号 住宅新築、リフォーム支援助成事業制度の創設に関する陳情書
- 第 10 陳情第8号 上水道引き込み工事の助成に関する陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中館文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
7番	根市勲君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	10番	中村善一君
11番	佐々木勝見君	12番	工藤幸子君
13番	馬場又彦君	14番	立花寛子君
15番	川守田稔君	16番	工藤久夫君
17番	坂本正紀君	18番	東寿一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	副 町 長	坂本 勝二 君
総務課長	小萩沢 孝一 君	企画調整課長	坂本 與志美 君
財政課長	小笠原 覚 君	税務課長	八木田 良吉 君
住民生活課長	極 檀 義昭 君	健康福祉課長	有 谷 隆 君
環境衛生課長	中 野 雅司 君	農 林 課 長	中 村 一 雄 君
農村交流推進課長	福 田 修 君	商工観光課長	神 山 不二彦 君
建設課長	工藤 満 君	会計管理者	庭 田 富江 君
名川病院事務長	佐藤 正彦 君	老健なんぶ事務長	麦 沢 正実 君
市 場 長	工藤 欣也 君	教 育 長	山 田 義雄 君
学務課長	夏 堀 常美 君	社会教育課長	工藤 重行 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	根 市 良 典	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	秋 葉 真 悟		

開会及び開議の宣告

議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第42回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時01分）

議会運営委員会委員長の報告

議長（坂本正紀君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 河門前正彦君 登壇）

議会運営委員会委員長（河門前正彦君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

去る11月25日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、第42回南部町議会定例会の運営について協議をいたしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出議案が条例制定など6件、補正予算10件でございます。そのほかの案件といたしましては、陳情6件、常任委員会報告と閉会中の継続調査の件がございます。一般質問は8名から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

なお、陳情書につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託することにいたしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日12月2日から8日までの7日間といたしました。

なお、12月3日、4日は休日のため、5日は議案熟考のため休会といたします。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

げまして、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（坂本正紀君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

会議録署名議員の指名

議長（坂本正紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において5番、夏堀文孝君、6番、沼畑俊一君を指名いたします。

会期の決定

議長（坂本正紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日12月2日から12月8日までにししたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は12月2日から12月8日までの7日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されました7日間の会期中、12月3日、4日は休日のため、5日は議案熟考のため休会といたしたい思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの3日間は休会とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（坂本正紀君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略いたします。

なお、監査委員より平成23年度定期監査の結果について報告がありましたので、その写しを併せて配布しております。

本定例会の上程は町長提出議案16件、陳情6件、常任委員会報告と閉会中の継続調査の件でございます。日程により、それぞれ議題といたします。

町長提出議案提案理由の説明

議長（坂本正紀君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） それでは、12月議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の第42回南部町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたしました案件であります。平成23年度南部町一般会計補正予算案ほか、条例の一部を改正する条例の制定などの議案16件でございます。

提出案件の概要をご説明する前に、これまでの状況につきましてご報告いたします。

初めに、11月末現在における、台風第15号による町の被害状況についてであります。全壊1棟、半壊69棟、住宅における床上浸水101世帯、床下浸水77世帯、農地では水田が185.7ヘクタール、畑は118ヘクタールが、それぞれ冠水しており、被害総額は、6億4,277万6,000円となっております。

被害総額につきましては、10月の臨時会でご報告いたしました約5億1,200万円から、1億3,048万円の増額となっております。要因といたしましては、商工関係の被害額が追加されたものでございます。

また、義援金につきましては、10月の臨時会でご報告いたしましたご支援に加えて、10月21日

に、ふるさと南部会会員の奥谷義里様、11月15日にはポートピアなんぶ様、株式会社グットワン様、マリン開発様、11月30日には、財団法人全国市町村振興協会様並びに財団法人青森県市町村振興協会様よりいただきしており、これまでいただいた義援金の総額は520万8,800円となっております。温かいお心遣いをいただいた皆様に対しまして、この場をお借りして心より感謝申し上げます。被災者の支援や町の復旧のため、有効に活用させていただきたいと思っております。

次に、農作物の作柄状況についてであります。まず稲作につきましては、5月の低温と日照不足の影響により、穂数はやや少ないものの、出穂期以降は気温が概ね平年を上回って経過したことから、登熟は良好に推移いたしました。台風第15号の影響を受けたものの、10月末の作柄指数は県を上回る105となっており、一等米の等級比率は、昨年を5.6%上回る76.6%となっております。

一方、果樹であります。リンゴにつきましては、昨年の猛暑や今年春先の霜などの影響によって花芽が減少したことに伴い、収量が減少しております。

町営市場におきましても、11月上旬から中旬にかけて、高値で取引されていたものの、収量の減少から、11月の売上額は昨年度を約1,617万円上回っている程度にとどまっているものであります。

次に、農業観光についてであります。果物狩りには例年、岩手県沿岸部からも多くのお客様にお越しいただきしておりますが、3月に発生しました東日本大震災の影響によりまして、来園者数は減少してございます。

また、農業体験修学旅行などの受け入れにつきましても、今年度、予約を受け付けていた11校のうち、関東、関西方面からの5校が予定をキャンセルしております。当町のほか、八戸市、三戸町、田子町、階上町の1市4町で構成する三八地方農業観光振興協議会では、9月と11月に、キャンセルのあった学校を含む中学校及び高等学校を訪問し、来年度以降についての働きかけを行っております。

次に、国政におきましては、菅首相の辞任に伴い、9月には野田新政権が発足いたしました。東日本大震災からの復興や原発事故の収束、経済対策などの課題が山積する中、国政に安定をもたらされ、国民の期待に応えられることを望むものであります。T P P・環太平洋戦略的経済連携協定の参加に向けて、関係国と協議に入ることを表明したことは、農業を基幹産業とする当町におきまして、その影響が懸念されることから、その動向に注視していかなければなりません。

町では現在、新年度予算編成の作業中でございます。台風第15号による被災者支援事業や災害復旧事業の対応や景気の低迷などによって、町税等の減収が予想されることから、厳しい財政状

況を迎えることになると思われますが、職員一人一人が創意工夫を凝らし、行財政の簡素効率化や歳出の抑制を徹底的に見直し、その上で町民の暮らしに必要なサービスを効率的、効果的に提供できるよう努めてまいりますので、議員各位の一層のご理解、ご支援を切にお願い申し上げる次第でございます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件につきまして順にご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第85号、南部町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成23年11月1日に下水道法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、下水道の終末処理場における処理困難物質の排水基準を緩和するものであります。

次に、議案第86号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてであります。県市町村総合事務組合に新たに弘前市を加入させること、また、市町村税等全般の滞納額の縮減及び徴収率の向上を図ることなどを目的に、組合の中に滞納整理機構を設置することなどのため、規約を変更するものであります。

次に、議案第87号、定住自立圏形成協定の変更についてであります。八戸市との間に締結した定住自立圏形成協定に、新規に連携する2分野3事業の取り組みを追加するものであります。

次に、議案第88号、八戸圏域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてであります。平成24年4月1日から、八戸圏域島守地区簡易水道事業の経営に関する事務を廃止することに伴い、規約の一部を変更するものであります。

次に、議案第89号、土地改良事業（災害復旧）の施行についてであります。台風第15号により被災した農地及び農業用施設の災害復旧事業を施行するに当たり、土地改良法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第90号、工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてであります。第37回議会定例会におきまして議決をいただきました、南部町デジタル移動系防災行政無線施設整備工事の契約について、請負変更契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。この契約変更は、通話エリアを確保するため、無線中継所を1カ所増設することに伴い、契約金額を変更するものであります。

次に、議案第91号、財産の取得についてであります。南部町立小・中学校図書室用図書購入の契約締結をいたしたく、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第92号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第7号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ3億537万円を追加し、予算の総額を106億2,160万9,000円とするも

のであります。

歳出の主な内容ですが、2款総務費の総務管理費に将来の町財政を考え、減債基金積立金として、2億5,000万円を追加計上しております。

3款民生費の社会福祉費であります。介護施設へのスプリンクラー設置補助金として、介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金228万6,000円、法改正による障害者システム改修に157万9,000円を追加し、介護老人保健施設特別会計繰出金1,189万5,000円を減額しております。

4款衛生費の保健衛生費であります。ぼたんの里における火災報知機の改修のほか、ゆとりあの暖房室外機等の修繕料として、需用費229万5,000円を追加しております。

次に、6款農林水産業費の農業費であります。県事業費の内示額の確定により、青森県りんご緊急受給調整事業負担金、特産果樹産地育成・ブランド確立事業補助金と合わせて、果樹振興費に184万9,000円を追加しております。

次に、7款商工費であります。火災により焼失した、長谷ぼたん園管理棟横にある作業小屋の施設改修工事費用と、施設用備品合わせて276万1,000円を、農林漁業体験実習館事業特別会計繰出金として、繰出金に525万1,000円を追加しております。

次に、8款土木費の住宅費であります。苫米地駅前団地及び滝田団地の修繕料145万6,000円を追加しております。

次に、9款消防費であります。東日本大震災に伴う消防団員等公務災害補償等追加掛金として、負担金補助及び交付金に1,689万5,000円を追加しております。

次に、10款教育費であります。教育総務費では、海外派遣事業完了に伴い、委託料337万5,000円を減額し、保健体育費では、海洋センターの施設改修工事完了に伴い、工事請負費247万7,000円を減額しております。

次に、11款災害復旧費であります。農林水産業施設災害復旧費の工事請負費に、台風第15号により被害を受けた農地等の災害復旧工事費として9,467万7,000円を、公共土木施設災害復旧費に、同じく道路等の災害復旧工事費として7,200万円を追加しております。

なお、これら歳出に充当する歳入につきましては、主なものといたしまして、地方交付税2億1,332万7,000円、分担金及び負担金では、災害復旧事業分担金を1,067万1,000円追加いたしました。国庫支出金では、子ども手当負担金を6,715万2,000円減額したほか、災害復旧事業費補助金4,400万円を追加いたしました。県支出金では、子ども手当負担金を440万9,000円減額したほか、農地等災害復旧事業費補助金を4,590万3,000円追加しております。

町債では、農林水産業施設災害復旧事業債2,900万円、公共土木施設災害復旧事業債2,180万円、

社会教育施設災害復旧事業債130万円を追加いたしました。

次に、議案第93号、平成23年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ538万円を追加し、予算の総額を7,314万2,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、賄材料費の追加によるものであります。

次に、議案第94号、平成23年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ6,606万6,000円を追加し、予算の総額を29億8,506万6,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、財政調整基金積立金に6,503万6,000円を追加するものであります。

次に、議案第95号、平成23年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ61万1,000円を減額し、予算の総額を23億9,354万5,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、人件費等の調整に伴う減額でございます。

次に、議案第96号、平成23年度南部町国民健康保険名川病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。資本的収入に500万円、資本的支出に504万円を追加し、予算の総額について資本的収入を1億3,639万9,000円とし、資本的支出を1億5,660万2,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、医療器械及び備品の購入費を追加するものであります。

次に、議案第97号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び、議案第98号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。いずれも人件費等の調整に伴い、予算を追加するものであります。

次に、議案第99号、平成23年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ113万5,000円を減額し、予算の総額を28億3,101万6,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、人件費等の調整による減額と、財政調整基金積立金376万6,000円の追加によるものであります。

次に、議案第100号、平成23年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ198万8,000円を減額し、予算の総額を3億7,785万3,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、人件費等の調整により309万円を減額するほか、非常用電源

配線取付け等の修繕費として105万円を追加するものであります。

以上が本定例会にご提案いたしました議案の内容でございますが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職初め、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案のとおりご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

また、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、人事案件を追加提案させていただく予定でありますことを付け加えさせていただき、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

議長（坂本正紀君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

陳情第3号から陳情第8号の上程、委員会付託

○議長（坂本正紀君） 日程第5、陳情第3号から日程第10、陳情第8号までを一括議題といたします。

本日までに受理した陳情6件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しましたので、ご報告いたします。

なお、教育民生常任委員会と産業建設常任委員会は本日、総務企画常任委員会は、12月6日、本会議終了後に開催します。

散会の宣告

議長（坂本正紀君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、12月6日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時28分）

第42回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成23年12月6日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

10番 工藤幸子

1. 南部町所有地の利用について
2. 馬淵川の氾濫について

5番 夏堀文孝

1. 台風15号の大雨により流出した苦米地橋の復旧について
2. 自主防災組織について

1番 山田賢司

1. 河川改修等の災害の軽減に向けての今後の取り組みについて
2. 空き家対策について

3番 中館文雄

1. 少子高齢化社会の到来に向けての町の対応について
2. 八戸圏域定住自立圏構想における町の取り組みについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中館文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
7番	根市勲君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	10番	中村善一君
11番	佐々木勝見君	12番	工藤幸子君
13番	馬場又彦君	14番	立花寛子君

15番 川守田 稔 君

16番 工藤 久夫 君

17番 坂本 正紀 君

18番 東 寿一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	副 町 長	坂本 勝二 君
総務課長	小萩沢 孝一 君	企画調整課長	坂本 與志美 君
財政課長	小笠原 覚 君	税務課長	八木田 良吉 君
住民生活課長	極 檀 義昭 君	健康福祉課長	有 谷 隆 君
環境衛生課長	中 野 雅司 君	農林課長	中 村 一雄 君
農村交流推進課長	福 田 修 君	商工観光課長	神 山 不二彦 君
建設課長	工藤 満 君	会計管理者	庭 田 富江 君
名川病院事務長	佐藤 正彦 君	老健なんぶ事務長	麦 沢 正実 君
市場 長	工藤 欣也 君	教 育 長	山 田 義雄 君
学務課長	夏 堀 常美 君	社会教育課長	工藤 重行 君
農業委員会事務局長	坂本 勝 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	根 市 良 典	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	秋 葉 真 悟		

開議の宣告

○議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は17人でございます。定足数に達しておりますので、これより第42回南部町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内といたします。制限時間を有効に使っていただくために質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭にお願いいたします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますのでご協力のほどをお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

12番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（12番 工藤幸子君 登壇）

○12番（工藤幸子君） おはようございます。

まず、東日本、そして台風15号の災害に遭われた被災者の皆さんに衷心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、早速でございますが、南部町所有地の利用についてから始めまして2点についてご質問申し上げます。

南部町所有地の利用について。元南部中学校校庭の整備と活用についてであります。そしてまた、グラウンドゴルフの利用と高齢者の健康についてであります。

元南部中学校跡地は、800年の歴史ある南部藩の初代の城館、本丸を構え、平良ヶ崎、また、

平良ヶ崎とも言われた小高い丘で主君たちが君臨した場所、また、名久井岳を仰ぎ、馬淵川に心寄せながら若鮎たちが夢見て巣立っていった、由緒まれな心に残る場所でもあります。しかし、現在はその面影はどこにもなく、数百年前からその地を見てきたかのように今も咲いている可憐なナデシコの花が一株の中で一輪咲いているのみ、今は、50年前に植えられた立派な20本ほどあった松の木の姿もなく、荒れ果てたつわものどもの夢の跡と化し、残されたヤマヒバの木が数本と伸び切って枯れている草の林が、初雪をかぶったためかうなだれて肩を寄せ合っているごとく、わびしいだけの草山であります。私は、残念だと憂う前に、この地は人を育てはぐくむ地なのだと思い、この元中学校校庭を整備し、活用すべき考えはないのだろうかと思うのであります。

そこで、私は、町民の健康、とりわけ高齢者の健康のための利用であります。それは歴史的には日本は集団主義の文化ですが、しかし、今はその文化は崩壊し、個人化であり、日本社会の個人化の現象は高齢者、若者、日本社会全体の特徴で、社会が望まないことが起きております。例えば、単身で暮らす高齢者がぐあいが悪くなったとき、家族に本人とは関係を持ちたくないと言われることや、孤独死についても、周りが気がつかないのではなくて本人が気配りを消している部分もあります。昔は、縁側におばあちゃんが座っていると近所の人があいさつをしていくようなつながりがあり、近所の人も集まってくる。また、井戸端会議が始まり、見守り的なことができました。もちろん、今も地域のつながりや地域づくり、老人クラブ等々さまざまありますが、昔のような人間関係とは違う部分もあります。

川守田稔君 着席

特にこれから、2055年になっても、65歳以上の高齢者は元気です。子供が減り、人口が減る中では、自立、自助、同じ高齢者集団がピアの関係で支え合うことも考えられる。そして、自立も含めた元気、例えばスポーツ、グラウンドゴルフなどの仲間の集まる場所の提供が必要と考え、元南部中学校跡地を活用し、地域の仲間づくりと自立の意識を高め、高齢者のさらなる健康づくりのために、中学校校庭であったところを整備して高齢社会を構築していく必要があると思います。その場所を整備し、高齢者のグラウンドゴルフの練習場所を提供することを考えていただきたいと思うのですが、町長のご答弁をお願いするものであります。

次に、馬淵川の氾濫について。水害対策と行政について、また、被災者の支援についてであります。

まず、地球の水や雨はどうなっているのか話をしてみたいと思います。

地球上の水は決して変化しないが、このうちわずか2.5%が淡水で、その3分の2以上を人間が利用できない。この地球上には、約13億8,600万立方キロメートルの水が存在している。その大部分が塩水で、海、塩水湖、海洋下の淡水層に含まれている。地球上の水の2.5%が淡水で、その3分の2以上は氷河や雪氷、そして永久凍土層として固定されてしまっているのです。人間が技術的に利、可能な淡水のほんのわずかな量だけが地球表面に存在しています。残りの淡水は地下の淡水層の中に含まれていて、地球の水は絶えず動いていて、水は太陽の熱によって液体の水から気体の水蒸気に姿を変え、陸地や海洋から蒸発する。植物の水分が蒸散という過程を通じて大気中に失われる。大気中では水蒸気が凝固して水滴となり、雲を形成し、最終的には雨となって降り、その降り方は変化するも、地球にとって利用可能な水の総量は変わらない。時間当たりの降水量は変わるとしても、水は人間生存に欠かすことのできない、つまり、地球は水がめの惑星であります。

そこで、その水がめが変化、移動するかにより、時と場所等により大雨になったり湯水になったりするのでありますが、この南部町周辺はまたしても平成23年9月21日発生の台風15号による豪雨により甚大な災害となり、被害をこうむった。それは、9月22日明け方から馬淵川が増水し、すさまじい勢いで南部町を襲ったのであります。

その被害状況は、町長もご存じのとおり、床上浸水163棟、167世帯440人、床下浸水70棟、71世帯237人、非住宅浸水342棟、うち公共建物341棟、水田冠水185.7ヘクタール、畑冠水118.0ヘクタール。

そして、通行どめ。三戸南部線、高瀬・諏訪ノ平線、南部田子線、櫛引・上名久井・三戸線、虎渡、広場線、青鹿長根、狐平線、法光寺、平線、昼ノ前、名久井小学校線、四反田線、五合田線、荒町、二反田線。

そして、多目的バス。三戸駅、二又線、通行どめ、苫米地駅通線。

路線バス。9月22日、通行どめながら迂回運行。三八線運休。越廻・森越線、大浜民線、苫米地橋、白山堂・後小路線、尻引河原線、釜場線、下平・松ノ木線、北本村・長野線、古町・二又線、諏訪ノ平2号線、古町・三戸線、門前下・八幡線、下夕構・中居構線、下夕構・後渡線。この線が通行どめになったわけですけれども、9月22日、一両日中には解除とされておりますが、これほど大変な被害をこうむっているのであります。

それに対して、支援として、避難所の数、南部地区6カ所、名川地区5カ所、福地地区4カ所、そして、毛布の配布数101枚、発電機2台。

放送は、9月20日16時30分1回のみ。あとは町内会議による大雨警報、暴風雨警戒警報、洪水

警報。そして、消石灰の配布、田畑の流水の対応、ビニールハウスの対応、井戸の対応についてを協議放送しております。

そして、身体不自由な援助者には、老健なんぶへ8名依頼しておりますが、そのほかの周りの施設にも数名依頼されております。炊き出しが160人分。

そして、それに対する行政のかかわりでございますが、町の支援として、町税と保険料の減免・猶予、国民年金保険料の免除、災害ごみの処分、災害ごみの収集、し尿くみ取り料金の助成、井戸水の検査、教育関連支援、り災証明書の無料発行、見舞金の支給、消防団活動への支援、自主防災組織及び町内会への支援、災害復旧事業、河川・道路・公園、農地・農業用施設、農道、水路、橋梁、ため池等、電気料金の特別措置、住宅の全壊、または大規模半壊した世帯に対する支援。そして、平成23年9月24日15時に町内全地区避難勧告を解除しております。

そのほか、このたびの近年にない大洪水のための被災場所ですけれども、南部地区は三戸駅前付近の越水、すみやの河川公園、大向字勘吉、大向字後渡、さらには大向船場平、大向下夕構住宅地域一帯。名川地区、青い森鉄道、虎渡、名川中学校の町道、虎渡地区の冠水。そして、福地地区、福地大橋周辺の田畑及び道路の冠水や公園にかかるつり橋の決壊等々の大惨事でありました。

そのほか、これまでも全町にわたる水害常襲地帯の水害が繰り返されているのでありますが、馬淵川にかかわる治水対策はどうなっているのか。また、国会の先生も数度来町し、災害状況を視察されていると思いますが、どのような状況判断が話されているのか。そして、もちろんいろいろ課題があるにしても、これからも今回の台風以上の洪水も予想される中、住宅被害に遭われた住民の心情を考えると早急な対策が必要と思われます。例えば、何よりも頼りがいがあるように感じるダムは、大きな予算と維持費がかかるのですぐとは言いがたく、また、川底を削るにしても流水とともに土砂で川底がすぐに埋まる。放水路や川幅を広げるは地権者等の問題も発生するなどであります。しかし、今回、相内地区、輪中堤地区、虎渡地区住宅地は、かさ上げ等の洪水対策により被害を免れた地区があることから、まずはかさ上げによる堤防を、水害常襲地はもとより全町危険箇所地帯に一刻も早くかさ上げすることが必須であると考えますが、町長はどのように考えておられるのかご所見をお伺いしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、町有地旧南部中学校の整備活用と、また、グラウンドゴルフ等の活用についてというご質問でございますが、教育委員会の管轄になります。私の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、旧南部中学校校庭の整備と活用についてでございますが、現在、当敷地は史跡平良ヶ崎城跡として町指定となっております。青森県遺跡台帳にも登録されている状況となっております。埋蔵文化財包蔵地として文化財保護法によって守られており、法的な規制は開発・整備に伴う発掘の前に発掘調査を実施し、当該遺跡の記録保存を行えば可能となっております。ただし、国史跡の追加指定を目指している地域でもあります。県や文化庁の指導を受けなければならないことになっております。

整備と活用につきましては、現在のところ特に計画はございませんが、今後、地域の皆様、また、学識経験者の方々のご意見を参考にしながら考えていかなければならないものと思っております。これにつきましては、再質問等あれば詳細にまた教育委員会の方からも答弁してまいりたいと思っております。

次に、跡地のグラウンドゴルフの利用、また、高齢者の健康についてのご質問でございますが、現在、当町ではグラウンドゴルフ協会が組織され、会員数は126名の方々が活動されており、県レベルの大会においても活躍されているとお聞きしております。また、グラウンドゴルフは手軽でルールも簡単でありまして、介護予防効果や高齢者の健康増進が期待できるスポーツでもあると考えております。

現在、町内での主な練習場所でございますが、向小学校の第2グラウンド、名川チェリリン村、これは法光寺地区でございます。そしてまた、福地地区、馬淵川遊水池公園、苫米地地区でございます。そして、あけぼのの多目的広場、4カ所が練習場所として活用しております。

また、グラウンドゴルフ協会主催の大会は、5月から10月にかけてこれらの場所で開催されております。また、町の総合優勝制スポーツ大会も協会が主管して実施しているところでございます。

ご質問の旧南部中学校の校庭でのグラウンドゴルフの利用ということでございますが、グラウンドゴルフをするために整備をすることは、当然、財政的な面、また、特に整備した後の維持管理、これをどういう形でしていくかと、こういう部分も詰めていかなければならないと思っておりますし、チェリリン村の場合、当初グラウンドゴルフ場として行っておりました。途中からパ

ークゴルフの方々も愛好者がふえてきまして、何とかパークゴルフもそこでやれるようにしてほしいということで、両方の競技の方々とお話をさせていただきまして、今、週、曜日でグラウンドゴルフを行える日とパークゴルフが行える日というふうに、たしか曜日で分けて交互に練習をしているとさせていただきます。

そういうことも考えますと、今後、国史跡の指定も目指しておりますので、結構、議員もご存じかと思いますが、整備していく上においてはハードルが高い部分がございます。そういうハードルの解決と、また、1種目でいいのかという部分、また、維持管理はどういうふうにしていくかと。今、チェリリン村、また、福地地区の遊水池公園等においても協会の方々が管理をして行っていると、そういう状況でございますので、そういうことも、主に南部地区の方々になろうと思いますけれども、そういう部分も皆さんでまた、維持管理をしていけるのかどうかということも検討しながら進めていきたいと思いますが、現在においては3地区の4カ所で利用者の方々が活用していただければと思っております。

次に、馬淵川の氾濫について水害対策と行政についてというご質問でございますけれども、9月議会におかれましても馬淵川が氾濫しないように堤防のかさ上げを行うようにとご質問をいただいております。今後の河川整備の計画についてお答えをし、また、青森県においても土地利用一体型水防災事業による河道掘削工事を進めようとしておりましたが、9月17日から21日にかけての長雨、それに追い打ちをかけた台風第15号によって平成18年の災害よりもさらに大きな災害となり、戦後2番目の水位を記録し、広範囲にわたり浸水被害をもたらしております。

今回の水害に対しまして、三村知事初め国会議員、青森県議会議員が現地を調査するために来町しております。9月22日には大島衆議院議員と自由民主党県連の皆様、その後、三村知事、そして、翌日には田名部衆議院議員と民主党県連の皆さんがそれぞれ当町の被災状況を調査に訪れております。また、9月28日には青森県議会農林水産委員会及び建設委員会の議員の皆さんが合同によって現地の被害状況を調査されております。訪れていただきました皆様には、馬淵川の洪水による当町の被害状況を報告するとともに、改善策について早期に行うようまず要望したところでございます。

また、国が中心になって、国・県・八戸市・三戸町・南部町により、総合的な治水対策の実施を協議する目的で馬淵川の総合的な治水対策協議会が平成18年に設立されてございます。協議会の中に実務者レベルで検討を行うワーキンググループが設置されておまして、10月14日にワーキンググループで馬淵川の国管轄の下流部から青森県管轄の中流部の被災状況も調査をしてございます。国及び県では、今後の馬淵川の河川整備計画において、ワーキンググループの現地調

査の結果を踏まえて、馬淵川水系河川整備計画の作成及び見直しに意見を述べる馬淵川水系河川整備学識者懇談会と検討することになっております。

検討の内容でございますけれども、平成18年に発生した災害の状況を踏まえ、平成22年、昨年でございますが、6月に馬淵川水系河川整備計画の見直しを行ったところでありますが、今回の発生洪水は計画した水位をさらに超え、甚大な被害をもたらしたため、発生洪水規模の目標値、「20年に一度」のとらえ方を改めること、及び、馬淵川の管理が国と県の管理体制になっていることについて議題の中心になると思っております。

三村知事も、我々の地域は県管轄になっているわけですが、これを何とか国管轄にして早く整備をしてほしいという考えで要望しておりまして、町としても、私も同じ考えで国交省の方にもそういう働きかけをしてきておりますし、今回の災害を受けて、またさらにそのことを強く国会議員の皆様にも要望していきたいと思っております。

私も懇談会の委員でもございましたので、今までも河川整備計画に対し意見を述べてまいりました。今回の台風でさらに大きな洪水をもたらしたことから、今後の馬淵川水系河川整備計画、特に中流部の整備計画について再度意見を申し述べていきたいと思っております。

今回の被害を踏まえ、今年度から実施する河道掘削事業、及び治水施設として効果があった相内地区輪中堤を含め、馬淵川水系河川整備計画の見直しについて、地域住民の意見を取り入れながら、災害に強い地域の安全・安心の河川整備を目標に国・県・市・町とともに検討していきたいと思っております。

今月19日に、議員の皆様方と地元国会議員の先生方に、考えを一つに取りまとめをして要望活動をさせていただきたいという計画でございます。日程の方がやっと、議員の先生方の時間が先般連絡がありまして、19日の、たしか大島副総裁は1時半の連絡があったと思います。田名部衆議院議員さんは3時ごろという連絡が入っておりまして、その他の地元の県選出の国会議員の皆様も、できれば同じ場所でご説明できる機会を設けていただければという連絡をさせていただいておりまして、19日のスケジュールが確保されましたので、また詳しくは議会事務局の方からご連絡が入るとは思いますけれども、そのときは時間をとっていただきまして私も一緒に要望にまいりたいと、こう思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議員からも、ダムも非常に年数がかかる、河道掘削もかかるという中で、かさ上げ、これは堤防のかさ上げを含め、住宅のかさ上げの意味合いのご質問だったと思いますが、虎渡地区、剣吉の四反田地区、以前大変な被害をこうむる地域でございました。そこで、かさ上げ、国の事業で行って、現在、あの地域は今回災害から免れ、逆に国道を越えた方で被害が若干あったというこ

となわけですが、南部地区がほとんど、160数世帯の中で150世帯が南部地区ということで、若干、虎渡地区と違うのは、虎渡地区は1戸1戸のかさ上げでできたわけですが、恐らく南部地区になると1戸1戸ではない全体をかさ上げしなければならないだろうと思います。そうなってくるとまた非常に期間的な部分、難しい部分もこれは出てくるなど。その中では、堤防のかさ上げについては平成18年から19年にかけてかさ上げをしたわけでございます。その当ても、合併した年でございます。私も現地の方へ行きまして地元の方々からも話を聞いて、当ても、もうちょっと上げてくれればもっと安心なんだけれどもという話を住民の方々から聞きまして、なるほどそうだなと。ただ、そのときはその計画がもう一部着工に入っておりまして、それ以上に上げることはできなかったわけですが。やはり大事なのは、地域に住んでいるの方々、どのぐらいまで上げてもらうと安心できるというのは、やっぱり住んでいる人たちが一番わかるなというふうにつくづく感じました。そういう思いを学識者懇談会、また国会議員、国交省の方にも伝えながら、整備、堤防のかさ上げを含めて。ただ、実際的には河道掘削がもう事業として入ってございます。ここについては計画どおりというか、計画よりもまず早く実施してもらうお願いもしていかなければならない。そして、河を掘る部分と、部分によっては川幅を広げるという部分もあります。これをまずしっかりと計画より早く行っていただき、そのことが完成すれば恐らく現在のような被害にはならないだろうと思っておりますので、現在進めている計画と、さらに追加といいますが、今までもお願いしてきているわけですが、そういう次のお願いも同時にあわせて行ってまいりたいと思います。やはり河川の整備というのは効果があるわけございまして、かさ上げ事業、そしてまた、今回は相内地区は三戸地区よりも早く輪中堤の整備が完了しておりましたので、相内地区はまさに輪中堤でもって今回被害が全くなかったということでございまして、やはり河川整備というのはしっかりと取り組んでいかなければならない、そういう思いでございます。

時間もあれですので、最初の支援についてでございますが、それぞれ担当課の方からも説明をしようと思って準備はしておりました。幸子議員さんから細部にわたって支援内容を逆にご説明も含めて質問がありましたので、今、私の方から簡略的に説明を申し上げて、また再質問等で詳細の部分がありましたらその際に担当課長の方から答弁していきたいと思っております。

まず、特別見舞金でございますが、227世帯と事業所45、合わせて1,290万円の見舞金を支給してございます。

また、災害救助法が適用になりましたので、被災した世帯へ食事や生活用品の支援もしてございます。

そしてまた、被災者生活再建支援制度が適用になりまして、大規模半壊以上の住宅被害世帯

に支援金が支給されることになってございます。

また、災害支援活動助成金制度でございますが、これは町単独でございます。自主防災会や町内会、また、消防団への災害支援活動や復旧活動に要した経費を助成することにしてございます。そして、被害を受けた方々に町民税、固定資産税及び国民健康保険税を減免する予定でございます。

そして、そのほかの団体でございますが、日本赤十字青森支部から毛布、救急セット等の配給がありました。また、福祉協議会から共同募金災害見舞金として5,000円が支給されてございます。

また、当町においては災害ごみの処理、そしてまた、浸水被害によるし尿くみ取り料金の全額助成、そして井戸水の水質検査を実施をしてございます。

そしてまた、商工会関係でございますけれども、利率3.5%の県従来の貸付制度と利率1.5%の災害枠の貸付制度も活用してもらうことになってございます。

そして、先般の臨時議会で可決いただきました農作物被災者の特別見舞金でございますが、3,830万円、ご議決いただきました。これにつきましては現在、農林課の方で申請を受け付け、その後、審査をしまして、できるだけ早く農産物の被害を受けた皆様にお見舞金を支給してまいりたいと思っております。

今回、広範囲にわたって町も今までにない支援をしたつもりでございます。まだまだ足りない部分は当然この規模を考えるとあると思えますけれども、今までの災害時にここまでの支援はございませんでした。これは今回、3.11東日本大震災が起こった際に、私どもの町民からも多額の義援金、そしてまた白米、さまざまな部分でご支援をいただいた、そういう年に我が町でも台風によってこの被害が起こったということで、今回につきましては、金額の少ない多いという部分はあるかとは思いますが、町としても今までにない支援をしたということをご理解をいただき、今後、同じような形であれば、当然していかなければならないと思えますが、今回のような形が毎回できるということでもないと思えますが、その災害の状況によってしっかりと町の支援というのは考えてまいりたいと、こう思っておりますので、今後ともご理解をいただきながら、議員の皆様とまた一緒に、住民の皆さんが安心して生活できる、そういうまちづくりに努めてまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありますか。工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） この馬淵川の災害に関しては、この議会でも数回、私は意見として出させていただきましたし、前々回も天端の高さをもう少し上げてくださということも伝えておりましたし、この馬淵川に関しては、議会もそうですし、町長もそうですし、背水の陣だと私は理解しています。そういうことで、もう少し真剣に事を進めてほしいものだなと思っているものでございます。

あえて私がさきにいろいろ細かく申し上げましたのは、実際の状況がこうだということを確認する意味でも申し上げたわけでございますけれども、数回お話しさせていただきました中で、1級河川の状況を進めていくには下流の方から来なければと、町長から幾度かありました。しかし、下流の方から、県の方の責任あるいは国の責任ということを考える前に、やはり我が南部町ということも考えて、早急にやらなければならないことは早急にやるという、そういう姿勢が大事なのではないかなと、そのように思っています。もう少し具体的に言いますと、国・県からの支援とか助成金もあるかとは思いますが、しかし、100億円の1年間の予算の中でほとんど、1割ぐらいの支援金がかかるなということが予想されますし、これはやはりただごとではないことだと思うので、町長もその辺を十分に配慮されてお考えになられて、これを早急に解決するという姿勢でもっていただければいいのではないかなと思っていますので、どうぞその辺はよろしくお願いたします。あえて、再度再度申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

それから、グラウンドゴルフの関係ですけれども、やはり何であれそのままにしていると、卒業生が50周年を迎えているにしても何にしても、やはりふるさとの我が校ということであの子供たちも見ると思いますので、もう少しグラウンドを整備してきちんとしてきれいな場所にしてほしいなと、このように思っています。できる限りの努力が必要ではないかなと思っておりますので、その辺もよろしくお願いを申し上げます、以上で質問にかえたいと思います。

大変ご答弁、ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） 以上で、工藤幸子君の質問を終わります。

5番、夏堀文孝君の質問を許します。夏堀文孝君。

（5番 夏堀文孝君 登壇）

○5番（夏堀文孝君） おはようございます。

それでは、通告をいたしておりました大きく2点について質問をさせていただきます。

一つ目の質問でございますけれども、9月21日から9月22日未明に青森県に最接近をいたしま

した台風15号による馬淵川の氾濫は、南部町全体にわたり甚大な被害を及ぼしました。中でも、私の地元の苔米地橋、通称「つり橋」は、流木などの衝突により流失をしてしまいました。無残な姿にさらされたつり橋を見つめ、地元の住民はぜひにつり橋を復旧してもらいたいという声が高まっております。そこで、今後、町として復旧する考えはあるかを1番目の質問といたします。

大きく2番目の質問でございますが、ことしは3月11日の東日本大震災を初め台風の襲来等诸多くの災害が起きました。特に大震災は、地域住民の災害時の即時対応、つまり民パワーの重要性がクローズアップされております。また、以降、各地において自主防災組織の立ち上げが活発になってきております。南部町でも以前から自主防災会の立ち上げを促進しているところがありますけれども、そこで、南部町における自主防災組織の件数と自主防災組織の住民カバー率はどのくらいあるのか、また、自主防災組織と行政はどのように現在かかわっているのか、また、今後の課題と取り組みはどのようなことがあるかをお尋ねいたします。答弁、お願いします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀文孝議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず、台風第15号の大雨によりまして流出した苔米地橋の復旧の考えはあるかというご質問でございますが、9月22日昼ごろでございます。つり橋の横ぶれを防止するケーブルが馬淵川に流れ出た大量のごみの重みと水の流れの強さとに耐え切れず、橋をつっているケーブルとともに切れて橋が崩壊いたしました。

このつり橋は、現在の福地橋がなかった時代、昭和30年に旧田部村と旧地引村が合併して福地村が発足した際に、旧2村を結ぶ橋として建設され、昭和33年の春に完成し、福地中学校の統合を進めるきっかけにもなった橋と伺っております。被災したつり橋は、通学また町民の散策として利用され、風情ある木製のつり橋で、町民のシンボルとして親しまれてきた橋でもございました。

町では、1級河川馬淵川にかかるつり橋が被災したために、国へ災害復旧事業として申請するに当たり、第1案として従前と同じに復旧する原形復旧工法、第2案として橋の高さを同じくし、橋の横ぶれを防ぐケーブルを橋よりも上に変更する復旧工法、第3案として再度つり橋が災害にならないように橋の高さを今回の被災水位から1メートル高くするため、橋台、つり橋をすべて改良する工法の三つの工法を検討をいたしました。

第1案から第3案までの災害復旧事業費でございますが、第1案は事業費が約8,100万円となりまして、国庫負担が3分の2、67%、町の持ち出しが2,697万3,000円、約2,700万円、第2案については事業費が8,800万円となり、国庫負担金が第1案と同じく3分の2、町の持ち出しが約3,000万円となります。第3案につきましては、事業費が約2億円、国庫負担が原形復旧の負担約67%と改良復旧の負担50%のあわせ事業で約57%となりますと、町の持ち出しが約8,500万円ほどとなります。

災害復旧事業として申請するに当たり、原形の横ぶれのケーブルの位置を高くする第2案と橋全体を改良する第3案について、災害復旧事業として採択になるか県を通じて国と事前に協議をいたしました。災害復旧事業は現在と同じ型及び同じ規模のつり橋で復旧するものであり、変更することは災害復旧事業として採択されないとの回答がございました。これは議員の皆さんもご存じだと思うんですが、我々もいつもここをお願いするんですが、災害復旧はあくまでも原形復旧だということになってございます。原形復旧の災害復旧事業を行うこととなりますと、同じ災害が発生すると考えられるため、国の補助金事業である災害復旧事業は断念せざるを得ないと判断をいたしました。

崩壊したつり橋は、馬淵川の流れを阻害するため取り除くことで考えておりますが、橋を支えている橋台の除去については、馬淵川の河川管理者である青森県と除去した後の護岸の施工方法について協議が必要であり、協議が済んだ後、除去してまいりたいと考えてございます。

10月17日に議長さん、副議長さんを交えて、産業建設常任委員の皆様からご出席をいただきましてご相談させていただきました。そのときにも、全体的には、夏堀議員さんからは強い地元の要望とご意見もいただきました。それぞれの委員さんからは、同じ復旧であればまた同じことの繰り返しにもなるのではないかと、そういうご意見もいただき、また、平成18年、これは合併した年でございます。大きな水害があったわけですが、そのときにも議員全員協議会において、つり橋の災害復旧事業の実施について検討させていただいております。その時の復旧については、今回の、「今回」というのは18年でございます。今回の災害復旧事業は何とか実施してほしいと。ただ、またさらに今後、このようなつり橋の復旧については、これは復旧はやむを得ないだろうと。復旧することはやむを得ないだろうということで、18年においては復旧しようということ、議員全員協議会で議員さんの皆さんとは一致した考えで当時、復旧したわけでございます。現在、そのときのお話をご存じの議員さんもいらっしゃると思いますが、その後、議員に新任された皆さんにはその経緯はわからなかった部分もあったと思います。そういう経緯で今、進めているところでございます。

なお、道路事業としてつり橋の苔米地橋をかけかえる場合ということも国・県とも相談させていただきました。これについては、860メートル上流に福田橋があると。140メートル下流に福地橋、この役場の隣でございますが、1キロ区間内にもう一つの橋をかけることは、費用対効果も考えた場合に効果的でないことから補助対象事業としては採択はできないというふうに指摘を受けてございます。これにより、苔米地橋のかけかえ事業を行うためには町単独で実施することになり、町の財政の大きな負担になるわけでございます。昭和33年に建設された地域住民に親しまれてきたシンボリックなつり橋、苔米地橋でございますが、今年度をもって廃止やむなしという考えでございます。

ただ、復旧しないと、除去するというだけでは、これは地域住民の皆さんもなかなかご理解をいただけないと思っております。やはりそういう除去をする分、先ほど工藤幸子議員さんからもご質問がありましたいわゆる河川整備、これにつなげて、苔米地地域の方々も今の状況よりは災害が減少する、そういうふうにつなげていかなければ、これはなかなか地域の皆さんもご理解は難しいかなと。それでなくても、地域の、特に苔米地地区の皆さんからは愛着がある橋でございますので、思いは強いと思えます。これについては私も十分、住民の気持ちはわかっているつもりでございます。そういう中で、決断をしていかなければならないということもご理解をいただき、県の方には、その場合には一番、あそこのつり橋の場合は、狭くなっておりますので、そこをまず広げてもらう部分と、その上下流の部分、これも調査をしていただいて、現在進めようとしている河道掘削、ここの中に、早い中での着工、そういう部分も一緒に要望して実現できるようにしていきたいと思っております。

そしてまた、昭和30年からの思いがあるつり橋でございましたので、何とか、現在ありましたつり橋の写真等々があります。それを皆さんの思い、この橋がこういう思いで当時建ったんだとということを、石碑なり形でもって公園内に建てたいなと、こう思っております。これは来年度の当初予算の方の計上になっていくと思えますけれども、そういう思いで、心の中、そういう部分においては永久保存というふうな形でなるようにしていきたいと、こう思っておりますので、何とかご理解をいただきたいなと思っております。

次に、自主防災組織についてでございますけれども、まず、組織件数と住民カバー率でございますが、ことし12月1日現在、町には16団体の自主防災会と4団体の火防団が組織されております。先ほどの16団体の自主防災会、これは17団体になる予定でございます。17団体の自主防災会と4団体の火防団、合わせて21団体に加入している世帯数は3,760世帯で、カバー率50.27、やっとまず半分まではカバーできるようになってきました。

次に、行政とのかかわりについてでございますが、まず、自主防災組織は自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織となっております。地震、台風、火災、その他の災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織でございます。

自主防災組織と行政とのかかわりにつきましては、災害対策基本法及び南部町地域防災計画に基づき、町では自主防災組織の育成や指導を行っているところであります。町の防災訓練におきましては、実際に訓練に参加していただいたり防災関係の講演会、また、イベントの情報を提供するなど、防災意識の高揚を図っております。このように日ごろから地域の防災力を向上することで、災害発生時においては被害の防止、または軽減につながっていくものと思っております。

現に、9月21日に台風第15号の接近に伴いまして被害をもたらした地区の中で、三戸駅周辺の八つの町内会で組織している駅前町内会自主防災会、このほかにも自主防災、また町内会さんで活動している地域がございます。駅前地区、非常に被害も大きかった地域でございますが、一つの例を駅前町内会さんの例とさせていただきますが、災害の発生直後から地域住民がお互いに助け合い、安否確認、そしてまた避難誘導、救護、救助など被害の軽減に努めていただいたほか、避難所での炊き出しや地域内の泥のかき出し作業などにも地域が一丸となって取り組んでいただきました。

町では、引き続き自主防災組織に対して防災意識及び機能向上に向けた取り組みを行ってまいりたいと思っておりますし、大きな被害になればなるほど役場自体の機能が全町に及ぶわけでございますので、そういう中で、それぞれの地域がやはり地域でまず取り組みをしていくということは、その地域の災害の被害は軽減されているのは間違いのないことでございますので、自主防災組織のお願いを強くしていきたいと思っております。

そういう中で、今後の課題と取り組みについてございましたが、自主防災組織とはその名のとおり強制して組織するものではないわけでございますが、ある部分においては町の方からやはり自主防災の意義・必要性、そういう部分というものを周知徹底をしながら組織していただけるように取り組まなければならないと、そう思っております。その中で、町民一人一人が自分たちの地域は自分たちで守るんだと、意識を持っていただかなければなりません。

阪神・淡路大震災においては、生き埋めや閉じ込められた人の60%が家族・友人・知人によって救出されたと報告がなされております。救急隊に救助されたのはわずか1.7%しかなかったと。また、東日本大震災においては、庁舎や職員が被害を受け、行政機能が低下し、対応できない状況になった自治体もありました。そのために、地域住民が互いに協力し合うなど、ここでもやはり自主防災会が大きな役割を果たしてございます。

このように、大きな災害が発生したときは、行政の支援を待っているだけではなく対応していくことが、地域における、また、軽減、先ほども申し上げましたが、必ずなっていくということで、私も先ほどの阪神・淡路の中で、60%が家族やその周辺の方々、これはやはり道路が寸断、行政の機能が発揮しないという中で、やはり待ってられない、みんなでやらなければならないということの結果だと思えます。やはり大きな被害になればなるほど、我が町も同じ状況下になると思えますので、やはり自主防災というのは本当に大事な、また、火防団、組織でやはり見守っていき、そこで全般的に行政がやらなければならないものをしていきたいと思っています。

町や消防団などの公的機関が救助する「公助」、もちろんでございますが、みずからを守る「自助」、また、地域住民が互いに協力し救助する「共助」というものが大変大事になってくると思いますので、町民の皆様にもこのことをご理解をいただき、一日も早く組織していただけるように進めてまいりたいと思います。

また、既に組織されている団体でございますが、自主防災活動のために、消防職員や消防団員経験者、また自衛隊員経験者、また看護師の経験者など、専門的知識や経験を有する人たちが組織に入っていただけであれば組織の機能がさらに向上していくのではないかなと、こう思っておりますので、行政がやっていくのは当然でございます。その上で、どうしてもすぐに機能を発揮できない、そういう状況下は大きくなればなるほどだと思っておりますので、そういう中で我が南部町が軽減を、少しでも少なくして生活ができるようにしていくためには、やはりそういう組織が大事だと思っておりますので、今後とも、また、議員の皆さんからも自主防災組織の設立等に向けて働きかけもしていただければ大変ありがたいと思っています。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） まず、一つ目の質問の苦米地橋の復旧の件でございますが、私も産業建設常任委員会の委員として、町長おっしゃるとおり、説明をいただきました。過去2回の水害によって多額の予算をかけられたことも承知しております。そしてまた、つり橋が道路としての機能、使用頻度も、本当に利用する人々が少ないということも承知しております。それに、川幅も特に狭くて、上流の増水を余計大きくしているというような指摘を受けていることも承知しております。それぞれのことも十分理解した上で、あえて旧福地地域の住民の声、特に苦米地地域の住民の声を町に届けたい、そういう思いで質問をいたしました。

その廊下にかかっております大きな写真、町長がふだんからよくおっしゃいますけれども、「母なる川 馬淵川、父なる山 名久井岳」、そこにこのつり橋があって我々旧福地村の人間はふるさとの景色なのであります。そのことを十分にお伝えして、また、先ほどの答弁では、町長にもその気持ちが十分伝わっているということを確認いたしました。難しいとは思いますが、何かの形で残しておいていただきたい。そしてまた、一日でも早くその川の狭くなったところを広げていただいて、少しでも増水が防げるようお願いしたいと思います。

次に、自主防災組織の件でございますけれども、自主防災組織というのは、平成7年、阪神・淡路大震災の際に行政がなし得た役目はごくわずかであったということで、この自主防災組織というものが立ち上がってきたというふうに資料で調べました。先ほど町長もおっしゃいましたけれども、その際に、数字は若干違いますけれども、消防機関によって救出された住民の生存者率はわずか2%であったということです。地域住民によって救出された割合は98%にも達したと、そういうデータがあるわけでありまして。その検証で、やはり自主防災組織のマンパワー、民パワー、そういったものがいざというときには大きな効果があると、そういうことが立証されているわけでありまして。

全国での自主防災組織の現在住民カバー率は74.4%、3.11で大きな被害を受けた八戸市でも63.8%でございます。今後80%を目指すとしておりますが、階上町ではもう既に100%を達成したということでありまして。数字だけをぼっていけばそういうことになりましてけれども、やはり自主防災組織のあり方、重要性というものを十分に理解してふやして行ってほしいなど、そういうふうに思います。

そこで、なぜこの自主防災会、町でも一生懸命取り組んでいるのにふえないか、そういうことを少し、自主防災会を立ち上げた方々、これから立ち上げようとしている方々からちょっとお聞きをいたしましたけれども、やはり自主防災会の会長は町内会長が兼務していることが多いということでありまして。大変な負担が大きくなる、そういった部分があってなかなか進まない。それと、もう一つはやはり予算的なものだそうです。さまざま訓練、炊き出し訓練、避難訓練、そういった場合に、それにかかる予算を町内で負担しなければならない。それがやはり一番大きな負担になるという話もされておりました。

このことを踏まえて、町ではそういったことを、例えば自主防災会に訓練をする場合には幾ばくかの予算を支援するとか、そしてまた、町内会長、ふだんの行政員の仕事も大変多いわけでございます。そういったものを少しでも軽減していただいて自主防災会組織の方にも力を入れていただく、そういった取り組み、何かいい方法がないのかなど、そういうふうに考えますけれども、

その辺、何かございましたら答弁をお願いします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、1点目のつり橋の件でございます。特に、苫米地地区の皆さんの思いというのは夏堀議員さんからもお聞きしましたし、直接、何人の方からもお聞きをしております。そういう中で判断をしていかなければならないという思いで、私もつらい思いがあるんですが、何とか別な形でもこれは残したいという思いで先ほど答弁させていただきました。そういう形で、しっかりと心の中に、特に旧福地地区の皆さんの、馬淵川と名久井岳が、そしてつり橋が一体となったあの光景というものは忘れられない光景だと思いますので、その部分は大事に、心に残る、そういう形で何とか形は残してまいりたいと、こう思っております。そして、同時に、川幅の部分においても、しっかりとそういう一つの思いがある橋を除去してまでもやるというのはやはり住民の安全・安心を第一に考えての判断ですよということを、国・県にもこれはしっかりと思いを伝えたいなと思っております。

それから、自主防災組織でございますが、これについては町内会長さんが恐らく兼務で、本当に忙しい中でだと思えます。そういう中でも立ち上げをしていただいているところが約半分になりました。できれば、私どもも来年度にすぐ100%ということはこれは難しいと思うんですが、やはりあくまでもこの自主防災組織の目標は100%にしていきたいなという思いでございます。そういう中で、いろいろ課題があるのであれば、いろいろまた町内会長さん等と相談をさせていただいて、どういうふうにしていけば組織を立ち上げることができるのかと、そういうことを重点において取り組みたい。

そしてまた、予算がかかるという部分もお聞きをしました。ここについては、町もやはり、先ほど私の答弁でも、自主防災組織があればやはり被害が大きければ大きいほど大きな役割を果たしていただけるのだと、こういう答弁をしたわけでございますので、これについてはそういう部分の訓練費、ある程度の上限はつけさせていただくかもしれませんが、来年度当初予算が今、査定が始まっております。その中でご意見を踏まえて予算査定をしてまいりたいと。そして、できるだけ立ち上げができるような形をとれるようにしてまいりたいと、こう思っております。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ありませんか。夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 自主防災組織に関しましては、予算的な部分、そんなに多く必要だというわけではないと思います。実際、訓練したときの昼食代とかそういうものであると聞いております。ただ、あかね町内会防災会などは自前で可搬ポンプなども持っている。そういった場合の整備とか日ごろの手入れにかかる経費、そういったものも町内で負担している、結構大変だという話を聞いております。そのところを町でどういうふうに支援していくか、お願いしたいと思います。

また、自主防災会、地域の方々はどこにどのような家族構成でこういった方が住んでいるかということは、やはり町内の方々が一番よく知っている。そういった部分で、災害があったときにやはり町内のそういった組織が活躍すると思います。そして、この間の震災の際にゆとりあ、公民館、避難所を設けましたけれども、そこに行くのにも不便だという声も聞かれました。ですので、近くの集会所、屯所に行きたいという話も聞いています。そういった場合に、やはり自主防災会が先立ちになって動いていただく。消防団もそれにかかわることになると思いますけれども、そういうふうになっていけば理想的かなと。そして、集会所や屯所にもやはり非常食、また水、そういったものを少量でもストックしておいていただければ、いざというときにはそこでも対応できるのではないかなというふうに考えます。

それとやはり、あとは情報の関係ですね。消防団、行政、民生委員もしかりだと思いますけれども、情報を共有する。消防団も、やはりプライバシーの問題もございますけれども、ある程度の情報を共有して、年に何回かでも、月に1回でも民生委員、消防団、そして防災会と町内の連携をとるような形、そういうことが必要なのかなということも考えられると思います。

それともう一つ、例えば大きな火災、災害もそうですけれども、そういった場合に、自主防災会のリーダーが臨時の消防団員として、これに書いてあるのは、大規模な災害のときの運営に関してこの自主防災会のリーダーが消防団員として臨時の消防団員になれるというような、そういった取り組みをしている、対策をしているというところもあるというふうに資料があります。そういったこともさまざま大きく考えてみていただければと思います。答弁があればお願いして、なければ終わりたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、自主防災の方につきましては、またいろいろ詰めていきたいと。

機器等の部分はどうすればいいのかというご指摘もありました。担当の方でまた調べながら進めてまいりたいと思っております。

それから、避難所でございますが、町の方の避難所、先般の台風においても設けたわけですが、数がふえればふえる分、当然、少ない人数であっても、1人であっても、職員は必ず2人つけなきゃならないと。役場自体も被害状況調査からほとんどの職員が動くわけですが、ある程度の、避難所は町として設けて、これについては当然、食料、また、泊まる場合は職員もつけるということで当然いくわけですが、ふえればふえるほどなかなか対応が難しくなって、そういう中で、先ほど議員さんからもありました。町が指定した部分以外で、やはりちょっとでも近い方がいいと。そういう場合において自主防災組織さんで動いていただければ、町が取り組んでやっていく部分と、自主防災組織の方々がまず初期対応といいますか、やっていただければ、これは全体としてスムーズに活動ができるのではないかなと、こう思っておりますので、そういう部分を、全部の町民が近いところがあればこれはいいのはわかっているんですけども、そういうことによって逆に活動が滞るという部分も出てきますので、そのいわゆる役割分担といいますか、町が全部これはやっていかなければならないことですが、早い対応をしてもらうことによってその地域の皆さんもより安全で生活できるということになると思いますので、そういう部分はしっかりとまた担当部署とも詰めながら取り組んでまいりたいと、こう思っております。

○議長（坂本正紀君） 以上で、夏堀文孝君の質問を終わります。

ここで11時30分まで休憩をいたします。

（午前11時23分）

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時32分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

1番、山田賢司君の質問を許します。山田賢司君。

（1番 山田賢司君 登壇）

○1番（山田賢司君） まず、初めに9月の台風による被害に遭われた皆様には心よりお見舞い

申し上げます。

さて、私は今回、大きな項目でこの台風被害とまた空き家の対策についてを質問させていただきます。

まず、初めに河川の災害に関してであります。今回の馬淵川の氾濫による農地の被害額はどの程度でありますか。それに伴う収益の減はどれくらいと考えているのでしょうか。

また、居住地域は優先して対応されると思いますが、農地については対応が遅くなる。そういう傾向があります。馬淵川河川改修、今までいろいろ言われてきましたけれども、まだなっていないのが実情です。これから先、この災害を通していろいろ働きかけを行いその予算が通ったとしても、これから先長い年月がかかる。その中でまだまだ農地の氾濫、その中で農家の人の減収が続く。そういうところでこの度の収入が減り、後片付けに費用がかさむことになる、そういうところを何とか軽減できる措置。

他県では遊水地としてみなし、その台風被害により洪水が氾濫した場合にはその補償するという制度もあるかに聞いております。そういう制度は今もあるのでしょうか。

あと一つ、なければ、今町ではこの間の臨時議会で農地のお見舞い金ということで考えていますけれども、これからも経常的に、もし災害があるとなれば続けなければならない、そう思っております。

そうなる、町だけではなく国・県・町によって基金を積み立てるという方法もないのでしょうか。その点を、災害に関してはお聞きしたいと思います。

また一つ、空き家対策であります。

防災の観点からも、各地に空き家がたくさんふえてきております。この空き家には、今にも倒れそうな家と言えいいですけどもそういうものもあります。このような、南部町には建物がどの程度あるのでしょうか。

また、そのような建物は今すぐとは言わなくても、火災その他によって防災の観点から見ても対策が必要になってくるのではないかと。そう思っております。国・県には何らかの施策はあるのでしょうか。また、町はどのようにお考えでしょうか。その2点について、お聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） それでは、山田賢司議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、農地の被害額等についてのご質問でございますが、今回の台風よっての被害でございますが、被災直後から農林課職員が被害調査を行い、また、10月5日、6日には南部町内全農業者を対象に農地等災害申請の受付を実施したところでございます。馬淵川氾濫による農地被害でございますが、職員による被害調査結果と農業者からの災害申請をとりまとめたところ、田畑への土砂流入堆積が主なものでございますが、土砂排除に要する額を被害額として約1億980万円と算出したところでございます。

また、収益の減でございますが、被害による減収量に県が定めている単価を乗じて被害額として算出しております。その被害額いわゆる収益減となった額でございますが、農産物被害額はおよそ6,700万円。内訳につきましては水稻が500万円強、リンゴ等果樹が1,600万円強、ネギ、食用菊、ブドウなどその他野菜、穀物類が約4,500万円、畜産関係が約800万円となっております。

先ほど、農地復旧に時間がかかるというご指摘もいただきました。先般、災害査定が終わりまして、今度は設計、発注工事という順番になってまいりますけれども、来年度の農作物の作付けに間に合う状況で進めることができるだろうと思っておりますので、農業者の方々には作付けに迷惑がかからないようにしっかり整備してまいりたいと思っております。

次に、補償費等と国の考え、また町の考えについてのご質問でございますけれども、馬淵川水系河川整備計画では、苫米地から三戸町川守田までの区間は河道掘削を行い、相内地区及び川守田地区の輪中堤の整備をそれぞれ20年内に整備するというふうに昨年に計画の見直しをしております。その中で優先して相内地区がもうすでに完成したわけでございますが、この計画の見直しにより青森県が馬淵川中流部の河道掘削工事の実施を計画していましたが、9月17日から22日にかけての長雨、また追い討ちをかけた台風15号によって馬淵川が氾濫し、18年の水害よりも範囲が広範囲になったわけでございます。このように整備計画を見直し、整備の実施中においても何度も水害に見舞われ、そのたびに農地は浸水を被ると。農家の方々には農業生産の意欲が阻害されているのが我が町の現状でございます。このことから、被災した農地を遊水地とみなして補償費を支払う制度の考えは、農家の方々の生産意欲というものをもたらず支援の方法であると思われま。

遊水地事業についてですが、国土交通省が行っている事業では、岩手県の北上川沿いの農地を周囲堤で囲み遊水地とした一関遊水地が有名でございます。馬淵川の遊水地の整備につきましては、馬淵川水系河川整備計画の作成及び見直しなどを行うために意見を述べる馬淵川水系河川整備学識者懇談会が組織されておりまして、私もこの委員になってございます。委員として遊水地

についての意見も懇談会で述べてまいりました。ただし、遊水地として国が認めるという部分は非常に難題でございまして、実際には、我々の地域はもう遊水地の役目を果たしているんだということを強く訴えてきたわけなんですけれども、結果的には、事業的には取り上げられておりません。

補償に関しては、農地を遊水地とする周囲堤を整備し、洪水の発生により遊水地が使用され、米等の収穫ができなくなった場合に補償を行う地役権を設定することによって補償費を支払うことは可能となっております。国・県では、遊水地の補償に関しては遊水地事業として位置づけられた事業実施の過程において補償を行うとなるわけですが、現整備計画では遊水地などの洪水調節施設は見込んでおりません。当該地域において浸水被害があっても、遊水地としての補償はできないとなっております。

また、基金等の積み上げによる独自の補償制度でございましてけれども、国土交通省の制度として、氾濫地域が地形的な特徴によるもので、古い時代から何ら変わっているものではなく、従来の地形で従来どおりに氾濫したことに対する補償制度はできないというふうになっておりまして、一関もそうですが、周囲堤、これを囲んで洪水になったときに意図的にそこに流すと、そういう場合には補償するという制度でありまして、私もここは、法的な部分はわからない部分もありましたが、ただ、現実には我々の地域は遊水地の役目をしているんだと、このことは訴えてきております。

また市会に、今回の台風があったことに伴い、学識経験者、また、整備計画の見直し等の機会がある連絡が入っておりますので、そういう部分は再度訴えてまいりたいと思っておりますが、課題としては非常に難しい課題もあるということもご理解をいただき、また、町単独の補償制度という部分については大変財政的に厳しいかなと。先ほど工藤幸子議員さんからもありましたが、町で整備と。国の管轄は本来、国がやらなければならない、県管轄は、我々中流部は県管轄、本来、県がやらなければならない、そういう役割分担になっているわけですし。ただ、それぞれがお金がないという中で、我々地方自治体はもっと厳しいわけでございます。そういうことから、三村知事も県でもなかなか予算確保は難しいと。国の予算というのは大きな予算を持っているわけですので、そういう中の位置づけからすると可能であるのではないかとということで、県管轄を国直轄にしてほしいと要望しているところでございまして、考えは私も同じ考えで、我々とすれば、いずれにしてもまず1年でも早くそれが実現できる形がどの形かということ、ここに住んでいる我々は要望していかなければならないと、こう思っておりますので、当然、今回の台風の被害を受けて県にも当然既にお願いをしておりますし、県もまた国の方にもお願いをしている状

況でございますので、ここは議員の皆さんと、私ども行政側とも、また町民の皆さんとも気持ちを一つにして、同じ方向で要望していくということが大事になってくると思いますので、整理して19日も要望活動をしたいと思っております。

次に、空き家対策、また、現状等についてでございますけれども、南部町消防団が防災上の確認ということで平成19年5月31日現在で調査をしております。その結果では、全町で247軒の空き家がありました。この軒数は、利用可能な空き家と老朽化し倒壊・火災の危険があり、建築物の機能が損なわれてしまっているいわゆる老朽危険空き家も含んでいる軒数でございます。当町においても、高齢化と核家族化の進展により空き家となる住宅がふえてきていると推測されます。

これらについて、国・県の直接的な政策は現在ないわけでございますが、当町を初め全国の自治体で実施している空き家バンクの制度があり、空き家を有効に利用する一つの対策と思っております。しかしながら、この制度はあくまでも利用可能な空き家に対するものでありまして、老朽危険空き家に対するものではありません。当町も空き家バンク登録をされている方が、たしか四、五名だったと思いますが、そこは活用させていただいておりますが、なかなか我々が調査してこのうちは活用できるんじゃないかなと思っても、所有者の方がまだ荷物を置いていたり、いろいろな、それぞれの所有者の方々のご事情もありまして、もっとふえてほしいと思っております。なかなか、実際、担当者から聞きましたらそれぞれの方々の事情もあるということでございます。使える家屋等については、それでもまた呼びかけをしながら活用できるようにしてまいりたいと思っております。

老朽危険空き家の処理、対応でございますが、日本の憲法でいくとあくまでも所有者の権利と責任のもとでという処理、対応になっているのが基本原則でございます。今の法律では行政の方が所有者に了解を得ないで手をつけるということができない。もしこれを何らかの形で訴えられると、これは間違いなく町側が負けてしまうというのが現在の法律になっているわけでございます。ただ、それぞれの地区に行きますとやはり何とか町で処分してもらえないかという話は、いろいろな地域に行きますと実際私も聞いております。そういう法律上の問題等もあるわけでございますけれども、再度、消防団員初め行政員、民生委員さんからも協力をいただきながら調査をしていただいて、所有者の把握、実際にもうこちらに住んでいない方、また、もう連絡がとれない方というのも実際ございます。この台帳を整理しまして、了解なしで壊すということではできないわけですが、ただ、所有者の方々に何とかお願いをしていくというのは町としてこれはできると思っておりますので、そういう調査をしながら、また、所有者の方々にお願いをして少

しでもそういう不安がなくなっていけるように努めてまいりたいと、こう思っております。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。山田賢司君。

○1番（山田賢司君） 先ほどの被害額の件であります、その被害額の中には農林施設、ハウス、また農業機械などの分も含まれているのでしょうか。その点を一つだけお聞きしまして、あと、できるだけ早く災害がない河川が整備される、そういうことを、私も一生懸命頑張っていくつもりでありますので、何とかかなうように努力してまいりたいと思います。その辺も町の方にお願ひしまして私の質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） ハウスの部分は被害の方に含めてございませうけれども、農業機械の方は含めてございませうでした。

以上であります。

○議長（坂本正紀君） 以上で、山田賢司君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時51分）

○議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

3番、中館文雄君の質問を許します。中館文雄君。

（3番 中館文雄君 登壇）

○3番（中館文雄君） 本定例会に当たり、町政にかかわる課題に質問の機会を町民を代表して行えることにまず感謝を申し上げます。

初めに、去る3月11日の大震災において、また、9月の台風によりまして被災されました皆様

に心よりお見舞いを申し上げます。

我が南部町は安全な町、安心な町を目指し、農業観光、達者村、グリーン・ツーリズム等を町の内外に訴えながら事業を展開しておりますが、全国版のテレビ画面に青森県南部町の馬淵川の氾濫状況が映し出され、私のところにも心配する方から電話がありました。町の真ん中に災害が起こる町だと思われたとしたら、町が進めている政策への影響は計り知れないものがあります。馬淵川の治水対策にはすべての力を結集して取り組むことは、我々議会、また、議員に課せられた課題だと私は思っております。

通告してありました質問に入ります。

まず第1に、日本は今、人口減少社会に入っております。我が南部町も少子化社会、高齢化社会に入り、南部町が誕生してから6年の間に1日1人に近い人口減少が続いている現状をどう対応していくか、対策をどうするかということでもあります。

先日、達者村にかかわる会合で参加された方が、人口2万人以下の町にはしたくない、なりたくない、してもらいたくないという話をしている方がいました。それから、若い方から、雇用の場がもっと欲しい、何とか地元で働く場が欲しいというような意見も出されています。そうした会合を見まして、今後、我が南部町は人口減少にどういう形で歯どめをかけるか、そういう対策。また、若者に希望を持たせる対策がないものかどうか。また、町内に雇用の場をどういう形でつくり上げていくかというような問題、また、今住んでいる方が我が南部町に住み続けたいと思わせるような対策、いろんなことは今までも対策としてやってきたと思いますけれども、新たにそうした問題に対して取り組む必要があるだろうと思います。新たな企業を誘致するということは今の社会ではなかなか難しいと思います。そうした中で、新たな企業を町として起こしていくということも今後、検討していかなければならない問題ではないかなと思っております。そうした点について、もし町長、関係課長等に、今進めている、こういうことをやっていますということがあればお答えいただきたいと思っております。

また、人口は減少しているのに一方で世帯数が増加しております。ということは、まさに高齢者が多くなって、一人で住んでいる単独世帯が増加しているということでもあります。

先日、私の住んでいるところでも1人で暮らしていた方がだれにもみとられることなく亡くなっていた。幸いに息子夫婦が里帰りして発見して、死んでいる状態を発見したという事例がございました。過去にもそうしたことがありました。単独世帯が増加している中で、今後の政策に町としてどういう取り組みが必要かということは今後考えていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

現在も高齢者に対するいろいろな事業を展開し、地区に対応する委員を配置したり、また、町内会長、行政員等を通じてそれぞれ対応はしていると思いますけれども、ますます多くなる単独高齢者世帯に対する問題を、私はできれば行政改革をしてでもそういう専門の課を新設してでも取り組まなければいけないような問題になると、そういうふうに思っておりますけれども、そういう問題に対する取り組みに対しても考えがあればお聞きしたいと思います。

私は、個人的な考えですけれども、例えば、町の政策をこれから考えるときに、モデル地区をつかって、モデル事業として、例えばその地区の単独の高齢者が、冬期間でも、冬の間だけでも一緒に暮らせるような施設、そういうことも町としては考えていく、そういう時代が来るのではないかというふうに思っております。以前、私も町内会長や行政員として地区のひとり暮らしのところを訪ねたことがあります。その中で出た言葉でありました。もし春から秋までは自分の田畑、耕せる分、そこでやるのはいいんだけど、冬になって一人で暮らしていますとどうしてか心配なことが多くなる。そしてまた、行政に除雪をお願いする安心電話つけてくださいといっても、これからますます多くなる単独世帯に対しては、それではもう対応できなくなる。あと10年、20年するとそういうことも考えられます。そのためにも今から、達者村の南部町がこういう事業を高齢者に対してやっているということもこれから必要になるかと思っておりますので、そうしたこともあわせ、もし考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

次に、八戸圏域定住自立圏構想についてお尋ねいたします。今まで取り組んできたことは資料等で私もそれぞれ理解したつもりでありますけれども、今日まで協定書を結んで町として取り組んできた内容の実績、効果について質問いたします。これは、担当課長、町長の中にあると思っておりますけれども、協定書の内容は私も見ておりますけれども、どれだけの効果が、それが町としてあったかということに対して質問いたします。

といいますのは、先般、八戸で全国規模の定住自立圏構想に取り組んでいる自治体を集めたフォーラムが行われました。南は九州、北は北海道の担当自治体の職員、また、地元議員の方々が参加しながら、定住自立圏構想のねらいと、そしてまた、それがその地方の自治体にどのような影響を与えるかという研究課題でございましたけれども、その中である自治体の関係者から、確かに中心市として、ここであれば八戸市でありますけれども、中心市として頑張っているところでありまして、ただ、ほかの構成している町村のためにどれだけなっているかという疑問があるという発言もありました。それからまた、住民の参加意識が余りないと、住民をどういう形でそうした構想に取り込んでいくかということも課題だということでありましたので、その協定書に従って今進めている事業が、どれだけ我が南部町の町民に対して効果をあらしめているかとい

うことをお聞きしたいのであります。

また、私は、一番今ここで問題なのは、圏域の自立圏構想の中で、これは研究課題以外だと言うかもしれませんが、この地区の自立圏をしていくためには、今抱えている大きな問題にも機会をとらえて検討する必要があると思います。少子化社会、また高齢化社会、そうした問題についても、この地域でそれぞれどういう取り組みをしていくかということもこの中で検討する機会があってもいいのではないかというふうに考えております。

それからまた、再生可能エネルギー問題、先日八戸で、これもまた県の委託事業で取り組んでいるNPO法人が主催して行われました。その機会にも参加させていただきましたけれども、全国の中には、それをまた地域の起爆剤としてうまく活用している地域もあるという話もあります。これは、我が南部町単独ではなかなか難しいかもしれませんが、先般、新聞紙上に、自治体枠を設けて再生エネルギー、電力に対して取り組んでいくという電力会社のコメントも載っていましたが、そうした問題を地域の活性化のためにもこうした圏域の中で検討していくということも必要ではないかと思っておりますのでご質問いたします。

それから、先ほど来、同僚議員も取り上げておりましたけれども、馬淵川に対する取り組みであります。馬淵川は、青森県領域の中では我が南部町、6割ぐらいの延長になると思います。八戸市は恐らく25%ぐらい、三戸町は15%ぐらいの、地域として抱えておりますけれども、やはり我が南部町は6割ぐらいの延長を抱えている町として、これに対しても、我が南部町単独ではなかなか解決できる問題ではありません。下流の八戸市、また、上流の三戸町、そうしたところで、それもまた三八地域の問題として重要課題として住民を巻き込んだ運動をこれから展開していかなければなかなか解決できる問題じゃないと、私はそう思っております。

そうしたことから、定住自立圏構想という一つの枠の中での考えかもしれませんが、こうした問題もこの中で検討する場、検討する機会があってもいいだろうというふうに思いますので、そうした点、この自立圏構想の中での課題と、それから、枠をはみ出したそうした運動、行動ができるものかどうか、その辺もあわせて質問いたします。

それから、よく道路とかそういう問題でありますと、全域を束ねて期成同盟だとか決起大会とか開いてやります。バイパス、国道にはありますけれども、少なくともこの南部町の中で馬淵川に対するそうした河川改修、また、治水対策に対して、町民を挙げて運動したというのは私の記憶にはございません。ですから、今こそこの自立圏構想の中で、八戸市、三戸町、また、この三八地区の住民を挙げて馬淵川の治水対策に対する行動を起こすときだというふうに私は思っておりますので、先ほど来、町長も取り組みについてはる話があります。その中で実現できれば

大変ありがたいことでありますけれども、我々も議会、議員を挙げて、そしてまた、町民を巻き込んだそうした行動を今こそ起こすべきと考えますが、その点についてご質問をし、私の質問を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中館文雄議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、少子高齢化社会の到来に向けての町の対応等でございますけれども、当町、人口減少が続く現状の中でございますが、町の活性化、産業の構築というのは非常に重要になってくるわけございまして、今までも当町においてさまざまな取り組みはしてきてございますけれども、にもかかわらず毎年減少していると。これは当町に限らないわけでございますが、その原因は、一つは自然減が約半数、社会減の異動等の減が半分ぐらいという中で、雇用の場がなかなか、機会がないということに伴っての社会的な減、また、なかなか子供が生まれず、結婚もなかなか思うように進まないという中で自然減、死亡率と出生率との関係になるわけでございますが、現状においてそういうふうな状況でございます。

そのような中で、町の活性化や産業の構築について、当町の基幹産業は農業であるという認識を持っているわけでございます。この農業の振興発展に伴い、関連する製造業、小売業といった商工業部門にも発展し、ひいては町の活性化につながっていくものと思われ、取り組みをしているわけでございますが、なかなかその思いと、また、その取り組みの効果というのはより以上にあられていないのも現状であると思っております。

特に、農業従事者でございますけれども、平均年齢が全国平均60歳を超えていると。これは当町を含め農業県、どこでも現状は同じような高齢化が懸念されているわけでございます。そのような中で、当町においては、県内においても先駆けてグリーン・ツーリズムの推進、新たな観光農業、私はいつも「農業観光」でございますけれども、農業をまず、農業から観光につなげていくという農業観光の推進、それから農道整備、基盤整備の充実も図っているわけでございますが、なかなか予算を伴う部分が、ハード部分がございます。一つずつ整備をこれはしなければならぬと思っておりますし、また、当町の独自の支援事業でございますが、新規就農支援事業、これは毎年十数名活用していただいております。これはずっと続けて、一人でも二人でも、若い人たちもまた農業に参入してくれる、そういう支援をしっかりとしていきたいと、そういう思いでの町

独自の支援でございます。

また、当町はニンニクの発祥の地ということで、全国的には田子産が有名になっているわけですが、それでもニンニクに取り組んでいる農家さんもあります。合併した年に、福地地区の方々の意見も聞いて、ニンニクの優良種子購入、これが大変お金がかかってなかなか思うように進まないというお話がありまして、独自に種子の購入支援も行っております。

また、町独自のかさ上げの米所得補償支援、こういうものも行っております。

そのほかにもいろいろな事業が県・国含めてあるわけですが、他町にない独自のかさ上げをしております。半分までは国の補助金、また県の補助金、それに半分足りない部分においては町が独自にかさ上げをして負担を軽減していくと。これも近隣ではほとんどないと思っておりますけれども、そういう事業をしながら農業の振興に努めてまいっております。今後とも、こういう部分をしっかり継続していかなければ意味がありませんので、しっかりとした予算を確保しながら、若い人たちも農業に従事できるように取り組まなければならないと。

きょうは、先ほどお聞きしまして、三戸高校の1年生の生徒さんですか、体験学習ということで役場を訪れていたということで、議会も傍聴したいというお話がありまして、ぜひどうぞ勉強してほしいということで、まさに若い生徒さんたちが来ております。そういう方々がなぜ農業になかなか目を向けてもらえないのか、若い人は若い人なりの考えもあると思います。逆に、どういうふうになれば農業をやってみたいかと、そういう考えもあると思います。きょうは三戸高校の生徒さんがお見えになっておりますけれども、地元には名久井農業高校さんもございます。そういう生徒さんもまた機会を設けながら、聞きながら、若い人たちにとって魅力を持ってもらえる、そういう部分もしながら進めてまいりたいと思います。

雇用の部分についてでございますが、今、福地第2工業団地跡に区画がまだ残っているわけですが、これも担当課を含めながら誘致活動を進めております。今、多摩川精機さんがまず入っていただいております。当時、最悪の状況から、従来に近づくような形になりつつありますけれども、この残っている2区画、ここにつけて万全を期しながら活動をしていきたいと。お話はちよくちよくあったりするんですけども、最後にまだ決まらないということもございません。県の方とも連携をとっております。少しでもそういう情報があれば職員も出向き、受け入れの状況、支援というの、緩和を考えながら、できるだけ早く2区画に入ってもらおうように努めてまいりたいと。現状はなかなか、今の厳しい状況でございますのでそう簡単にはいかない部分があると思っておりますけれども、前には5区画ぐらい残っていたのがそれでも3区画埋めることができましたので、粘り強く進めてまいりたい、こう思います。

次に、少子高齢化社会に向けての対応等でございますが、これは本当に議員ご指摘のとおり、少子高齢化に伴い、高齢者の単独世帯の増加が懸念されております。家族世帯を対象とした各種政策の実施が大変難しくなってくると考えられます。

そこで、高齢者の単独世帯につきましては、地域として見守る、地域として支え合うということが肝要でありまして、このために、地域コミュニティ活動の強化、連帯感に満ちた地域社会づくりが重要であると考えてございます。先ほど午前中の質問でもありました自主防災組織、これを本当に強化していかなければならないと思っておりますし、それぞれの地域コミュニティ、ここでの支援体制ということと一緒にこれは取り組まなければ、町だけでもすべて対応できる状況でもなくなってきていると。住民のまさにマンパワーもおかりしながらこれに取り組む必要があるなというふうに思っております。自分たちの地域は自分たちで守ると同時に、自分たちの地域は自分たちの手でつくっていくということも大変重要になってまいりますので、そういう気運を醸成していきながら地域コミュニティの育成に努めてまいりたいと、こう思っております。

次に、同じ項目の中で、これは健康福祉課の所管からの見解で申し述べたいと思います。

平成23年度現在において、高齢者独居世帯が650世帯、高齢者のみ世帯が602世帯となっている状況であります。若い世代の方々との同居率の低下に伴い、高齢者世帯の増加、また、近所づき合いの希薄化等により、当町でも先ほど議員からもご指摘がありました孤独死が見られるようになってきていると。また、亡くなられた方のご遺体の引き取り遺族等の調査等が多くなってきているのも現実でございます。

現在、町では高齢者施策として、在宅ひとり暮らしの高齢者を対象とした日常生活上の援助を行う軽度生活援助事業、調理が困難な高齢者や障がい者等を対象とした朝食、昼食、夕食の配食サービスを行う食の自立支援事業、また、公共交通機関を利用することが困難な在宅の寝た切りの方々を対象とした医療機関等へ通院するための高齢者等外出支援サービス事業などを展開しております。

特に、地域において高齢者の方々の日常生活の状況及び災害時において援護が必要である方々の状況の把握が重要課題であるというふうに思っております。日常生活の把握においては、ほのぼのコミュニティ21推進事業でのほのぼの交流協力員の見守り活動、また、ひとり暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯、障がい者の方々を対象とした緊急通報体制等整備事業での機器の一斉更新、平成21年度からは要援護者台帳整備とその後の継続的な訪問活動、そして、平常時や災害時における要援護者の把握を地図上に表示できる管理システムを今年度に導入して、緊急時に素

早く確実に対応できるように努めてまいりたいと、こう思っています。

また、これらの情報を地域の民生委員、消防団、町内会、自主防災会、ほのぼの協力員の方々と共有していくことが大変大事であるわけでございます。ここで、個人情報とかいろいろな部分で弊害がある部分もありました。登録をしていただくために、全世帯を回りまして調査をし登録をしていただいておりますが、その中において、まだ自分は元気なのでいいという方々もおりまして、我々としては全部登録していただきたいわけですが、ここは一つは個人情報保護法ということで、一方的に町で書類をそろえるということもいかないということで、一件一件これはご本人から確認をとってございます。

そういう中で、その名簿についても、本来であればやみくもに他団体等に配布することはこれは好ましくないとと思いますが、ここはそういう登録の方々にご理解をいただいて、やはりそういう部分は地域の方々、近い方々にその名簿がないと、いち早い安否確認なり救済なりいろいろな対応というものはできないわけでございますので、この資料はそういう関係者にも同じく共有して進めているところでございます。

そして、先ほど、専門課の新設、冬期間でも一緒に暮らせるようにできないかというご質問もございました。専門課の新設という部分においては、今、南部町は合併しまして課がまだ比較的多い町でございます。できるだけ課の統廃合も今、進めてきておりまして、現在もこの5年間でも進めてまいりました。新設は別にしても、例えばそういう専門班とかそういうものが可能かどうか、現在においても健康福祉課の中でそういう体制はとってございますので、さらに今度は、新しいシステムも、地図上のシステムも導入してまいりますので、しっかりとした対応はとっていきたいと、こう思っています。

それから、冬期間の件でございますが、調査等を行ってもよろしいと思います。どのくらいの方々がそういうことを希望されているか。当時、これは合併前でございますが、名川町時代に高齢者、ひとり世帯の方々とかそういう方々にアンケートをとりまして、老人アパートといいますが、そういうたぐいので希望があれば町としても考えますよという調査を含めながらお話をしたことがございました。これは病院の千葉院長とも一緒にそういうことは可能かどうかという話をしながら調査をしたことがありましたが、調査した結果は、そのときには、いや、少し風が入ってきてても自分の家で住みたいんだという方々がほとんどでございまして、そういうご意見もあってそのときにはそれ以上には進めなかったわけですが、それから年数もたってございまして、また、高齢化率もその当時よりもまた上がってきておりますので、そういう部分においてはまた希望をとって、実際にどのくらいの方々が希望するのか、それによってどういう施設が必要かとい

うことも考えていかなければなりませんので、ここは担当課の課長もおりますので、そういう部分においてはまた調査をしながら進めることができるかどうか検討してまいりたいと、こう思います。

次に、八戸圏域定住自立圏構想についてでございますが、今日までの取り組みと効果についてでございますが、八戸圏域定住自立圏は、定住に必要な都市機能及び生活機能の確保・充実を図るとともに、自立に必要な経済基盤の整備を促進することにより魅力あふれる定住自立圏を形成するという目的で、中心市の八戸市と当町を含む三戸郡の6町村及びおいらせ町を構成市町村として平成21年度からスタートしております。平成25年度までの5年間になるわけでございます。

自立圏構想の趣旨、また、取り組み等については、中館議員さんも既に勉強されて把握されている部分が多々あると思います。スタート当初、医療・福祉を初めとした各分野から16事業、当町に関してはそのうち13事業の協定が締結されて事業を進めてきたところでございます。現在においては27事業、当町に関するものとしては23事業の協定が締結されておりまして、本定例会におきましても新たに3事業を追加、協定変更について議案を提出しているところでございます。

今までの効果、まだ形的に見えにくいのもあると思いますし、はっきりとあらわれているもの、一つはドクターカーの運行事業、これにはドクターカー、八戸市立市民病院に現在2台配備されております。1台は寄附がございまして、合わせて2台の運行でございます。また、安全・安心情報発信事業圏域拡大ということで、「ほっとスルメール」が当町にも発信され、地域の災害情報をいち早く取得できるようにもなっております。また、10月1日から、交通機関でございますけれども、試験的運行として2年間、上限500円でございますので非常に安い金額でございます。500円バスの実証実験が実施されておりまして、南部バス利用者の利用料の軽減が図られてございます。ここはまた、青い森鉄道も抱えている町でございますので、今度はそういう青い森鉄道との絡みは今度どうなるのかと。一つよくしていくと片方に影響が出てくるという部分もあるわけですが、一つは、広域圏で少しでも住民の負担軽減ということを考えて、共通の協定として取り組んでいるところでございます。事業によっては、それぞれ持っている町村の特徴、そういう部分においては中心市と1町村だけが締結している事業もございます。そういう関係で、現在、27事業のうち23事業に南部町も協定を結んでいるという内容になってございます。

あと、中心市と中心市以外の効果ということでございますが、先般も町村長会議、郡のいわゆる自立圏構想の関係者の会合がありまして、今のところ、他の首長さんたちからも出ていることは、いろいろな部分で拡大されてきていて非常にいいというふうな意見が全体的なご意見でございました。あとは、まだしっかり形にできていない部分もあると思いますので、そこをもっとわ

かりやすく、また、住民の皆さんも活用できるように詳細の部分をも詰めていかなければならない部分もいっぱいあると思いますが。そういう会合の中では、全体的には定住自立圏協定、これについては評価があるというふうに感じております。市町村合併をしてそれぞれの自治体、単独でいっているところもありますが、やはり財政的な部分、今まで町独自で進めてきた部分を、それぞれの町も負担軽減を図りながら広域的に取り組んでいった方がいいと。こういう考えのもとで取り組んでいると思いますので、これはまたその都度、必要であれば追加協定というのも出てきます。いろいろな部分で、議員の皆さんからの、ここはまたひとつ取り組んでいったらどうかというようなことがあればまた提言していきたいと、こう思っています。

次に、再生可能エネルギー等も含めた自治体の活性化、町の対応についてでございますけれども、自立圏においても、再生可能エネルギーを含めた新たな事業項目につきまして、先ほど申し上げました当町といたしましては議員の皆様、また、住民の皆様のご意見等を踏まえてワーキング会議等において検討してもらえようように話をしてみたいと、こう思っています。そういう中で、住民の意識がどの程度あるのかというご質問でございました。広報等さまざまな機会を得て周知はしておりますが、まだまだ物足りない部分があるだろうと。議員の皆さんと我々行政サイドの理解と住民の皆さんの理解というのは、まだまだ恐らく差があるだろうと、こう思っておりますので、ここは広報紙等、また、いろいろな会合等を通じながら、自立圏で広域的にこういう取り組みをしていると、こういうことを紹介していかなければならないだろうと、こう思っております。そして、有効に活用できるように、今回の追加提案3事業というの、広域的に広げた方がいいということから追加の協定になっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、馬淵川の整備についてでございますけれども、これも広域的に自立圏構想の中で取り組んでいく時が来たのではないかとご質問でございます。まさしくそういう状況、これはもう恐らく何十年、百年単位ぐらいになる、昔から要望はしてきたと思っております。当時の首長さん、議員の皆様、また町民の方々、少しずつは改善されて整備されてきておりますけれども、それでも今回の台風のようにまだまだということを感じた今回の被害でございました。そういう中においては、広く心をつにしてこれは取り組む必要があるかと、こう思っております。ただ、一つやはり難しいのは、五戸町さんには五戸川がありまして、南郷区さんには新井田川と、こういった中で、馬淵川の沿線じゃない市町村の方々がどれだけ理解をしていただけるかなというの、実際にあろうかと思っております。そういうことで、午前中も申し上げました河川整備計画、また、学識者懇談会、会議等においては、馬淵川沿線の八戸市、南部町、三戸町とこ

ういう町が入って、また学識経験者の方が入っての整備計画を進めてございますので、お話ししてみたいと思いますが、それぞれが災害時に、水害時に、五戸であれば五戸川の対応、五戸も恐らく今回の被害で要望が出ると思います。新井田川関係、そういう部分をそれぞれが抱えておりますので、そこはどのような形で進められるかは未知のところがありますが、逆に県の方にも私は国の方にもお願い、以前にもしてきたのが、我々の地域は岩手県とも協議していかないとこれは恐らく解決できないんじゃないですかと。ダムの問題、こういうことになりますと当然、岩手県にダムをつくってもらわなければならない。今回の被害を三村知事も、現地に来まして、たしか翌日の新聞だったと思います。「岩手県県北ともこれは協議をしていかなければならない」というふうなコメントが載っておりましたので、県の方も我々の地域じゃなく岩手県北も含めた中での協議がこれからやっぱり必要であるというふうに認識を持っていただいたと思いますので、そういう部分においてはまた強く働きかけをしてみたいと、こう思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議員のご質問の中に、モデル地区を設けた高齢者の冬期間の越冬施設というようなご質問でございました。この越冬の施設につきましては、大分以前ではございますが、豪雪地帯等を対象にして、今現在の特別養護老人ホームに類似したような施設を建築しまして、そこで高齢者の方々に越冬してもらおうという試みがございました。ただし、町長が先ほどお答えしたとおり、当時は自宅で生活をしたいということで入居率が大変低かったという事実がございます。最近では、福祉的政策以外の国土交通省の事業であったと記憶しておりますが、高齢者専用の集合住宅の整備事業がございます。この施設には寮母等がおりまして、食事の提供等も行うという形で、介護保険法で言うグループホームに類似した施設ではありますが、福祉施設ではないという、高齢者専用の住宅の整備が昨今、計画されており、町長にも相談に参っております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。中館文雄君。

○3番（中館文雄君） 今、町長からの答弁、また課長からの答弁の中で、取り組んでいる状況

そのものは理解していたつもりです。ただ、今、課長から答弁あったような事業というのは、一般に我々は知らなかったという事実があります。これは、それを利用するしないは、これは今後、それぞれの地域によって、住宅が密集している地域であればそれほど心配ないかもしれませんが、どうしても山間部にそういう高齢単独世帯が発生したときには、その町内の役員、また役所から、行政の方から頼まれている職員だけでは対応できないような問題が今後発生すると思いますので、これからの課題としてひとつ検討していただければと思います。

それから、一つ目、さっき言った定住自立圏構想の中で、先ほど町長から答弁ありましたように、これは八戸、南部町、三戸だけの限られた地域での問題ですから、全体としてという話でありました。ただ、八戸はもう既に5割以上の整備が進んでいるような状況で、堤防そのものはもう根城地区まで両側全部終わっていますし、片方はもう一日市地区まで堤防がかさ上げされた状態ですから、熱の入れようがちょっと、南部町とはまた違った状況ではないかと思っています。ですから、私は何か巻き込んで、この際に八戸市、また三戸町、いろいろな、議会、団体等を巻き込んだ運動を起こす、そういう時期にも来ているのではないかなと思いましたが、再度その辺についての、それはちょっと無理だということか、その辺も研究してみるあれがあるか、ちょっと再質問、それが答弁いただければ私の質問は終わります。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） それぞれの事業につきましては、いろいろな機会を設けながら、住民への周知は主に広報紙が一番の周知の資料になるわけでございますけれども、しっかりとまずは広報紙を町民の皆さんにも見てもらえるようにしていかなければならないと。いろいろ会合等で、私も行って、知らない、それはどこで聞けばいいんだとかいろいろ聞かれます。ただ、ほとんどすべては広報紙には載っているんですが、中には広報は見ないんだよと、こういう言葉をいただくものですから、やっぱり一番の情報になるのは広報紙でもありますので、そういうことを住民の皆さんにもしっかりと周知をして、事業の説明をして、紹介をしていきたいと思えます。

それから、馬淵川整備でございますが、定住自立圏において八戸市は下流10キロが国管轄でございます。それから中流、上流が県管轄ということで、午前中の答弁でも申し上げました。なかなか県管轄、予算がつかない、進まない。だから我々は、国直轄にして早くやってほしいということを今日までもお願いをしました。そういうことで、やはり下流からしていかなければならないというのは我々もいろいろな会合で言われます。であつたら、早く、これは八戸からでもして

こないと我々中流部にはいつまでたっても来ないじゃないですかと、こういうこともきつく申し上げてきました。そのせいではないと思うんですが、恐らく国の事業、そういう中で、下流から動いて、議員からお話がありましたように、今、八戸市がまず整備が進められてきているということで、八戸市を含め、また、当町、三戸町、これの組織でもって活動するということは大変有意義なことだと思っております。それが含められた河川整備計画、ここに3首長も入っているということだと思っておりますが、そこにまた、議員は町民も巻き込んで一緒になって活動していた方がいいじゃないかというご提案だと思っておりますので、今後そういう部分も含めて、市長さん、また、三戸の町長さん等々にも話をしていきたいと思っております。

ぜひ議員の皆さんも、それぞれ八戸の議員さん、三戸町の議員さん、交流があると思っておりますし、一緒になる機会があると思っております。議員の皆さんも、そういう機会があれば、そういうお話も議員の皆さんからも出していただければこれまたスムーズに進むかなと、こう思っておりますので、よろしくひとつお願い申し上げたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 以上で、中館文雄君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、12月7日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後1時48分）

第42回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成23年12月7日（水）午前10時開議

第 1 一般質問

14番 立花 寛子

1. 水害対策について
2. 水害時における学校の対応について
3. 環太平洋経済連携協定（TPP）について

16番 工藤 久夫

1. 南部町の将来人口の予測と、それに伴う施策の方向について
2. 八戸圏域における広域交通の取り組みと南部町の里バス、コミュニティバスのあり方について

15番 川守田 稔

1. 放射線測定とそのデータの評価について
2. 健康増進公社について

7番 根市 勲

1. 南部町の教育、人づくりにおける現状と課題について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山田 賢司 君	2番	八木田 憲司 君
3番	中館 文雄 君	4番	工藤 正孝 君
5番	夏堀 文孝 君	6番	沼畑 俊一 君
7番	根市 勲 君	8番	河門前 正彦 君
9番	川井 健雄 君	10番	中村 善一 君
11番	佐々木 勝見 君	12番	工藤 幸子 君

13番 馬場又彦君
15番 川守田稔君
17番 坂本正紀君

14番 立花寛子君
16番 工藤久夫君
18番 東寿一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	有谷隆君
環境衛生課長	中野雅司君	農林課長	中村一雄君
農村交流推進課長	福田修君	商工観光課長	神山不二彦君
建設課長	工藤満君	会計管理者	庭田富江君
名川病院事務長	佐藤正彦君	老健なんぶ事務長	麦沢正実君
市場長	工藤欣也君	教育長	山田義雄君
学務課長	夏堀常美君	社会教育課長	工藤重行君
農業委員会事務局長	坂本勝君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根市良典	主幹	板垣悦子
主査	秋葉真悟		

開議の宣告

○議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第42回南部町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

14番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。12月定例議会に当たり、一般質問を行います。

今回の一般質問は、台風15号被害を受けてその対策はどうあるべきか、個々の支援を考えるとどうしなければならないのかと考え、準備したわけであります。災害対策は、その時だけでなく継続して対策を求めていくことが大切であり、国に対してもその姿勢を動かす粘り強い働きかけが必要であると考えます。被災された皆様への復興を心より願い、一般質問を始めます。

水害対策についての質問です。

台風15号の影響でさまざまな被害を引き起こしました。その影響は収束しておらず、来年の農作業などに支障を来すことのないようにしていかなければなりません。台風15号の影響は、これまでの災害対策を見直す機会になるのではないのでしょうか。

そこで私は、（仮称）医療健康センターの建設地について見直しする考えはないという町長の答弁に対して、疑問な点を挙げて質問するものであります。

町長は10月12日の第40回南部町議会臨時会において、次のように答弁しております。「予定された建設地の高さまでは冠水していない。現在、実施設計中であり、今回の水位を参考に盛り土、自然勾配による建物の洪水等の防止対策を検討する」と。では、それにかかる予算、時期や工事期間は、また、工事の方法などについてどの程度見ているのでしょうか。そのような工事をして、土地の選定自体を疑問視している町民は多いです。見直しが必要であると思いますが、その考えはいかがでしょうか。

2点目の質問は、自営業者が被災した場合の助成を国に求める考えはおありでしょうか。

今回の水害では、特に三戸駅前の商店街の被害は甚大でした。商売をなりわいに生計を立てている人々のその場所が被災しているわけですから、商売は成り立ちません。現在は、自力で再建しなければなりません。何らかの手だてが必要ではないでしょうか。政府は「個人財産の形成になる」という理屈で、民間の商店、工場、医療機関などの復旧を支援しないという古い見解に縛られております。この考えが復興の重い足かせになっています。被害を受けた商店街の再建のためにも、政府の考えを改めさせ、生活支援の手だてを求めていただきたいのであります。答弁をお願いします。

水害時における学校の対応について質問いたします。

小中学校それぞれに対応の仕方は違っているとは思いますが、緊急の場合、児童・生徒の帰宅方法についてどのようになっているのでしょうか。特に、台風15号のときはどのようであったのかお聞きするものであります。保護者への連絡、バスの確保や水位の確認や被災地域の把握はどのようになっているのでしょうか。特に今回、被害の大きかった三戸駅前周辺、南部伝承館周辺や本庁舎あたりに帰宅させなければならなかった場合、どのような対応が考えられるのでしょうか。または、帰宅させずに保護者の迎えを待つとか選択肢があるわけですが、実際行われた対応はどうであったのでしょうか。冠水している地域に家がある場合、児童・生徒への対応はどのようになるのでしょうか。

2点目の質問は、父母に対して災害時の対応を説明しておく必要があると思いますが、どのようになっているのかお聞きするものであります。

次に、環太平洋連携協定（TPP）について。

1、農業分野以外の影響はどのように考えておりますか質問するものであります。TPP反対の世論は大きく広がり、全国農業協同組合中央会が中心となり、農漁業者団体や消費者団体も取り組んだ反対署名は目標を大きく上回ったと聞いております。こういう状況を無視してTPP参加を決定したことは認められないこととあります。TPP参加は、日本の農林水産業に壊滅的打

撃を与え、国民の安定的な食料供給を土台から崩します。自国での農業と食料生産をつぶし、もっぱら外国に頼る国にしてよいのか、この国の根本的なあり方が問われているのではないのでしょうか。

ＴＰＰは、農業と食料だけでなく、暮らしと経済のあらゆる分野が交渉対象とされております。ＴＰＰ協定交渉では、政府調達、金融、投資、環境、労働など24の作業部会が設けられていると報じられております。非関税障壁の撤廃の名で破綻したアメリカ型ルールが押しつけられるならば、これまで国民が築き上げてきたよい形が大きく変えられるのではないのでしょうか。特に、食の安全、医療、官公需公共事業の発注、金融、保険、労働など、住民の生活や安全を守るルールを監視するその体制、中小企業を支援する制度などが大きく崩される危険があると報じております。どのような影響があると考えておられるのでしょうか、答弁を求めるものであります。

2点目の質問であります。ＴＰＰ参加となった場合、政府に対する要望はどのようなものでありますか、答弁を求めます。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、医療健康センター（仮称）建設についての水害対策等のご質問でございますけれども、先般の台風15号の水位等でございますけれども、ご存じのように、剣吉観測所では7メートル98、約8メートルとなっております。過去最大の水位が昭和22年8.4メートルというふうにお聞きしておりますので、今回の洪水は45センチほど、今回よりもまだ昭和22年は高かったということになります。

今回の水害において、名川中学校の敷地でございますが、浸水はしてございません。また、今回の台風を受けまして、予定されていた地盤高よりもさらにかさ上げを、安全を確保するという意味からも、30センチほどかさ上げする変更を今、行ってございます。それに基礎等が入りますので、さらに地盤から20センチということで、現在においても浸水なかったわけでございますが、さらに安全対策ということでかさ上げ30、基礎20ということで、さらにまた50センチほどの高さは確保される計画で今、実施設計の方を変更しながら取り組んでいるところでございます。

同時に、土地造成設計、また排水路の変更も含めて設計業者さんと打ち合わせを進めているところでございますので、その側溝等の関係が若干増額になる可能性はあると思っております。こ

れも一つ安全対策の一環によるもののご理解をいただきたいなと思います。

なお、工期の方については、今のところは延期にならない予定で進められております。

見直しというご意見ございましたが、病院、現在の名川病院、私もたびたび行くわけですが、非常に老朽化してございます。一つは、5強等の地震があった場合に建物自体が大丈夫なのかと、そういう状況の老朽化でもあります。そういうことから新しい医療健康センターの建設構想というふうに及んできたわけございまして、まずは現地の部分の安全確保、しっかりとこれを確認をし、進めていき、私は早く患者さん、また住民の方々が、新しい医療センターで、病気になった場合にしっかり見てもらえる、そういう環境をしっかりと努めておかなければいけない、そう思っております。

また、現在の医師、常勤5名おられるわけでございますけれども、今回の医療健康センター構想につきましては、医師の方々からもご理解をいただいて、そういう病院であれば我々も勤務してやっていきたいという中で、医師の確保、そういう部分も含まれております。今、医師の確保、それぞれの自治体病院、大変な苦勞をされております。そういう中において、我々、私どもの名川病院、常勤の医師が5人いるというふうに現在非常に恵まれている状況の中で医療体制が組まれております。我々は、そういう医療全体のことも含めてまちづくりをしていかなければならない。

そういう中で、ご指摘のあった部分については我々も十分注意を払い、そしてまた実施設計、現在進行中でございますけれども、さらに見直しをかけて行っているということでございますので、何とかご理解をいただいて、私は予定どおりの期間にしっかりと整備をしていくということが大変大事だと、こういうふうに思っておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げたいと思います。

次に、被災した自営業者に対する助成、国に求める考えはないかということでございますが、これは機会を見ながら、当然、商工会さんの方ともこれは連携をとりながら進めて、町だけではなくこれはいくべきものと思っておりますので、商工会さんの方とまた連携をとって進めたいと。そしてまた、19日には、昨日も申し上げました。これは今回の台風15号に伴う馬淵川の整備についての要望が主になるわけでございますが、地元国会議員の皆さんとお会いできる機会があるわけでございます。そういうときに、こういう部分もお願いを一緒にしていけばよろしいのではないかなと思っております。

ちなみに、町の方においては、過去に事業者に対する特別見舞金というのは出したことはありませんでしたけれども、今回45事業所に、些少の金額でございますけれども、床上被害の方々、

事業者、これは店舗、事業所、倉庫、作業所等も含んでございます、3万円。また、床下浸水には1万円というふうに支給をさせていただきました。

また、制度的には、融資制度、災害枠の中での低利での融資がございますので、そちらの方の活用もしていただくようにしなければならないと。現在、1事業所の方が申請されているという状況だというふうに報告が入っております。

次に、水害時における学校の対応についてでございますけれども、今回、学校においても、各学校、教育委員会等の連携を密にしながら、けが人、また事故、そういうこともなく、誘導または自宅に帰ることができたということで、まず安心したところでございます。ここにつきましては、教育委員会の方から答弁をしていきたいと思っております。

次に、TPPに関するご質問でございますけれども、まず、農業分野以外の影響についてというご質問でございますが、これは議員の皆さんもおわかりのとおり、関税がなくなるわけでございますので、当然、輸入品がその分安く買えると。また、逆に、輸出品の関税もなくなるわけでございますので、その分も安く売れるということになりまして、海外を含めたライバル企業との価格競争がお互い、これはお互いだと思っておりますけれども、有利になっていくことはあるだろうと、こう思っておりますが、関税の原則撤去については、品物だけではなく、議員も先ほどご指摘されました医療・看護・保険・労働、さまざまな分野に及ぶわけでございますので、一長一短という部分が事業事業においてはあるかと思っております。

特に、日本は日本独自の制度、保険制度を含めながらあるわけでございますので、そういう部分がどういうふうになっていくのか。今、TPP参加に加入するための参加というふうにそれはおっしゃっておりますが、我々、私どもも含めながら、細部の部分というのが全くまだわからない、示されていないという状況でございますので、まず十分に国民に知らせる、説明していくことが一番大事だと。そういう中で、参加して将来的にいくのかどうか、こういう判断になっていくと思っておりますけれども。今の中ではまだそれぞれの分野において細部が示されていないという状況でございますので、しっかりと、どこの分野については日本にとって国益につながる、有利になる。どこの部分は逆に今より厳しくなっていく。また、国内企業を含めながら、自由化になることによって大変なことになると。特に農業分野はその大変な部類に入ると思っております。そういうことを総合的に示して国民の審判を仰いでいくということが大事だと、こう思っておりますので、今後、そういう部分で国の方でしっかりと詳細を示していただくようにすることが大事だと、このように思っております。

次に、参加に向けての要望ということで、先ほどもお話ししたとおりでございますけれども、

部分によっては大きな打撃も受ける分野があるわけですので、そういう部分を地元国会議員の皆様、また県議会の皆様、私はこの南部町1町、村、そういう単位でこれはもう要望とかの問題ではない。これは組織でもって、団体でもってこれは訴えていかなければならないと、そう思っております。

そういうことから、先般は全国町村長会議がございました。その中でも参加反対決議が可決されたわけございまして、そしてまた、その1週間前は全国町村議会議長会がございました。私どもの坂本議長さんも出席されたと思いますが、その全国議長会においても反対決議をしてございます。また、新聞等によれば、JA、連合会、それぞれの、青森県の場合反対の立場、知事もそうでございますし、県議の皆さんもそういう状況であるということで、組織、団体でもってこれは意思表示をしていかなければならない、そう思っております。

当然、同じ農業者の中でも輸出されている農家の方々もあるわけですから考え方はあります。また、それぞれ事業を行っている方々、逆に、関税がなくなることによって視野が広まっていくと、いろいろな立場の方々があるわけございまして。そういう中において、青森県、また私ども南部町にとってどういうことかと、どうなっていくのかというのは、町としてこれは判断をするべきだと思っておりますし、現段階において、我々農業を基幹としている町、そこにおいては、メリットもあるがデメリットの方がやっぱり多いだろうという考えのもとで、今日までも参加は現時点においてはすべきじゃないと、前にも答弁をしているとおりでございますので、ここはまた機会ごとに、今の進行の推移も見ながらこれは訴えていかなければならないと、そのように思っております。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君） では、水害時における学校の対応についてご説明申し上げます。

まず、生徒への対応でございますけれども、災害救助法の適用を受ける災害により教科書が使えない状態になった場合は教科書が給与されると、そういうふうな制度になっておりまして、今回の台風15号による冠水被害を受けた児童・生徒は、小中学校合わせて62名おります。これに該当する児童・生徒は幸いにもありませんでした。大変よかったなと思っております。

次に、通学路においてのことでございますけれども、通学面で通学する経路が危険と判断される場合は自宅で待機する、または学校と連絡をとりながら対応することとしております。自宅待

機に対しましては、出欠の扱いでございますけれども、校長の判断により行っております。ただ、この場合は欠席扱いとはなりません。今回の台風15号への学校の対応は、ふだんの避難訓練、そういう成果が出たなど。どの学校も混乱なくスムーズに行うことができました。また、必要な場合は町のバス等を利用して生徒たちを輸送、そういうふうなことも考えております。

次に、保護者に対する災害時の対応の説明でございますけれども、学区内に氾濫する河川、冠水箇所及びがけ崩れ、そういうふうな危険箇所がある場合、各幼稚園、小学校、中学校の個別の立地条件が異なります。そういうふうなことで、帰宅に際し保護者の迎えが必要かどうか、また、保護者が自宅に不在の場合に児童・生徒を帰宅させて安全が確保できるかどうか、そういうふうなさまざまな、一律に決められない状況があります。そういうふうなことから、教育委員会と各学校が連携を密にし、各学校の校長の判断により、子供たちの安全を確保するために慎重に対応を検討した上で、臨時休校にするとか授業を切り上げて下校させる、そういうふうな措置をとっております。

3月11日に発生した東日本大震災においては、携帯電話または固定電話が不通になりました。情報伝達が極めて困難な状態を私たちは経験したわけでございますけれども、こういうふうなことから、校長会において、災害発生時の対応方法について、各学校におかれましても学校だより、さらには参観日の全体集会、さらには各学年の保護者集会、こういうふうな機会をとらえまして、日ごろから周知徹底を図るように校長会等を通して学校長の方に指示しております。

また、災害時の規模に応じては、町の防災無線、これをお願いしたり、また、各学校においては連絡網を生かした電話連絡、さらには、最近はメール配信、こういうふうなことも利用し、周知徹底を図っているところでございます。特に、メール配信については、個人情報等もありますので、保護者の了解をいただいて一斉にメール配信をします。現状、ある学校では5割ぐらいメール配信に入ってくれている保護者もおります。この辺もますます深めて、子供たちの安全確保、子供たちの命を守るということで周知徹底していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） まず初めに、医療健康センターについての再質問であります。先ほどの町長の答弁に対して、私が聞いたかったのは、10月の臨時会での町長が発言した水位を参考に盛り土や自然勾配による建物の洪水等の防止対策、こういうものに対して、具体的にどのぐらい

の予算が、どういう予算の種類、国庫が使えるのか、そういう具体的な数字を示していただきたいために質問しているのであります。工事期間は変わらないということではありますが、そういう工事で安全対策がきちんと保たれるのか、予算を積んだ分、本当にその土地がセンターを建てるにふさわしい土地なのかどうか、こういうところをお聞きしているのでありますので、もう一度きちんとした数字を示して答弁を求めます。

また、今回、幾らさまざまな工事をするとしても、その土地の選定が水害常襲地帯に建設すること自体、問題があると住民の皆さんは言うております。いざというとき、患者に対してはもちろん不安を与えますし、医療従事者に対しても、通勤に対してどのようになるかわからない土地にどうして建設するのか、このような疑問を抱かれています。また、患者の家族に対しても、外来患者に対しても、大きな不安や心労を与える土地ではないでしょうか。また、通行どめや踏切の不具合など、いざというとき、救急車などの往来といいますか、行き来に支障を来すとか、陸の孤島になるような土地に建てるということ自体が間違いではなかったのかということも再度、申し上げたいと思います。そして、今回の被害でそのことがはっきりしたのではないのでしょうか。

繰り返しになりますが、幾ら予算を組み、安全対策をしたとしても、土地の強度に不安を抱くような場所に病院を建てること自体が住民の皆さんに疑問や不安を抱かせております。そして、土地の取りつけに対する、道路の取りつけはどのようにされるのか。道路もかさ上げするか何かお話しされていたと思いますが、その予算などは本当にここに建てるに見合うだけの予算なのかどうか、ぜひはっきりとした数字を示してお答え願いたいと思います。

また、自営業者への支援を求める問題についてであります。商店街の皆さんに特別見舞金が支給されたということは大変喜ばれていることでもあります。が、これまでも災害時において、個々の事業者への直接支援が認められないことが問題になっております。住居と店舗や事務所、作業場が一体となっている場合、支援対象にならないと言っています。被災者生活再建支援法を改正し、支援対象を半壊や一部損壊にも拡大することが求められておりますし、個々の事業者の施設復旧と事業立ち上げを支援する直接助成制度をつくっていくべきではないかと考えておりますが、国に対して要望していく考えはお持ちでしょうか。この点についての答弁を求めます。

学校の水害時の対策について、とても丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。ただ、今回、私が直接お聞きしたことでの質問ですので、再質問を行います。

まず、この水害対策についてであります。ふだんからその地域がどのぐらいの水位で被害をこうむるのか、記録され、申し送りがあるのでしょうか。また、水害時の情報はどのように集め

られているのでしょうか。そして、至るところ、水害のため道路が遮断された場合、道路の確保、要するに授業途中で帰宅させるといふときの道路の確保はだれが決定されるのか。また、バスの増設といいますが、バスの確保は急な場合どのように確保されるのか。また、道路の、道順も含めて、バスの運転手に任されるものなのかどうか。今回、この点に対して、被害を受けた方から批判をされているところであります。急なことでバスが間に合わなかったのか、大変な数の生徒をバスに乗せて帰宅させなければならなかったとか、水害になっている手前で生徒がおろされたとか、そういう話も聞いておりますので、これからこのようなことがないような対応を求めるものであります。

現在、学校の統廃合が進み、地域が広くなるに従い、いざというときの安全対策が求められております。先ほども水害対策といいますが、水害のための避難訓練の効果が出たというお話でありましたが、ふだんから保護者への協力依頼などはどうなっているのか、意識的にこういう水害のための避難訓練を数多くやられることも求められているのではないのでしょうか。そのためにも先生の確保は必要であると思いますが、現在のクラスの数で先生の数が決まるというような仕組みにとらわれない柔軟な考えが求められると思いますが、この点に対してはいかがでしょうか。

ＴＰＰについての再質問であります。

これは町長も、ＴＰＰ交渉参加によつてのデメリットの方が大きいということで立場は同じだとは思いますが、そこで、ＴＰＰ参加の問題につきましては、全国町村議会議長会の第55回議長全国大会におきましても、いわゆるＴＰＰに反対する特別決議を採択しております。これは先ほどの町長の答弁のとおりであります。こういう状況を見無視して政府が交渉参加を決定したことは、許しがたい限りであります。ＴＰＰ問題を語るとき、農業だけの問題であるように報道されている点も問題であるとは思いますが、内容がはっきりわからないとか詳細がわかられていない、そのようなことは現在ありまして、住民の皆さんに対しても内容がわかりにくいということは多く見受けられるところであります。

ところで、町長は、アメリカは民間医療保険や医薬品などの市場を開放することを繰り返し要求し、その障害として日本の公的医療保険制度、国民皆保険制度を標的にしていることは認識されておられるでしょうか。日本医師会は、ＴＰＰ参加への懸念として、混合診療の全面解禁で保険のきかない医療が拡大し、所得によって受けられる医療が制限される、株式会社の病院経営への参入によるもうけ本意の医療、不採算部門の切り捨て、地域からの撤退などを上げております。ＴＰＰ参加で国民皆保険制度が崩され、医療崩壊が進むことが考えられます。

こういう内容も含まれているＴＰＰ交渉であるということも町長自身の思いとして語ってい

くお気持ちはおありでしょうか。そして、これまで広げてきましたＴＰＰ参加反対の一点での共同を、党派を越えて、急いで大きく力強く進め、ＴＰＰ参加を断念させることが求められていると思いますが、いかがでしょうか。再質問するものであります。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、１点目の医療センターの件でございますが、変更に伴う予算額でございますが、今、実施設計中ということでありますので、現時点においてはちょっとお示しすることはできません。ただ、先ほど設計、排水路等の変更もしていきたいというお話をさせていただきましたが、さっきちょっと忘れまして。過去の水位を想定して、建物の実施設計では非常用発電装置、これは屋上に設置をする。また、太陽光発電装置を導入して災害時に対応するというふうな設計で今進めているところでございまして、数値が示されてくれば当然、議員の皆さんの方にもご報告いたしたいと、こう思っております。

安全対策の部分、何度となくご質問いただいておりますが、先般の台風15号においても名川中学校、これは3校を統合した中学校でございますが、そこまでの水位に至っておりませんでしたし、現地も確認をしました。そこにさらにかさ上げをして、さらにまた安全対策を講じていくという考えでありますので、ご理解をいただきたいと思っておりますし、先般も孤立地帯にはなってございません。そういう部分も踏まえ、ただ、正面の道路は冠水しました。これは今回に限らずでございますが、今回一番水位は高かったわけですが。ここについては将来的に、今すぐということもできないと思っております。これは財政的な問題、また設計上というふうな部分もあると思っておりますので、これは前回の医療センターに伴う質問でもお答えをしているはずでございます。それと同じ考えで答弁いたしますが、おいおい道路もこれは整備をしていかなければならないだろうと。どういう形の道路が必要かということも十分検討して、将来に向けては取り組む事業であるというふうに思っております。

それから、自営業者への支援でございますが、直接支援制度を国に求めるという考えということでございますが、直接支援制度、立花議員さんのお考え、どの程度のお考えでご質問されているのか、そういう部分もまたご確認をさせていただきながら、制度的に、制度を変えなければならぬのか。そうするとこれは町だけではない、当然国、制度を変えるというのは非常に難しい部分があるわけでございますが、どういうことをしていかなければならないことが生じるのか、そういう部分も勉強しながら、必要な部分においては求めてまいりたいと思っております。

あと、水害、学校関係でございますが、教育委員会の方からも答弁あると思いますが、ああい
う災害時というのは一律に取り決めをして行えるものではないわけでございます、その瞬時瞬
時に対応する、その瞬時に対応できる体制をふだん訓練しているか、また頭の中に入っているか
というのが非常に大事なわけでございます、そのとき、水被害なのか、風被害なのか、そうい
う部分でも全く対応というものが違ってくると思いますので、災害を見ながらの対応をしっかり
とする体制というのを平時から考えておかなければならないと思っております。教育委員会の方
からも答弁があると思います。

それから、ＴＰＰでございますが、以前から反対の意向の答弁をしてございます。医薬品の開
放、そういう項目が入っていると。当然、アメリカがリードをしていくだらうＴＰＰの交渉にな
るわけでございますが、医薬品に限らず、医療・福祉関係、雇用、さまざまな部分があるわけ
でございます。野田首相は、国益になるものは参加を考えていくと、国益にならないものはと、こ
ういう分け方の言い方をしておりますが、私個人的に思っているのは、そういう交渉の場で日本
にとって国益の部分だけは参加します、国益にならないものは参加しない、そういう交渉が成り
立つのかちょっと疑問を持っているんです。ですから、しっかりとした細部にわたって国が示し
ていかないと、ここは従来よりデメリットが出る。では、そのデメリットの部分为国としてどう
いう支援をしていくんだと、こういうことも示していかなければ安易に参加を認めるというこ
とはできないだろうと、こういうふうに思っております。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 教育委員会の水害時における学校の対応で幾つかのご質問がござい
ましたのでお答えいたします。

水位等の把握でございますが、町にできます災害対策本部あるいはネット上で公開されてござ
います馬淵川の水位観測所等の情報等を学校に逐次伝えまして判断していただくというふう
にしております。

もう一つは、道路の確保ということでございますが、当然、国道につきましては国道事務所、
県道につきましては県の方、町につきましては町というふうなことで、建設課を通しまして国・
県等と協議しながらやっていくということになるうかと思えます。

あと、バスの確保につきましては、スクールバス、町が管理いたしますスクールバス、あとは、
もう一つがバス事業者に委託をしているスクールバス、あと、名川地区で運行しております里バ

スがスクールバスのような利用をされてございますので、それらにつきましては、その状況状況によりまして運行経路あるいは道路が違って来るかと思っておりますので、特に里バスにつきましては、運行経路が路線バスのように決まっておりますので、出発する時点で大丈夫であっても、30分なりしたときにはちょっと通れないというふうなこともあろうかと思っておりますので、そこは運転士さんの判断によるというふうにご考えてございます。

あと、先生の確保でございますが、これにつきましては基本的に学級数で決まっておりますので、その増員というふうなことはちょっと難しいかなと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 医療健康センターのことに対しては、もう少し数などがはっきりすれば、実際これだけの予算をここに投じる必要があるといたしますか、そういう判断ができるかと思い質問しましたが、ほとんどその数字らしい数字も出ませんし、当初予算を大きく超える安全対策がなされて建たれるのだろうとは思いますが、やはりこの土地自体に決定されたということを疑問視する方が多いということで、私はまず建てるべきじゃない土地に建てていこうとしているということを再度、言っておきたいと思えます。もちろん、その土地の、こう決めたからには安全対策は立ててもらわなければなりませんけれども、それだけの土地なのかどうかという疑問を持っている人が多いということをご理解していただきたいと思えます。

さて、中小企業対策になるわけですが、先ほどの直接支援制度についてであります、今回の自営業者の皆さん方、町長もさまざま答弁されておりました。冷蔵庫が4台も破壊されたといいますが、使えなくなったなど、さまざまなことで今まで築いてきた財産が一瞬にして奪われる。そういうことをしょって一からスタート、借金、二重ローンという問題もまず出てきておりますが、そういうものも含めて、自営業者の皆さんの手厚い支援をこれから求めていかなければならないのではないかということで質問をしているわけでありまして。実際、現場に携わった課長などのお話があればお聞きしたいと思えます。

そして、今、問題になっているのは、被災者生活再建支援法、これをやはり現状に応じて改正し、支援対象を広げていくことも求められています。今回の水害だけでなく、3.11を考えると、こういうところの法整備が不備なために大変苦しめられている人が多くいるということをご理解願いたいと思えますし、台風15号でも大変な被害を受けたのはそのとおりであります。やは

り独自の自営業者に対する直接助成制度をこれから研究していただきたいと考えます。

学校の水害対策についてであります。今回、どうしてこれを問題にしたかといいますと、スクールバスなどで生徒を帰宅させる場合、決まった路線でおろされるといいますか、そういう判断をしますと、その先で水没しているところに家がある生徒はどうすればいいのかということで、もっと安全にその地域じゃない、遠回りをしてでも違う路線のバスに乗せてほしかったということが伝えられております。ですので、スクールバスの運転手に任せられるということでありましたが、そういうことであれば、何々回りのバスが何時に来るから、そのバスに乗らないと、水害の地帯を通らなければ家に帰れないのであれば、慌ててバスに乗せてほしくなかったという話が伝えられております。そういうことで、いざというときのバスの確保はどのようになっているのか、職員の皆さんが生徒を家に返すということではないようでありますので、そういう点に対しての水害の地域の把握というものが、生徒を帰宅されるときに大事な判断材料になるのではないかとこのようにこの質問をしたのであります。学校側の考えと保護者の皆さん方のいざというときの協力体制が常日ごろからなければ、なかなか、学校のやり方に不満を抱かれることでは教育的にも不満が残るでしょうから、この点の安全対策を見直ししていただきたいということでの質問でございました。

これに対する答弁をいただきまして、2点になりますけれども、答弁があればよろしく願いいたしまして質問を終わるものであります。答弁、お願いします。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。時間がございませんので、答弁も短くお願いいたします。

○健康福祉課長（有谷隆君） かさ上げ等にかかる経費は、盛り土材はすべて無料となっておりますので、かさ上げ等に関する経費の増というものは発生しておりません。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） 商工業の方の被害でございますけれども、被害を受けましてから、商工観光課独自で税務課の方から資料をもらいまして全部回りました。それで、商工会の方は商工会の方で独自に商工会を中心に調査に回りました。被害額でございますけれども、これは商工会が一人一人当たって聞き取りした金額でございます。これが1億3,000万円ということ

でございます。それで、足りない部分は私ども、阿房宮の会とかいろいろ、商工業に携わる部分についてはこちらの方で中心になって、後から二つの、商工会と私らで突き合わせしたという形になりました。そういう中で一人一人あたるなかで融資制度の説明とか困っているとか、それから経営支援のこととか、聞き取りしてございますので、これらを生かしながら今後の課題として検討してまいりたいと思います。また、商工会とも連携をとりながらこれから事業を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 先ほどのご指摘、ありがとうございました。今回の経験、ご指摘を踏まえて、今後の対応に努めていきたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（坂本正紀君） 以上で、立花寛子君の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前11時01分）

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

16番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

（16番 工藤久夫君 登壇）

○16番（工藤久夫君） 私は、今回大きく2点の質問をさせていただきます。

その前に、9月の定例会において提出されました決算資料と、それをわかりやすく解説した広報なんぶの11月号ですか、それに掲載された決算の資料、また、それをわかりやすく南部さん一家の家計簿に見立てた説明文なんかを見て感じたことを述べさせていただいて、本題に入りたいと思います。

各種の財政指標の数字を見て、それぞれの数字、それぞれの指数は、健全な範囲の中で運営されているということは喜ばしいことだと思っておりますが、だからといって我が町の将来的な財政は健全でいくかという、そうも言えない不安な要素もこの先、将来を考えると見えてまいります。指数というのはあくまでも分母と分子の関係で現在の基準に基づいた数字であります。分母と分子が将来的に人口が大幅に低下してまいりますと大きく計算の根拠が変わって、今は健全だと言えるものは将来は厳しくなるという予想も成り立つわけであります。そのために、財政を健全に持つていくためには、政策として効果的な人口の減少防止策といいますが、人口の増加策や働く場の雇用拡大策など、さまざまな施策を講じない限り、人口の減少に歯どめはかけられないということが予想されております。

工藤幸子君 着席

そうしますと、現在、歳入の50%以上を占める地方交付税の算定基準の大きな要素であります人口が減少することにより、交付金も確実に低下することになると予想されます。もう一つ、自主財源である町税収入も年を追うごとに低下しております。この傾向は全国的にも進んでいると思いますが、高齢化がますます進んでいくことを考えますと、医療や福祉にかかわる支出は増加の一方になるように思います。

きのうの中館議員さんの発言の中にもありましたが、合併して間もなく6年が過ぎようとしておりますが、毎日1人ずつ人口が減少しているというのは数字を見ると「ああそうだな」というふうに思える現状であります。そうしますと、年率にして人口はこの町の場合は1.5%から2.0%ぐらいの間で減ってきておると。私なりにゆうべちょっと試算してみましたけれども、仮に年率1.5%の割合で人口が減りますと、10年たてば81.7%ぐらいに人口が減ります。その試算でいきますと、10月20日現在の南部町の人口は2万668人と広報に書いてありますから、その計算でいきますと10年後は1万7,774人、20年たつと1万5,286人、30年たつと1万3,146人、40年たつと1万1,306人、こういう計算になります。ちなみに、年率2%で減少していきますと、40年後は9,300人から400人に減るとい試算が出てまいります。

また、南部町の場合は、高齢化の比率といいますが、全国的な動きから見ますと10年ないし15年早くこの町に押し寄せているということを考えますと、私の試算だとあと15年から20年のうちに多分この町の高齢化率は40%を超え、そして、その40%を超える65歳以上の高齢者の半分の大体20%が80歳以上を迎えると、そういう方向が見えてくるということに予想しています。つまり、

その分、65歳未満の生産年齢人口といたしますか、働く世代の人口は確実に減少しているということが予測されます。

それでは、本題の質問に入らせていただきます。

1点目は、南部町の将来人口の予測とそれに伴う施策の方向についてということで、役場で現在予測している10年、20年、30年、40年、50年後の人口の予測と、それぞれの高齢者人口、世帯類型別世帯数と高齢者の比率を示していただきたいと思います。

その予測に基づいて、今後の町政の課題として以下の点についての見解をお願いいたします。

人口減少に伴う行政コストの増加についてどのように考えているか。

多くの過去の災害時において、被災者といたしますか、被害に遭われる中での高齢者の比率が非常に高いという点について、その対策はどのようにお考えなのか。

また、生活利便施設への交通弱者の対策は今後どのようにあるべきとお考えなのか。

また、町で管理する公共施設や道路等の維持管理のコストは、住民1人当たりになると非常に比率が高くなることが予測されるわけですが、その点をどのようにお考えなのか。

また、高齢者がそれだけふえてくるとということは、高齢者の働く場の確保と生きがいを創造していかなければ元気な町にはならないと思いますが、その点、どのようにお考えなのか、大まかな説明をお願いしたいと思います。

2点目の質問としまして、八戸圏域における広域交通の取り組みと、それに伴って現在町内で運行しております里バスとかコミュニティバス、その辺の今後のあり方について伺います。

まず、現在運行している通学用のスクールバス、あるいは里バスとかコミュニティバスのここ5年間の利用者数と経費の推移と今後の方向を将来的にどのように見通しているのか、考え方を伺います。

また、これらのバスを小型化したり民営化する場合の課題はどのような点にあるのか、考えをお聞かせ願えればと思います。

また、最近、全国的に多くの自治体で、デマンド形式といたしますか、オンデマンド形式の運行形態とか、さらにそれに加えて付加価値をつけた買い物代行のサービスとか宅配サービスをコミュニティバスが担うと、そういう試行を行っている地域もあるように伺っておりますが、この町で取り入れるとすればこういう方向がいいという参考の事例があればお聞かせ願いたいと思います。

私は、この質問をゆうべ書きながら、人口が減少するといたしますと非常にこの地域がすたれて悪い方向になるというふうに思いがちなんです、考え方によっては、ピンチでもありますが大

きなチャンスになる可能性もあると思っております。一つの参考として私が言いたいのは、ちょうど今から800年くらい前の12世紀から13世紀にかけて、西洋では十字軍の遠征という時代がございました。その時期にヨーロッパではペストが大流行しまして、ヨーロッパ全域の人口が3分の1に減少したという歴史がございます。結果として、農業でもいろんな産業でも、生産性の最も高い農地を上手に活用して、その後、大きな繁栄がもたらされました。結果として、イタリアを中心としてルネッサンスという文化が開き、また、余暇を利用しているんな科学技術の進歩も一層進んだというプラスの効果もある、そう私は思っております。

現在、世界的に見れば、人口は70億人を突破して毎年1億人ずつ増加していく傾向にございます。また、その70億人の人口の約3分の1の人間は、食料難とか慢性的な飢餓状態にあると言われております。東日本大震災や台風15号による水害など、この地域はことしは大変な年だったわけですが、この南部町も、もしかして国のいろんな法律的な規制が避けられる特区構想の地域にもしなるとするならば、今までにない産業の振興とか、あるいは現在、シンガポールの出生率が日本より低いわけですが、ここ20年間で300万から500万に人口がふえました。それはどういう人口増加策を講じたかといいますと、世界じゅうからいろんな分野の専門家がどんどんどんどん流入することによって人口がふえて、さらに経済も活性化したと。そういう発想をこの町の将来的な振興にもつなげられないものかなと。この町だけじゃなくて、この地域がこういうピンチを逆にチャンスに変えるそういういい機会でもあるのかなと、そういう思いを込めながら私の質問を終わります。

答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

大きく分けて2項目でございますが、細部にわたってのご質問がありますので少し答弁時間がかかるかもしれません。お許しをいただきたいと思います。

まず、答弁の前に、議員さんからもありました町の財政的な部分でございますが、私どもも将来、現在の予算規模よりこれは減少していただろうと。推移のもとで、特に平成28年度においては合併特例債等がなくなるということで、その年から大きな歳入減になっていく。これを見据えて、現在も我慢していただくものもありますし、そのときに住民の皆さんに大きなサービス低下

にならないようにしていかなければならないということで、私どもも将来の子供たちにも負担をできるだけ残さないような、将来を見据えての財政計画でありますのでご理解をいただき、特に気をつけなければならないのは、将来負担率、これは非常に下げてきております。ここをしっかりと、将来負担率の部分をチェックをしながら取り組んでまいりたい、このように思っております。

それでは、まず人口についてでございますけれども、将来の人口予測、工藤議員さんの数字と若干違いがございますが、これは国立社会保障・人口研究所、厚生労働省の機関の上での推計でございます。基準年を2005年とした場合に、人口2万1,500人ほど、10年後が、先ほど工藤議員さんから1万7,000数百人ございましたが、この数値からは1万9,000人ということで、この数値の5年度というのは昨年度でございます。この数値は2万394人となっております、実際、住民基本台帳のこし10月末現在に置くと2万709人ということでございますので、若干、1年誤差がありまして、近い数値の資料だというふうに思っております。

そして、20年後1万6,574人、30年後1万4,123人、40年後1万1,839人。そういう数値になっておりまして、先ほどの工藤久夫議員さんの数値からは1,000人くらい誤差がありますが、いずれにしても減少していくという推移になってございます。

昨年でしたでしょうか、定住自立圏構想で五戸町で勉強会を議員の皆さんとしたときに、広域圏内の自立圏協定圏域の市町村の減少率も示されておりました。そのときは、上北、三戸郡の減少率で、一番少ないのがたしかおいらせ、そして下田、階上、次が南部町というふうに。かといって安心できる数字ではないんですけれども、そういう順番が示されていることを今、思い出しておりました。

そういう減少していく中で、高齢化率でございますが、65歳以上の方6,171人となっております。現在は29.8%でございますが、ひとり世帯は1,651世帯で、そのうち65歳以上の高齢者、独居世帯数は住民基本台帳によりますと1,100世帯となっておりますが、ただ、保健師等により戸別訪問によって確認した調査によりますと650世帯ということで、実質の数字がそういう世帯の数になってございます。

次に、将来人口の予測に基づく町政の課題でございますが、財政的な部分については先ほど若干ご説明させていただきました。人口減少に伴う行政コストの増についてであります。これから先、大幅な人口減少に伴い、地域の人口の分布がまばらになることが予想されます。高齢者率が上昇していく中での社会保障給付の増加、また、公共施設の更新費や維持管理費など行政サービスを維持していくためのコストがふえていくことを今、懸念しているところでございます。

これからの行政運営としましては、余分なサービスを可能な限り抑えながら、まず、必要最低限の行政サービス、この確保をしっかりとしていかなければならない。また、サービスの費用対効果の観点に基づきながら、行政機能等の民間委託など適切な住民協働の形成を目指していく必要が当然出てくるものと思っております。サービスの中で、割高かつ困難になってきますので、さまざまな交通機関またはIT技術、そういうものを単体町村だけではなく、昨日も出ております定住自立圏このエリアの中で活用し、そして適用していくということが非常にこれから大事になってくるだろうと、こう思っております。

次に、災害時の被災者の高齢者の割合が高くなっている点でございますけれども、議員ご指摘のとおり、近年の自然災害における死者・行方不明者の約6割が高齢者であるとの調査結果もございませう。同様に、避難に要する時間は、高齢者のみの世帯では若い人と同居している世帯の高齢者より1時間も遅いという調査結果も出ております。今後さらに高齢化が進む中でその割合が高まることが懸念されるわけでございますので、その対応というのもしっかりとこれは整えていかなければならないと、そのように思っております。

重要になってくるのは、短期的には消防団、また自主防災組織、町内会等を中心にした地域のつながり、そして、中・長期的には定住対策や転入促進による生産年齢人口の確保、出生率の向上だと考えておりますが、非常にこれも難題でございます。若い方々が多くの方と出会い、適齢期にしっかりと結婚をしていただいて子供を産んでもらうようにする。そのためにはさまざまな課題があるわけございまして、インフラ整備もあるでしょう、教育整備もありますでしょう、子育て支援、雇用の問題、さまざまな分野に及ぶわけございませうが、それを総合的に取り組んでいかなければならない、そう思っております。

次に、生活利便施設への交通弱者の方々への対策でございますけれども、自家用車での移動が困難な方への対策は今後ますます重要になってくると考えております。青い森鉄道と南部バスに加え、当町においては多目的バス、また里バスを有効に組み合わせることによってその対策を図っていきたいと考えております。また、定住自立圏において昨日も申し上げました上限500円バスの実証実験を行っているところでございませうし、当町では他町に比べて、多目的バス、里バス、そういう部分も走っております。さらに、デマンドバスを含む公共交通のあり方というものを検討していきたいと思っております。

次に、町の道路、施設等の維持管理でございますけれども、当然、整備すると維持管理も必要になるわけございまして、人口減少に伴い行政コストがふえる一因であるとも考えられます。しかし、そういう中で、町民の利便性を損なうことのない必要最低限の道路の整備というのも必

要でございますし、公共施設というものも必要になってくるわけございまして、必要であれば、それを直営としてやっていった方がいいのか、また、民間委託をしてやっていった方がコストが下がっていくのかと、そういう部分を、並行しながら、考えながら進めなければならないと、そのように思っております。

人口減少の歯どめ施策でございますが、先ほども申し上げましたさまざまな分野、そういう中で、一つの特徴というのをこれから南部町として出していかなければならないだろうなど。ここは他町よりもすぐれているよと。全部がすぐれることはやはり無理なわけございまして、ある一定のサービスを提供しながら、ここだけは南部町として力を入れていくという部分を、そういうまちづくりが必要になってくる、そう思っております。

そのようなことから、総合振興計画は重要な意味を持っております。現在の総合振興計画は、平成20年度から29年度までの10力年の長期目標で定めたものでございまして、平成24年度までの前期計画の実施状況を十分に検証し、議会の皆様と町民各位のご意見を賜りながら、後期計画をまた策定をしていきたいと考えております。

私は、行政の役割の一つとして、サービスの費用対効果、これはサービスを提供していくと同時に、冒頭、工藤議員からご指摘ありましたいわゆる将来の財政、その見通し、これはどういうふうになっていくのか、将来的な部分も見据えてやはりやっていかなければならない。そのようなときには、やはり費用対効果もこれは参考にしていかなければなりませんし、かといってそれだけにこだわることもまちづくりとしてはどうかという部分もあります。ですから、当然、予算というものも将来負担、これがどういうふうに変化していくのか、急激にふえていくのか、そうならないようにしていきながら、サービスをどこまで提供していけるかということを常に考えていかなければならないと思っておりますし、財政担当の職員自身もそういう考えを強く持って予算編成に今、取り組んでいるところでございまして、いろいろな部分でまたアイデア、工夫、そういう部分については議員の皆さんからも提供いただき、一緒にまた、将来の南部町が安定した提供をしながらまちづくりができる、そういう仕事をしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

また、今までの答えの中で、健康福祉課の所管の部分の答弁もありますが、ここは若干述べさせていただきます、昨日の中館議員さんにも答弁しておりますが、高齢者の支援ということで、民生委員の方々、ほのぼの交流協力員の方々、消防団等々協力をいただきながら、災害時においても要援護者のまず安全確保というものをしっかりととっていかなければならないと思っております。また、交通弱者に対しても、高齢者等外出支援サービス事業、障害のある方の移動支援事業なども

行ってございますので、そういう部分もしっかりと継続できるようにしてまいりたいと思います。

そして、町内にはNPO法人支えあいネットワークなんぶという法人ががございます。会員は26名ということでございますが、そういう方々の支援というものもいただきながら、高齢者の方々が安心できる、そういう生きがいの場の創造、そういう部分に努めてまいりたいと思っております。

次に、広域交通に取り組む当町のバス関係でございますけれども、バス利用者と経費の推移についてお答え申し上げたいと思います。当町のコミュニティバスは、名川地区の路線を中心に運行している里バスと、三戸駅とバーデパークを結ぶ路線を中心に福地地区と南部地区の交通空白地帯を運行する多目的バスががございます。利用者と経費の推移でございますが、まず、里バスにつきましては、平成18年度14万1,000人、19年度12万7,000人、20年度12万5,000人、21年度11万人、昨年度8万7,000人、昨年度が大きく減少してございます。この数字がどういう原因がちょっとまだ聞いておりませんでしたので、後でまた私も確認してまいりたいと思います。今年度については、昨年度の同時期に比べてやや上回っているという状況でございます。

次に、多目的バスの利用者の推移でございますが、平成20年度、合併後から運行いたしました。実証実験時が4万5,000人、本格運行を開始しました21年度が5万約2,000人、22年度が約6万人と年々こちらの方は増加し続けております。今年度においても、昨年度の同時期に比べて若干下回っているものの、10月末現在において3万2,000人という方々が利用をしております。

次に、運行経費でございますが、里バスについては、平成18年度、委託額約3,700万円に対し運賃収入が438万円、昨年度が委託額約3,600万円に対し運賃収入が約400万円で、本年度における委託額は3,537万円となっております。10月末日の運賃収入が約230万円となっております。こちらはご存じのようにワンコイン、500円じゃない100円のワンコインでございます。それと、子供たちの場合は無料というふうになっておりますので、収入額はそういうことからの数値でございます。

次に、多目的バスの運行経費でございますが、本格運行開始後の平成21年度、委託額4,100万円に対し運賃収入が約460万円、22年度が委託額約4,000万円に対し運賃収入が約500万円、本年度における委託額は約4,200万円に対し、10月末日での運賃収入が約240万円となっております。

次に、バスの小型化、民営化にする場合の課題でございますけれども、これについては里バス、多目的バスとも業務委託しております。多目的バスは今年度から使用しているすべての車両を

小型化して経費縮減に努めております。また、里バスについては、名川中学校、名久井小学校、名川南小学校へのスクールバスも兼ねておりますので、そのことも考慮し、中型3台、小型2台、マイクロバス1台で運行してございます。

また、交通弱者の増加やエコなどの環境に配慮したマイカーからの公共交通へのシフトなども考えられますので、既存の路線バス、鉄道などとのアクセスを図るためのダイヤ改正や利用者のニーズに合わせた運行がさらに求められてまいります。民営化をせず現行どおり委託方式により運営することで地域の公共交通サービスが確保維持されるものと考えてございますが、私どもの南部町は、他町にない里バス、多目的バス、また、教育委員会においては福地地区、南部地区には独自にスクールバスというものも出しております。他町に比べれば交通体制というのは私は非常に整っていると思っております。その分、当然経費もかかっているわけでございますけれども、ここに議員からご提案のありましたデマンドバス、交通、こういうものを検討もしていかなければならないと思っておりますし、デマンドバスを運行しているところはとかく通常のコミュニティバスが運行していない、そのかわりにそういう方々にサービスを提供するところが多いと思っておりますけれども、我々非常にコミュニティバス、スクールバス、さらに路線バスがあります。そこにデマンドとなると、デマンドの場合は申し込み所の設置、そういうものもしていかなければならないという部分も出てまいります。すべての運行をしていくというのは、今後、少しは見直ししていかなければならないこともやはりあるだろうなと思っております。すべての導入というのは当然さらにコストがかさむわけでございますので、ただ、しっかりと整理をして、どこ部分を適用していったって、さらにどこ部分にまた別のサービスを加えていくということは、今運行しているすべての部分を総合的に考えながらしっかりとした住民の交通体制サービスをしてまいりたいと、このように考えてございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

もしかすると抜けている部分がありましたらまた担当課の方からも答弁してまいりたいと思っておりますし、再質問等においてはまた、私を初め担当部署の方からも答弁してまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 丁寧な答弁をありがとうございました。

私からお願いしたいのが、今のこの人口の町の方で見た数字とか、バスの利用者数とか経費とか、もし資料として議員の方々に渡せるものがあれば、後で結構ですので渡してほしいというの

が一つでございます。

それから、この人口の減少というのを、きのうも中館議員さんもいろいろ質問して、答弁も私も聞いておりましたので、そちらに詳しく、聞くということはいいと思っていますけれども、ただ、人口の減少にはいわゆる自然減と社会減という考え方があろうかと思えます。きのうも町長がそのような答弁をなさったわけですが。これは自然減はどうしても、人間というのはいつかはこの世からあの世へ行かなきゃならないわけですからやむを得ないにしても、何とか社会減を食い止めるといのは一つの政治の大きな役割ではないかなと思えます。それは、この町単独で努力すればできることもあるでしょうし、やはり八戸を中心とした広域的な考えで取り組まなければならないこともあると思うんですけれども。

私が常に考えることは、高齢化が進んできて、多分この町でも、現在、実際農家で一生懸命働いている方の平均年齢というのは、もう限りなく、どうでしょう、65歳か6歳ぐらいになっているんじゃないかなと思うんですね。そうしますと、あと10年ないし15年すると働く方が半分しかなくなる可能性もあると。そういった場合に、今までのいろんな、当然、農地法とかいろいろ、農業委員会の縛りもあるわけですから、その辺も時代に合わせて変えていかなきゃならない。遊休農地をいかにして減らして、町の大切な資源である田んぼでも畑でも何ぼでもうまく活用しなきゃいけない。そういう視点の政策も、従来法律の縛りだけでいいかということ、決していいことはない。また、さっきの里バスなんかでもそうですけれども、当然、運輸省とか陸運局というのがあって、そういう事業をやる場合はお金をいただいてやる場合はこうなさいという縛りがあるんですけれども、やはりその辺も、この町単独では難しくても広域的な何かの取り組みとか、全国に人口が減少している地域というのはいっぱいあるわけですので、その辺の地域の方々とタイアップしながら、やはり県とか国に訴えながら、こうできればいいけれども法律的な縛りでできないという部分を変えていく努力もしなければならない、そう思うんですけれども。

とりあえず、私が役場で働いている立場だったらどういうことが考えられるかといいますと、なかなかこれまたいいアイデアというのは浮かばないんですけれども、やはりみんなが勉強して、特に理事者だけじゃなくて、役場の窓口にいる若い人方もそうですけれども、一丸となって勉強していい知恵を出していかないと、全国平均よりは何ぼでもこの地域がいいポジションでいてほしいというために、何か町長の方からいいアイデアがあればお答えをお願いして私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 工藤議員には非常に将来の人口減を心配していただいて、前にもいろいろな提案等もいただいております。今、自然減の方が、ちょっと資料、副町長からもらいましたが、昨年は187名減、ことしも大体同じような推移というのが自然減で、そのほかが社会減ということで、議員からもご指摘いただきました社会減、ここは行政の中でやりくりをしていけば抑えられる部分があるんじゃないかと、まさしくそのとおりだと思います。

そういう中で、やはり雇用の確保、昨日も申し上げました工業団地の受け手の誘致、そして、さまざまな部分において南部町としてのサービス、こういう部分をPRしながら転入してくれる方々もふやしてまいりたいと思っておりますし、そういう中で、各課の方に町が取り組んでいるサービス事業、これを整理してくれということで整理したものがございます。そこに、もう一つPRしなければならないと思っているのが、やはりそれをどのように、南部町のサービスがこれだけありますよというのをいわゆる周知していくかというのが非常に大事だと。取り組んでいても、やはりPRが不足ですとせっかく他にないサービスをしていてもそれがわからない、そういうのがございます。単独でやっているサービスというのが当町もありますので、そういう部分をしっかりまた発信をしながら、そしてまた、職員も押しなべて提案ができる職場体制、若い職員からも、ことしいろいろな提案をいただきました。そういう提案も今後生かせるようにしていきたいと、こう思っております。

一つだけ、職員にももう一つ工夫をしてほしいというのが、こういうサービスをしたらよくなると、こういう提案はあるんですが、すべて予算が膨らんでいくサービスなわけです。そこをもう一つ踏み込んで、今考えている経費よりも少なくして行うやり方はどういうものがあるかというのをもうちょっと踏み込みながら、これはまた勉強しながらということになるかと思えますけれども、そういう職場の体制、いろいろな提案も出せる体制、こういう体制を築きながら、また、議員の皆さんからも、幅広い分野でご活躍されている皆様でございますので、いろいろな参考事例、そういう部分も同時に勉強させていただきながら進めてまいりたいと、こう思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（坂本正紀君） ほかにございませんか。

以上で、工藤久夫君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時57分）

○議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

（午後 1 時00分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

15番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（15番 川守田稔君 登壇）

○15番（川守田稔君） 皆さん、眠いかもしれませんが、どうぞおつき合ってください。

私は、2点について一般質問をいたしたいと思います。

一つ目として、町内の放射線量に関してであります。

9月議会で予算措置がされまして、放射線測定器を町が購入することでありました。その放射線測定器は、現在どのような使い方をされておられるのかご説明いただきたいと思います。さらには、将来にわたってはこういった使い方をしていこうと考えておられるのかご説明ください。また、得られたデータはどのように評価して、どのように活用していくお考えなのかをお伺いしたいと思います。

放射線量に関しましての二つ目は、学校給食センターへの納入食材についてであります。

前回の9月定例会において、学校給食センターへの食材納入業者への放射能測定を義務づけるとの答弁がございました。そのシステムと業者からの報告の実態をご説明いただきたいと思ます。また、同じように、それらのデータをどのように評価しておられるのか、所見を伺いたいと思ます。

2点目、健康増進公社のあり方についてお伺いいたします。

健康増進公社は、現在の公益法人としての法人格で存続させることは不可能と考えます。そこで、以後、どのような法人形態で存続させていく考えなのかをご説明いただきたいと思ます。

その場合、厚生労働大臣指定の立場はどのように変化していくのか、わかる範囲でご説明いただきたいと思ます。

また、町から健康増進公社に対して過去に4,000万円程度の貸付金が存在することを認識しておりますが、その扱いは法人格の変更に伴ってどのように扱って処理していくおつもりなのか、お伺いしたいと思ます。

健康増進公社について二つ目として、指定管理者としての健康増進公社の立場というのは、責

任と権限等の観点から見ますと不明確な側面があるのではないかと感じるがよくあります。例えば、プラザホテルさんが担当しておった時期の場内使用料、いわゆる家賃ですか、そのお金が増進公社ではなく町に支払われておったという記憶があります。また、自動販売機の電気料の負担は一体全体だれが負担しておったのか、また、その収益はどこに納まっておったのかとか、いろいろと細々したところで不明確なところがあります。そういった観点から、指定管理者としての町との関係を問いたいと考えます。

さらに、健康増進公社、指定管理者という立場でありながら、当の健康増進公社においては人事権が存在していないかのような運営が見受けられるんです。そういうことを含めたあいまいさというのが目につきます。その理由として、理事会の構成メンバーですとか理事長としての町長の立場とか、指定管理者たらしめる条件が実は町側に存在し続けたままの関係で町と指定管理者という関係を保ってきたことに疑問を感じます。ですから、運営ですとか経営ですとか、そういったことに対して非常に厳しい要求を町側ができなかった事情がそういう部分にあるのではないのかなと感じます。施設所有者としての町当局による保護的な措置ですとか、助成ですとか、債務負担行為と、それぞれ別の事案として検討されるべきことではあると考えますが、実は同じ土俵の中で物を考えていたのではないのかなという思いがあります。理事長として、町の町長としてこういった諸問題をどのようにお考えなのか、考えをお聞きしたいと思います。

ご答弁、よろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田稔議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、1点目の放射線測定とそのデータの評価等についてでございますけれども、9月の定例議会において補正予算の可決をいただき、現在発注しております放射線量測定装置2台の納品でございますが、年明けの1月末になる予定となっております。今回購入の放射線量測定装置は、県の原子力安全対策課が県内の放射能を測定したものと同型の放射能測定器サーベイメーターでございます。

今後、当町においての放射能の実態把握及び対応といたしましては、現在、空間放射線量率の測定を毎日、県内20カ所のモニタリングステーション及びモニタリングポストで観測しておりますので、県内で通常の範囲を超えた値を示した場合など異常が認められた場合はもちろん、定

期的にも今回整備した放射線量測定装置で町内の各地区、例えば保育所、幼稚園、学校施設及び病院や福祉施設などのほか、農地等においても町内で測定ポイントを定め、測定をしていきたいと考えております。

また、測定したデータの公表と利用についてでございますが、今後、関係各課との協議も必要になりますが、当然、公表していく方向で考えていきたいと思っております。

また、町民の皆さん方へでございますが、放射線、放射能を正しくまず理解していただくことが非常に大事だと、こう思っておりますので、広報を通じながら、また勉強会、講演会等々を開催をしながら、健康の相談、また農業指導などを通じまして情報も提供してまいりたいと考えてございます。

次に、学校給食センターへの納品食材の放射能測定等についてでございますが、ここについては教育委員会の方から答弁をいたしたいと思っております。

次に、2点目の健康増進公社について何点かのご質問でございますけれども、同公社は指定管理者制度を活用しておりまして、平成18年から施設の管理運営を行っております。委託契約は施設管理に要する経費を見込んでおり、平成23年度、今年度は6,202万7,000円を計上しております。

公益法人制度改革について、川守田議員のご指摘のとおり、平成25年、これは前にも申し上げてございますが、25年11月までに既存の法人すべてが公益法人、または一般法人へ移行しなければならず、移行しない場合は強制的に解散となることで平成20年12月に関係法令が施行されているところでございます。当町の健康増進公社におきましても当然、同制度改革の対象であり、現在、許認可機関の県と協議を進め、独自に調査・検討をしているところでございます。

選択肢としましては、三つの方法が考えられます。

まず、一つ目は税の優遇措置が手厚い公益財団法人への移行でございます。ただし、この公益財団法人への移行は公益目的事業割合が50%以上であることとなっております。現在の公社の公益目的事業割合からすると40数%でございますので、公益財団法人への移行は難しいというか、無理なのではないかなというふうに思っております。

二つ目でございますけれども、一般財団法人への移行でございます。これは公益財団法人に比べ認定基準が緩和されていることから、円滑な移行手続きができるものと考えてございます。

次に、三つ目でございますが、三つ目においては、これは解散でございます。解散することによりバーデパークの管理運営する母体が消滅するため、新たな法人または会社を設立するか、同施設の管理運営ができる民間法人または企業を公募する必要があるかと考えてございます。

この三つのいずれかを選択していかなければならないということになると思いますが、いずれの方向性についても合併前の公社貸付金を解決しなければならない点がございます。今後、さらに関係機関等々と協議・検討を重ねながら、バーデパークの運営についてよりよい解決策を講じてまいりたいと考えてございます。

また、厚生労働大臣の認定でございますが、バーデハウスふくちの施設は、認可基準をクリアしてございます。ただし、管理運営母体の条件については有資格者の配置や温泉療法医との連携など非常に厳しい条件もございます。そういう医師をしっかりと、民間移行、解散後、募集した場合に、そういう医師がいるかという部分も一つは考えていかなければなりません。このような条件をクリアしておりますと、公社のみならず民間企業においても認定を受けられるものでございますので、法人移行の場合、継続して認定を受けられるものと認識してございます。そういう専門医がかかわるということになれば、移行できると。

次に、町と健康増進公社との関係等々でございますが、権限などのリスク分担については、指定管理者募集要項及び基本協定書により明確な分担をしているところであります。経営に関することについては、すべて受託者へ権限を委譲しているところでありますが、議員からのご指摘があったとおり、役場、行政になれば町長という立場、公社にいきますと100%まず町が出資をしている公社であります。恐らく、当時からそういう関係で首長が公社の理事長ということで進めてきたと思いますが、経費的には、町長が理事長を務めるということは無報酬でございますので経費的には軽減されていると。これがまた新たな理事長となると、それなりの報酬が生じてくる。そういうのも含めて、設立当初、そういう形をとってきたのではないかなと思っております。

ですから、議員のご指摘のとおり、本当に私も、公社の理事会のときにも理事長として申し上げてきましたが、非常に、公社の理事長の立場からすると町にお願いをして、何とか経営をして、住民の皆さんが、数十万という方々が利用をしているので、公社の理事長という立場であれば町にお願いをして予算もつけていただいとということになりますし、町長という立場になりますとできるだけ町の予算を少なくしていかなければならないという、一人で両面を持っているわけですし、これが果たして、私自身も理事会で申し上げました、いいのかなという部分は疑問を持っています。ただ、先ほども言いましたがいろいろなコスト、いろいろな部分でそういう形で今日まで来ていたというところで、現在も同じ形をとらせていただいているわけでございますけれども。

そこで、人事権等につきましては、当然これは公社の人事権でございますので、公社の専務理事、幹部等と相談をしながら人事等を行っているわけでございます。非常にわかりにくいという

ご指摘をいただいたように、複雑な部分というのは私も感じております。こういう部分を少しずつわかりやすく、しっかりしていかなければならないと、こう思っております。

そのほかに販売機の電気料、今までプラザさんがいた部分の使用料等々、この細部につきましてはまた、担当課長の方から答弁をさせたいと思います。

次に、公社への貸付金でございますけれども、平成4年10月に開業をいたしました。当初は運転資金がなく、資金繰りに影響が出ていた。そういうことから、平成6年に運営資金としまして2,000万円を当時貸し付けしてございます。さらに、景気の低迷等の影響から平成12年に同じく運転資金としまして2,000万円を貸し付けし、合わせまして4,000万円の貸付金がございます。町としましては、前にも申し上げましたが、公益法人制度改革や指定管理者制度の期限が押し迫っていることもございます。貸付金の解消が急務であると考えてございます。しかしながら、法人申請までの現実的に返済というのは非常に厳しいものがあるわけでございます。しかし、少しでも貸付金を少なくしていく、そしてまた、経常的な黒字を目指し、取り組みをしていかなければならない、そう思っております。

また、公社の職員自体において、公社に関して町の方も100%の出資団体でもございますので、これは当然かわりを持ちながら進めていかなければならないと思っておりますが、公社自身の職員も、やはり公社としての経営面、あれは町から補てんしてもらえると、こういう考えをまずなくしていき、しっかりとした年間の計画の中で黒字経営ができるように努めていかなければならない。そういうことから、昨年度から指定管理料、その年々に金額が変わっておりましたが、昨年度からまずは3年間一律の管理料、その中で工夫して少しでも黒字経営を目指してほしいと。頑張った年でも評価がない、それもまた職員の意欲というのが高まらないと、こう思っておりますので、今まではそういう形で、毎年毎年、町側と公社側の折衝、そういう中で、金額が年として違っておりましたが、ここを同じ金額の中でやって経営状況がよりわかりやすいといえますか、そういう状況にしていった方がベターであると考えて、昨年度からそういう方法もとっております。

平成25年度までに法人移行ということでございますので、それぞれの今までの法人、全国で動きが出ておまして、やはり公益法人になれる団体というのは全体的にやはり少ないのかなと、一般財団法人移行が一番多いのかなと、こう思っております。中には、解散をして新たに募集をしているところもございます。当公社においては、解散をして募集となると、先ほども申し上げました、議員からご質問ありました厚生労働大臣認可としての施設、ここを同じく取り組んでいけるのかどうかという部分もありますので、私自身の総体的な考えからしますと一般財団法

人への移行に進んでいかなければならないのかなというふうに考えてございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君） では、学校給食用食材の放射能測定についてお答えいたします。

学校給食の食材は、市場に流通しているものを多く使用しております。出荷段階で国が定めた放射能の暫定基準値を超える場合は、出荷制限等の措置がとられることになっております。このため、流通している食品は安全であると考えておりますが、さらにより一層の安全性を確認するために、青森県や消費者庁、さらには厚生労働省等のホームページで公表されている出荷制限等の情報を収集しながら、青森県産を主体に食材を購入しているところでございます。

今のところ三戸郡内では放射能対策の具体的な対応をとっている施設はありませんが、各施設の栄養士が集まって行っている共同購入選定会議における情報交換、及び近隣施設との情報交換を行いながら、より安全と考えられる食材の購入に努めているところでございます。

なお、牛乳につきましては、二戸市にあります工場で2週間に1回検査を行っているところでございます。

きょうの新聞に報道されましたが、国の第3次補正予算に文科省は、学校給食用食材の放射線検査機器の整備に必要な経費を補助するというふうな報道がなされております。その内容でございますけれども、青森県を含む17の都県に対して検査機器を購入する経費の2分の1を補助するというものでございます。青森県では、新聞報道では5台購入して、市長が市町村に検査機器を貸し出して使用してもらうことを検討しているというふうな報道もなされております。これにもさまざまな問題点も含んでいると思いますけれども、そういうふうな指針が示されたところでございます。

国が定める学校給食衛生管理基準では、食材の生鮮食品の給食センターへの搬入には当日の搬入が原則となっております。前日などに搬入された場合には定められた保存基準に従って、冷蔵庫等で適当な温度管理をすることとなっております。このようなことから、食材の安全確保、保護者の皆さんの不安の解消を図るために、今後とも産地等の確認、記録による安全な食材の購入に努めるとともに、食材の放射線測定器の導入を含め、学校給食衛生管理基準にのっとり、検査の体制、そして検査に必要な施設、さらには食材の保存方法等について調査・検討してまいりた

いと考えているところでございます。何よりも子供たちに安心・安全な給食を提供すること、これが第一であります。これからも給食センターと連携を密にして取り組んでいきたいと思っております。

以上であります。

○議長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） 先ほどの質問ですが、レストランの使用料についてお答えいたします。

バーデプラザのレストラン部分の使用料についてでございますが、この部分は指定管理部分外となっております。それで、行政財産収入として町がプラザホテルから徴収しておったものでございます。電気、ガス、水道等経費については、プラザホテルが実費負担してございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 再質問はございませんか。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） ご答弁、ありがとうございました。放射線の方から。

町内で測定したという話も聞かなかったものですから、もしかしたらまだ測定器納品になっていないのかなと思いつながりながら質問の通告文書を書いたんですよ。やっぱりそうだったのかなと思いましたがけれども。

私が伺いたいのは、測定するのだったら何のために測定するのか、どういう情報が得たくてそういう測定器を買うのか、そういったところに収束してしまうんですね。そういう観点でご答弁を聞いていますと、もう既に、今の時点になって納品がまだであるというのは、社会的な需要に絡むわけですからそのことをどうこうという気は今の時点ではないんですけども、そんなであれば何のために、どういう施設をどのような測定の仕方をしてどういうふうな対策に資するのかとか、また、その基準というのはどの基準を用いて、どのような、町民に対しての影響を町として担保した形で説明するのか、そういったことにおさまってくることだと思うんですよ。そういう流れの中で、それぞれ雑多なことというのはその流れの作業のうちについて回ることであると私は考えるんです。ところが、そういった基本的なものの考え方というのはいまだにできていません。今の答弁の内容を聞きますと、ガイガーカウンターでしたか……、ちょっと記憶もあ

いまいですが、測定機器が届いてから事は始まるんですというような、開き直りにも似たようなふう聞こえてきまして、予算執行する町側が自分の立ち位置の基準を見失っているような気がしてちょっと残念でした。

同じような意味で、学校給食センターの食材に関してなんですけれども、教育長の答弁の中で矛盾しているなと思うんですよ。どういうことかといいますと、国の暫定基準値を超えたものは流通に乗らないことになっていますから、売っているものは安全ですよという一番最初の理論があります。そうなのであれば、今さら町当局があれやこれやと細々と食材の放射能の量を測定する必要はまるっきりないわけですよ。ところが、測定器の購入に関しては2分の1の助成があるとか、最後には、子供に対しては、町民に対しては、安全・安心を云々ということでもとめられました。いずれのものも、説明の中には明らかに矛盾した、それぞれの細かなところをつついていきますと明らかに矛盾していると私は感じました。自分のところで測定してどう評価するかというのは、それなりの責任が必要であるかと思います。責任と覚悟が必要だと思うんです。でも、責任と覚悟を持ってないくらいであるんだったら、県なり国に全部任せておけばいいだけの話で、私らはそのように子供の食べ物を管理しますと開き直ればいいだけの話だと思いますけれども、ところがそうではないと。ちょっとおかしいなと感じました。感想です。

健康増進公社の件についてに移ります。

理事長としての工藤祐直さん、私と同じ問題意識は共有しているのかなという思いがしました。また、町長としての工藤祐直としてのジレンマもわかるような気がします。その部分を理解した上で、非常に気になる文言を使って説明なされていることがあるんです。今回だけではなく、ずっと一連の、理事会の説明であったり議会での説明のときに使われるボキャブラリーとして、例えば「町が100%出資している施設である」ですとか、「厚生労働大臣指定」、あえて私はこれを今回使わせてもらいましたけれども、しからは、厚生労働大臣指定というステータスが経営ですとか運営にどういうメリットをもたらしているのか、具体的な説明していただきたいと思います。

一番のハードルは、温泉療法医ですか、それが確保できるかできないかというものの言い方を何回もされていると認識しているんですが、果たしてその厚生労働大臣指定というステータスがあって今の健康増進公社というのが存在しているのか、はたまた、実は必要ないんじゃないのかという側面もあると思うんですが、その辺のご認識をいただきたいと思います。

人事権について気になるのは、ずっと気になっていたのは、随分前の何かの全員協議会ですか、何かの機会に説明あって、その中に、職員の中にはそれぞれには非常にモチベーションの高い職

員がいることは確かでありますというようなことでした。それはさも、これからの健康増進公社の経営に対して非常に明るい兆しであるような言葉の使い方だったような印象があるんですけども、ところが、職員一人一人のモチベーションの高さを運営・経営に生かせないという組織としての構造の問題ということですか。そういったのはどういうところにあるのか、どういうふうにあると考えているのか所見を伺いたしたいと思います。

これ以降、法律の期限以降、どういう法人の形態をとるつもりであるのかということは、よくわかりました。

以上のことを踏まえて、再度、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、放射能、放射線測定器の件でございますが、これは予算計上の際にも説明をし、可決をいただいて、発注し、恐らく全国で発注台数も多いということで納期が1月末になる予定でございますけれども、一つは議員にも、「開き直り」という言葉を何回か使われましたけれども、どこが開き直りなのか。我々は、調べなければまた調べない、そういう部分も当然ご指摘をいただくわけでございます。そういう中で、当町で独自購入をして、そしてデータとして調べ、これをまた提供し、風向きの変化によって数値等も当然変わってくるでしょう。そういう部分もしっかりと、安全なのかということ进行调查しなければならない、そういうことで購入をし、進めているわけでございます。

基準でございますが、当然、これは一つの目安とすれば、我々自治体として国の基準、そういう部分を基準としながら、高いのか平常なのか、そういう部分を見きわめていかなければならないと、そういうふうに思っております。

次に、公社の件でございますが、理事長としての立場、町長としての立場、そういう部分は先ほど申し上げました。施設自体は町が100%出資している公社なわけございまして、運営については指定管理で公社の方をお願いをしていると。ただ、建物等は町の財産でございます。そういう部分において、今までも修繕等においては予算計上をし、そして修繕等を行っていくというのはその都度またお願いをしているわけでございます。施設は町の施設であるということでございます。

厚生労働大臣の認可の施設ということで、細かい部分等もあると思いますが、まず一つは、この公社は健康増進公社ということで町民の健康増進、その一翼を担っていく施設なんだというこ

とから、厚生労働大臣の認可、それには専門温泉医、そういう資格を持った医師がかかわることが必要であるということで取り組んでいるわけでございまして、それぞれ町民への指導、これも定期的に来ていただいて取り組みをしてございます。厚生労働大臣認可の施設の場合には、さまざまな情報、また施設等のPR、そういう部分もあるというふうにお聞きをしてございます。細部については担当課長の方からまた答弁を追加させたいと思っております。

当人事権にかかわるものの、経営に生かせないと。これは同じ指導をしても十人十色でございまして、職員も。同じ指導をしていっても、すぐ動ける職員、または時間をかけながら取り組む職員、さまざまあるわけでございまして、それがすべて同じに動いてもらうのが一番ベターなわけでございますけれども、理事者という立場からは、やはり同じように行動を迅速にして、そしてまた、一人一人の職員が経営面を考えながら取り組む。自分の係が施設課だから経営面とは関係ないんだということではなく、そういう大きな規模の会社規模の施設でもありません。それぞれが役割分担を持ちながらも、それぞれがコストの削減を含めながら、逆に、削減と同時に経営的な部分、そういう部分にも参画をする体制をつくっていかねばならない。そういう中においては、それぞれ同じ話をしても動き的には若干の差があるという、そういう意味合いも含めた私なりの今日までの答弁といたしますか、言い方であるというふうにご理解をいただきたいと思っております。

いずれにしても、非常にバーデ、課題も山積をしておりますが、町民30万人ほど利用者がある施設でございます。そういう部分も考えていかねばならない、そう思っておりますので、また今後も、公社理事、会員の皆様、当然町の予算も伴っておりますので、議員の皆様からいろいろのご指導をいただいて課題をクリアしていきたいと、こう思っております。よろしく願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） 私の方から、施設のメリットということなんですけれども、増進公社におきまして大臣に認定されております施設類型なんですけれども、運動型と温泉利用型、それから温泉利用プログラム型というのがありまして、温泉利用型となっております。先ほど町長も触れましたけれども、いろんな施設の整備のほかに健康運動指導師、それから医療機関との連携ということがございまして、具体的なメリットというか、制度でございまして、医療費控除制度がございまして、これは指定運動療法施設におきまして、増進公社施設におきまし

て、医師の処方せんに基づきまして運動した場合に行う利用料等について、所得税の医療費控除の対象となつてございます。

それから、先ほど申しましたとおり専門的な指導者が配置されているということ、それから、経験を有する医師や、または認定する組織として連携が行われるということですので、大分利用する方についてもご安心かと思われまふ。

それから、もう一点、構造的モチベーションを高めるための方策というふうなお話がございました。これはいろんな考え方がございますけれども、一つは具体的に条例の改正がございました。これは川守田議員からご指摘あつた後に条例改正をしまして、利用料の上限というふうな形で設定してございます。上限に基づきまして、ある程度公社の方が料金を設定して動けるような体制にしました。

それから、もう一つは、役場側の支援というか、町側の支援として、国体とかそういうものの誘致によってできるだけ集客を図るとか、あと施設の整備、大分古くなっておりますので、補助事業等を活用しまして整備を図るというふうな、支援によってモチベーション等を高めていくというふうな形が実績としてございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ありませんか。（「食材の納品に関してはどうですか。ありませんか」の声あり）

学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 食材の放射能関係でございまして、先ほど測定する必要がないのではないかというご指摘もございましたんですが、できるだけ、安全・安心という部分では、いろんな部分ですべてが、きょうの新聞等でもございましたんですが、出荷されてから、粉ミルクではございませんが、そういうのもあつたりいたしますので、できるだけそういう体制に持っていければなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 9月議会で学務課長の方から、納品に関しては測定を義務づけて云々と

いうご答弁があったものですからこれは大変なことを考えているんだなと思っていましたけれども、できるんだったらやるにこしたことはないなと思ってあったんですよ。でも、中途半端な気持ちでやったら大変なことになるよなという気持ちがありながら聞いていました。やっぱりやらない方がよかったんじゃないですか。はかる、測定する基準、はかれば安全・安心だと。はかれば安心・安全という、暫定基準値を基準にするのかどうかわかりませんが、それから、測定値が常に出ているんだったらそれは安全・安心というカテゴリーにおさめられるのかもしれませんが、もしも、例えば微妙に高い、二、三十%高い測定値が出るとか、はたまた10倍もカウントしてしまいましたとか、そういったときに町はどう対応するんだろうと、そっちの方なんです。果たしてそういったデータが出たとき、隠してしまうのかそれでも公表するのか。公表したときにはどういう説明をするのか。私が申しているのは、そういうものの考え方の基準があいまいじゃないですかということなんです。これは前にも申したかと思うんですけども、放射線であれ残留農薬であれ、同じ考え方だと思うんですよ。では、残留農薬、何ポイント分析したら有効な数値が得られるんだとか。そうしたら、例えばこの放射線はどういうポイント、どういうふうなロケーションを設定して測定したら有効なあれが得られるんだろうかと。測定器を持つということは、そういうことをすることだと私は理解するんです。ですけども、そういう側面もあれば、そうじゃない、とりあえずはかってみて低い値が出たでしょうと。それはそれで価値があることだと思うんですよ。ですけども、毎回毎回そういうわけにはいかないだろうと。そういうことだけを前提に、そういった精神衛生のためだけの測定を繰り返すのはちょっと危険なところもあるだろうと考えるから、こういったところを基準にしてどういう評価をするのですかと。わかりづらい表現かもしれませんが、そういう聞き方をしてきました。願わくは、そういうちゃんと基準を設定した上で一連の安全・安心のためのマニュアルづくりをしてもらいたいと希望します。それだけです。答弁はいいです。

健康増進公社なんですけれども、公社の存在の目的が健康の増進であるとおっしゃいました。確かにそうですねと、言われればそうだよと、根本的なところを余り深く考えないで私もやったのかなと反省もありました。

ところが、しからは、健康増進のためにどれだけ貢献したのか数値であらわすことができますかということ、多分できないんですよ。今の状態ですと。前にも申した記憶があるんですけども、何千万の指定管理料を受け取るのはいいですよ。幾らもらってもいいと思うんです。ただ、それが公社の実績として何かしらの、例えば医療費を下げましたとか、もろもろのそれを数値化して、それだけの私たちは実績があると胸を張れるのであれば、6,000万円であっても2億であ

っても3億であっても、それは正当な管理料だと私は思うんです。とりもなおさず、それは行政の必要コストとして、また別の考え方ができるんですよ。ただ何でもかんでも数値化するというと変なやつだなと思われるかもしれませんが、全国には数値化してちゃんとやっている、活動の成果として公表しておられる施設だとかそういう法人もあるわけですからね。そういうものの考え方をしてもいいんじゃないのかなというような気がします。何もこの健康増進公社を存在悪として私は考えているわけではありませんけれども、際限なく垂れ流すようなお金の使い方というのは少しどこかで歯どめをかきさないといけないんじゃないのかなという、そういう思いであります。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） 以上で、川守田稔の質問を終わります。

ここで午後2時5分まで休憩いたします。

（午後1時53分）

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時06分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

7番、根市勲君の質問を許します。根市勲君。

（7番 根市勲君 登壇）

○7番（根市勲君） きょうはちょっと体が不調でございますので、その辺よろしくお聞き願えればと。

私は今回、一般質問、最後の登壇になりました。今年一般質問のトリを務めさせていただきます。

さきに通告してありますように、南部町の教育・人づくりにテーマを絞って、町長、教育長にお尋ねしたいと考えております。

私は、最近の日本の国内外でいろいろ起こっている社会の情勢や風潮、事件や事象などを新聞、テレビ、ラジオで見たり聞いたりして感じることは、余りにも多くの情報がマスコミを通して氾濫し過ぎて、その情報を一人一人がうまく消化して自分の知識として吸収することができていな

いのではないかと考えています。

自分の子供のころの思い出として、困ったときに頭に浮かぶ私のおやじの言葉があります。「若いときにいっぱい体から汗を出せ。そうしないと、年をとってからその汗が涙になって目から出てくるぞ」と、そういうふうに言われて、いろいろしかられるのもありましたし、家族にはやさしい父でしたが、時には息子に厳しいおやじだったことを思い返すときがあります。

最近読んだ雑誌の中にドイツを代表する詩人、小説家でもあるゲーテの次のような言葉がありましたから読んでみます。「涙とともにパンを食べた者でなければ、人生の味はわからない。」大体、議員さんたちはわかるような気がするでしょう。私のように人生という山登りに例えれば8合目まで来た人間でなくても、何とも味わえる言葉だと感じるのではないのでしょうか。

先月14日午後から、八戸市で「自治体コンソーシアム形成フォーラム」というタイトルの勉強会がありまして、私も、中館議員さん、八木田議員さん、また工藤久夫議員、役場の企画課長さんもいらっしまったと思いますけれども、参加してきました。大変中身の濃いお話で、改めて地方自治体を取り巻く厳しい課題が山積みしていることを実感して帰ってきました。

私が今回の一般質問の中で一番強く皆さんに訴えたいことは、東北地方の一番奥の青森県の片隅というか、比較的暮らしやすいこの南部町であります。何らかの施策を講じないと、さきに中館議員や工藤久夫議員さんが言っているからあれだけでも、人口が2%近く減少して、毎年毎年、最後に、40年、50年となれば半分になるということをかかえてきたんです。一番、行政と町民がともに手を取り合って、幼児から老人に至るまでの教育内容を高めて、町民の教育レベルの向上と時代の変化に順応できる人材の育成が求められていると思います。それぞれの町民が、一生懸命に学び、働いて、人生の夕暮れを迎える時期に「味のある人生だった」と言えるような暮らしのできる町をつくるために、何が必要か、何をすべきかという視点で本題の質問に入ります。

1点目として、町民の年齢別に教育・人づくりの課題は異なると思いますから、以下の5種類の年齢層に分けて考えた場合の課題はどのように考えて取り組むべきかお答えを願います。義務教育就学前、小学校・中学校の義務教育期間、高校・大学・専門学校等の就学期、社会人として社会の第一線で働く期間、社会の第一線から退いてからの期間。

また、次に大きな2点目として、教育における南部町としての共通目標と申しますか、いわゆるアイデンティティーのあり方とそれぞれの年代における必要性と目的、目指す方向、基本的なあり方について、どのように考えているのでしょうか。時代が大きく変わっていく現代社会において、変化に合わせて変えていかなければならないところも当然あるでしょう。また、基本的に

守るべきこと、変えてはいけない大切な部分も多くあると思いますが、いかがでしょうか。

3点目として、町の役割と今後の支援策といいたいでしょうか、施策のあり方についてどのように考えておられるのでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、まず私の方から根市議員のご質問にご答弁を申し上げながら、教育委員会の方からも答弁したいと思います。

まず、その前に、根市議員、腰が痛そうでございますのでお大事にさせていただきたいと思えます。そしてまた、本定例会、一般質問最後のトリの役目ということでございましたので、お互いにどうぞ、質問、答弁、すっきりした形で一般質問を終えたいなと思えますので、よろしく願い申し上げたいと思えます。

今、根市議員のお父さん、「若いときにいっぱい汗を出せ」という言葉を小さいときから父親に言われてきたというお言葉をお聞きしました。私も根市議員のお父さん、存じており、非常に温厚で、我々住まいも近くでもありましたので、いろいろ声をかけていただいたりしたお父さんでございます。まず、そのお父さんの思いということで、私もこの言葉、若いときにいっぱい汗を出せと、忘れないようにまた取り組んでまいりたいと、こう思っております。

それでは、ご質問の件でございますけれども、私からは概略的な部分、大まかな部分になりますが、私の思っていることを含めながら答弁させていただきたいと思えます。

まず、当町の教育基本理念として「教育は人なり 人づくりはまちづくり」、これは当町に限らず一般的に使われる言葉でもあるわけでございますが、しかし、いずれにしても、まさにそのとおりの文言であるなというふうに感じております。そしてまた、心豊かな人間形成・育成、これが非常に大事だなと思っております。まず、思いやりのある人間、そういう人間に子供たちが将来に向けても育ててほしいと、そういう思いでさまざまな町としての取り組みも行っているわけでございます。

年齢層別にはまた教育委員会の方から答弁いたしますが、まさに生涯にわたるまでの教育、幼児教育、学校教育、社会教育、また生涯教育、そういう分類的にもなるかと思えますが、ここで一番大事なものは、まさに幼児期の部分が非常に大事になってくるのではないかと私は思っております。いつも教育関係者の方の会議のときにも申し述べさせていただくんですが、日本の言葉

に「三つ子の魂百まで」という言葉がございます。また、フランスのたしか幼稚園を初めて開設した方、フレーベルという方だったと思いますが、名前がちょっと間違っているかもしれません。その方は、5歳までの間に一生涯学ぶすべてのことを学ぶんだと、これも三つ子の魂百までと大体私は同じような意味合いかなと、それほど幼児期が非常に大事になっていくという言葉だと思っております。そういう中において、学校教育も非常に大事なわけでございます。まず、その前に、私は一つは家庭教育、これが基本になっていくのではないかなと。この家庭教育の中においては、一つは当然しつけということも私は入るだろうと、こう思っております。ですから、行政として、また教育委員会として取り組んでいく部分と、それぞれのやはり家庭、親としての責任と自覚、そういう部分も私は、子供たちが大きく育っていくためには、また思いやりのある子供たちを育てていくためには大変重要であると、こう思っております。

きのう夜、これは民放でございましたが、たまたまスイッチを入れて見ていましたら、直接は関係ないかもしれませんが、教師に対する尊敬度、どのくらいあるかと。たまたまやっていたので、議員の皆様も見ていた方、あろうと思います。ある国は100%尊敬、99.何%、平均が、50何カ国の平均だったと思いますが、93.数%が50何カ国の平均である中で、日本は43%、8%……、こういう低い率でした。少しがっかりしました。現場においては、教職員の方々も本当に忙しい現場の中で取り組んでいる中にもかかわらず、日本の教師に対する評価というのはそんなに低いのかなと少し疑問を持って見ておりましたが。これはテレビでございますので、そのデータのとり方、放映の仕方といろいろあるとは思いますが、それにしても少しショッキングな数値でございました。

教育現場、私も学校の先生方、訪問したりいろいろな話をさせていただきながら、自分でも見ながらしているわけですが、非常に本当に子供たちの教育に重点を、当然置いているわけですが、いわゆるいろいろな授業を行う、取り組みをする、その報告書に時間がかなり先生方が割かれているというのが現状であると、この声は非常に大きいと思います。そういう部分が、そっちの方に重点を置くんじゃなくて、まさに子供の教育、そういう部分に先生方の気持ちが注がれる、そういう環境をつくっていかねばならないと思っておりますし、教育委員会の方も、町教育委員会もそうでございますが、県教育委員会においても、そういうことも踏まえて県の教育、また、南部町の教育というものをしっかり取り組んでいってほしいと、また、いかなければならない、そう思っております。私的な部分も入りましたけれども、私の方から答弁させていただき、また、教育委員会の方から答弁をいたしたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君） では、根市議員の質問にお答えしたいと思います。

その前に、今、我が国の教育にかかわる諸問題について若干ご紹介したいなと思います。

まず、我が国は技術の進歩、それから情報化、さらには大きな問題の少子高齢化、核家族化、それに社会・家庭の教育力の低下、さらには家庭のあり方等さまざまな諸問題をしょっております。我が国の教育をめぐる状況には大きな変化が生じておりまして、さまざまな課題、そして問題が出ております。

どういうふうな問題かと言え、もう議員の皆様もおわかりのとおり、いじめの問題であったり、不登校の問題であったり、さらには校内暴力、この校内暴力は全国的にまたふえてきております。青森県の状況を見た場合も、暴力行為が去年に比べて、平成21年度に比べて22年度がふえている状況であります。こういうふうな校内暴力の増加。さらには児童虐待、そして社会全体の規範意識の低下、さらには経済の格差による学力の問題などさまざまな問題が出てきているわけございまして、これらの課題に対して積極的な対応が求められているところでございます。

東京都の調査でこういうふうな結果が出ていました。最近の子供を取り巻く状況を、社会環境が悪くなったと答えたパーセントが78%、さらには、学校環境が悪くなっている58%、さらには、家庭環境が悪くなっている57%と、こういうふうな3項目が半数以上を占めていると。さらには、社会ルール、マナーを守っているか、守っていない理由はどのような理由があるか。これはショッキングな結果でございましたけれども、悪い行為をしたとき子供をしかれない、しからない。保護者が減ってきている、これが何と90%にも上ります。こういうふうなさまざま家庭教育が抱えている問題、ありますけれども、これを踏まえて根市議員の質問にお答えしたいなと思います。

まず、1点目の各年齢層における課題でございますけれども、義務教育就学前におきましては、家庭や地域社会における教育力の低下が先ほどご紹介しましたように指摘されている中で、保育園での子育て支援、さらには幼稚園教育、これらを提供することで、その成果を小学校に引き継ぐために、保育の内容、こういうふうなものを創意工夫して充実することが大切であると思っております。

ここで一つ、またある問題が出てきております。保育園、幼稚園から小学校に入る子供たち、小学校1年生に入る「小1プロブレム」というふうな傾向でございます。授業に集中できない、学級崩壊を起こす、さらには規範意識がない、言うことをきかない、そういうふうなことで学級

崩壊になる、そういうふうな学校も最近、出てきております。こういうふうなことで、今、小学校では幼稚園、保育園、小学校の連携、これがすごく強く求められているところでございます。

次は、小学校・中学校の義務教育期間では確かな学力と豊かな心をはぐくむ学校づくりが求められておりますけれども、その中でも特に、わかる授業の実践、そして勉強しようというような学ぶ意欲、これを育てること、さらには、人間関係を深め、みずから生きる目標を求め、その実現に向かって努力する態度をはぐくむ指導、これが大切であります。

また、ここでもこういう問題が出てきております。小学校から中学校に入学した生徒、中学校の生活になじめない。それで、学習不適應を起こす。結局、最後には不登校になっていく。こういう傾向も生まれておりますので、まさに小・中連携、これが小学校と同じく強く求められています。この呼び名を「中1ギャップ」というような言葉で呼んでおりますけれども、こういうふうな課題もあります。

高等学校や専門学校、大学では、学校生活と社会に出てからの生活の違いに戸惑うことがないように、社会人として職業人としてたくましく自立していくための教育が求められております。ここでも、希望を持って高校に進んだものの合わない、または学習についていけない、もろもろの条件で中途退学する高校生が、青森県でも一つの学校がなくなるくらいの退学者を出しているのが現状でございます。この辺も大きな課題でございますので、まさに小・中・高、この12年間を見通した教育のあり方というふうなことが本当に大きな問題であります。

最後に、社会人としての期間及び社会の第一線から退いてからの期間では、幅広い年齢層の方々や各種の団体等が対象となります。さらに、学習やスポーツ、文化、健康に関することなどその内容が多種多様になることから、興味を持ってもらえる内容の把握、さらには要望に合った情報の提供のほか、施設や設備の充実、活動への支援などが望まれているところであります。

次の2点目の共通目標のあり方についてでございます。

南部町教育委員会では、年度ごとの教育方針の中で教育目標を掲げております。今年度定めた目標の一つ目の目標は、「町民の連携意識を高めながら、豊かな心と広い視野を持ち、積極的に郷土の発展に貢献することができる品性豊かな町民の育成に務める」としてあります。二つ目の目標は、「時代の変化に対応しながら、自分の生活に目標を持ち、豊かな情操と創造力・実践力を磨きながら、生涯学び続け、社会参加のできる町民の育成に努める」、三つ目の目標でございますけれども、「スポーツに親しみながら、自分の体力と健康に関心を持ち、自主的に健康で安全な生活を営むことのできる、町民の育成に努める」としてあります。

このような目標に沿って、さらには学校教育を初め社会教育、社会体育、文化活動などの分野

ごとに推進すべき施策を定めることが必要であることから、「教育は人づくり、人づくりはまちづくり」との基本理念に基づいて重点的に取り組む施策を具体的に掲げ、その実践に努めているところでございます。

最後の町の役割と支援についてでございます。

学校教育関係におきましては、計画的な教育施設の整備や教職員の専門性を高めるため、県と連携しての研修の充実、社会教育関係では公民館やスポーツ施設の充実や学習情報の提供、各種指導者の養成、関係団体の活動支援、さらには相談体制の充実、文化関係では伝統的な後継者の育成支援、南部氏の調査研究などが大切であると思っております。今後も社会の変化に対応しながら、それぞれの年齢層のニーズに応じた施策に推進してまいりたいと思っております。

幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、まさに教育はひとづくり、この期間がまさに土台づくりの年齢層でございます。そういうふうな面で、南部町は教育に対する予算措置、本当によくやっております。そういうふうなことから、小学校・中学校においては、この予算を有効に活用して、特色ある学校づくり、一人一人の子供たちを育てる、これを目標に教育委員会、支援しながら頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。根市勲君。

○7番（根市勲君） 教育長、どうもありがとうございます。また学校に行って先生から話を聞いているような、すごい勉強になることがありました。

町長も、まちづくりは人づくりということでありましたけれども、経済がなくて、地域の、町の発展はないと私も思うんですけれども、やはり今、聞こえているこういう質問の中で、子供らは何かこう、災害とか事件に追われて子供らの教育に手が行き届いていないのかというあれもあって、教育の方を質問させていただいて、この中でやはり聞こえるのは、向学心に燃えた若い人たちもいっぱいおると思います。しかし、経済的な理由で夢も実現できない家庭も、今の社会の情勢では増加していると思います。将来的に若者が希望する選択しやすくするような学習の支援も、今まで以上に必要ではないかと。これはやはり、家庭ばかりではなく、町政も少し手を差し伸べる形で力を出してもらえれば、この地域、南部町がもっと都会にないまちづくりができるのではないかと。そういう視点から今回、質問させていただきました。本当にありがとうございました。最後に、教育長から支援を一言、何とか。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） いつも教育に対するいろいろなご質問、ありがとうございます。

まず、本当に教育で私が必要だと思っているのは、先生方が本当に自分の力を向上させる、先生方一人一人の力が今、必要だと、そう思います。教師には三つの力が必要とされております。その一つは、教師が人間的な魅力を持つ、こういうふうな人間力、二つ目は、社会の変化に対応・解決できる社会力、さらには、教科や生徒指導に卓越した教育力、この三つが必要とされております。何といたっても人間づくりのもととなるのは教師の力でございますので、南部町の先生方、本当にいろいろな部分で学習、生徒指導、部活、頑張ってくれております。そういうふうな三つの力をつけれるように、教育委員会もぜひ応援してやりたいな、支援してやりたいなと。教師には、教育に対する情熱、子供に対する愛情、これが一番大切でございますので、こういう熱い熱い先生方をぜひつくりたいと思っておりますので、これからもぜひご支援のほど、よろしく願いします。今日はありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） 以上で、根市勲君の質問を終わり、一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、12月8日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後2時39分）

第42回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成23年12月8日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第85号 南部町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第86号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第 3 議案第87号 定住自立圏形成協定の変更について
- 第 4 議案第88号 八戸圏域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 第 5 議案第89号 土地改良事業（災害復旧）の施行について
- 第 6 議案第90号 工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（南部町デジタル移動系防災行政無線施設整備工事）
- 第 7 議案第91号 財産の取得について（南部町立小・中学校図書室用図書）
- 第 8 議案第92号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第7号）
- 第 9 議案第93号 平成23年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 10 議案第94号 平成23年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 11 議案第95号 平成23年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 12 議案第96号 平成23年度南部町国民健康保険名川病院事業会計補正予算（第1号）
- 第 13 議案第97号 平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 14 議案第98号 平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 15 議案第99号 平成23年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）
- 第 16 議案第100号 平成23年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）
- 第 17 陳情第3号 南部町消防団福地第一分団屯所移転後の施設利用に関する陳情書
- 第 18 陳情第4号 国保国庫負担率の大幅引上げ等の意見書提出を求める陳情書
- 第 19 陳情第5号 介護保障制度に関する意見書提出を求める陳情書
- 第 20 陳情第6号 高齢者医療制度等に関する意見書提出を求める陳情書
- 第 21 陳情第7号 住宅新築、リフォーム支援助成事業制度の創設に関する陳情書
- 第 22 陳情第8号 上水道引き込み工事の助成に関する陳情書
- 第 23 常任委員会報告

第 24 閉会中の継続調査の件

追加第 1 町長提出議案追加提案理由の説明

追加第 2 議案第101号 人権擁護委員の候補者の推薦について

追加第 3 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中館文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
7番	根市勲君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	10番	中村善一君
11番	佐々木勝見君	12番	工藤幸子君
13番	馬場又彦君	14番	立花寛子君
15番	川守田稔君	16番	工藤久夫君
17番	坂本正紀君	18番	東寿一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	有谷隆君
環境衛生課長	中野雅司君	農林課長	中村一雄君
農村交流推進課長	福田修君	商工観光課長	神山不二彦君
建設課長	工藤満君	会計管理者	庭田富江君
名川病院事務長	佐藤正彦君	老健なんぶ事務長	麦沢正実君

市 場 長 工 藤 欣 也 君 教 育 長 山 田 義 雄 君
学 務 課 長 夏 堀 常 美 君 社 会 教 育 課 長 工 藤 重 行 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 坂 本 勝 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 根 市 良 典 主 幹 板 垣 悦 子
主 査 秋 葉 真 悟

開議の宣告

議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は16人でございます。定足数に達しておりますので、これより第42回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第1、議案第85号、南部町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

環境衛生課長（中野雅司君） それでは、1ページをごらんいただきたいと思います。議案第85号、南部町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、下水道法施行令の一部改正により、平成23年11月1日から排水基準の一部が緩和されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次の2ページをお願いいたします。南部町公共下水道条例の第10条第15号中「0.2ミリグラム」を「1ミリグラム」に改めるものでございます。第10条は、除害施設の設置等についての規定でございますが、公共下水道に排水する際の有害物質の排水基準を42項目掲げ、その基準に適合しない場合は、取り除くための除害施設を設けることとしております。

その42項目のうちの一つで、第10条第15号に掲げてあります1・1ジクロロエチレンという物質は、主に塩化ビニールの原料やフィルムの合成原料などに使用される物質でございます。

このたび、WHO世界保健機構の水質ガイドラインにおいて、この1・1ジクロロエチレンの毒性評価値がこれまで不確実性を多く見込んだ評価値であったということから、より、実際の毒性に近い評価値へ見直し変更されたことに伴い、今回、下水道法施行令の一部が改正されました。

1・1ジクロロエチレンを下水道に流す場合の排水基準値を排水量1リットルにつき、0,2ミリグラム以下から1ミリグラム以下に改正するものでございます。この改正によって、1・1ジクロロエチレンが、排水量1リットルにつき1ミリグラムを超える場合に取り除くための施設を設置することになり、除害施設を設置する基準が緩和されたものでございます。

なお、当町の公共下水道区域には、現在、ジクロロエチレンを取り扱っている工場や事業所はありませんが、将来を見据え、法に照らし合わせて条例を改正するものでございます。

附則、この条例は、交付の日から施行するものでございます。

以上でございます。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

16番（工藤久夫君） 直接、今の条例とは関連があるのか、ないのか、ちょっと関連で質問させていただきたいんですけども、実はあの、農業集落排水あるいは公共下水道っていうのが、大分こう進んできているわけですけども、なかなかこのせっかくそういう配管が管路ができて活用されていないというか、加入率が低いわけですけども、そこで私はちょっと今までの方針を変えて、こういうこともやったらどうかっていうのをちょっと理事者側のお考えを伺いたくて質問するんですけども、全部を家庭のその下水をつなぐっていうのが難しい場合は、生活雑排水だけでもなるべくつなげましょうと。そのために、今のままにちょこっとう何か飴と鞭じゃないんですけども、鞭っていうのは負担がかかるっていうことですけども、雑排水だけでもつないだ場合は従来の制度に加えて何かこう、「これやったら入らないといけないな」っていうような恩恵のことをやらないと、どうもこの川がますます汚れていくし、環境にもよくないと。魚も、鮭でも遡上して来ないっていうことにもなると思うんですが、その辺、今以上に全部をつなぐてもいゆるトイレのし尿をつなぐのが厳しくても、雑排水だけでもつなぎましょうっていう何らかの入りやすい環境整備っていうんですか。その辺を提案したいなと思って質問させていただきました。

議長（坂本正紀君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（中野雅司君） 下水道の下水の処理の方法というのは、今現在のところ公共下

水道とか農集排、そして浄化槽の設置。この三つで現在対応してございます。生活雑排水だけという処理という考え方もあろうかと思いますが、現在のところは今のところ三つの方式で対応してございますので、今後少し検討させていただければなと思っております。

以上でございます。

議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第2、議案第86号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） 3ページでございます。議案第86号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてでございます。

提案理由でございますが、平成24年4月1日から構成団体として総合事務組合に弘前市を加入

させること並びに共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に弘前市、黒石市、五所川原市及び三沢市を加えることから、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について、地方自治法に基づき議会の議決を要するものでございます。

次のページをお開きください。今回の規約の変更でございますが、構成団体を先ほど申し上げました弘前市ほか黒石市、五所川原市、三沢市を加え、追加するというもののほかに今回機構改革をして滞納整理機構を新たに現在は今、総合事務組合の中に一部署として滞納整理課という課という状況でございますが、これを滞納整理機構という機構を設け、その中に、事務局長、機構長等の職員を置き、滞納事務の取り扱いを強化していくというものでございまして、それらを今回改めたものでございまして、青森県知事の許可があった日から施行し、平成24年4月1日から適用するというような内容でございます。

以上でございます。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君。

14番（立花寛子君） 第9条についてであります。第9条を次のように改めるとありますけれども、現在は、この第9条というものはどのようなっているのでしょうか。新たに付け加えるのか、整理するのか、その点と滞納整理機構の仕事として今はどういう仕事をされているのか。市町村税全般の滞納額の整理をするのか。新しい項目が加えられるのかどうかお聞きするものであります。

議長（坂本正紀君） 税務課長。

税務課長（八木田良吉君） お答え申し上げます。

第9条の改正でございますけれども、従来は組合に事務局を置いてそこに事務局長、職員を置く。先ほど総務課長が説明いたしましたとおり、市町村総合事務組合の中に滞納整理課というのがあったと、そこを今は事務局とその機構を設けて改正したという形でございます。

それから仕事の内容でございますけれども、これまで旧3市が構成団体に入ってなかったんですけども、弘前市が今回加入します。それで、弘前市が国民健康保険料なんです。それで、その国

民健康保険税ではなくて料なので、今回その事務を滞納整理に足すという形でございます。

それから、市町村税全般、市町村税の中でまず住民税、固定資産税、軽自動車税、そして国民健康保険税も含むと。そうやって今、新たに国民健康保険料を含むという形でございます。

以上でございます。

議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

14番（立花寛子君） この滞納整理の問題については、国保を初め、なかなか厳しい生活状況の中で苦しんでおられる方がおると、そういう状況はあると思いますが、各自治体でもさまざま努力されて滞納整理に取り組んでいるときに、その機構自体を強化するような感じに受け取られますが、各自治体で行っている方が個々の状況もよくつかめ、住民の皆さんの理解も得られると思いますが、こういう総合事務組合の仕事として位置づけられるということは、どのようなことが行われるのでしょうか。

議長（坂本正紀君） 税務課長。

税務課長（八木田良吉君） 今までの町村は、同じ状況でございます。あの、滞納整理課に依頼していたものが機構にあっても同じ状況です。県内の場合に、平成11年当時が滞納が115億ぐらいあったんです。それが、税源移譲があつて、平成21年になって10年後が161億と、そういうふうに滞納がふえております。その大部分を占めるのは市なんですね。大体8割弱の滞納の額を市が占めております。これまで、市で加入していたのは旧町村の平川市とつがる市この二つだけが滞納整理組合に入っていたのです。それを市も入れてやるべきだということで、今回弘前市とか先ほど申し上げました黒石市、五所川原市、三沢市を追加したと。それで今回加入しない青森市さんと八戸市さん、十和田市さん、むつ市さんですか。ここについては、いろいろな事情があります。特に、八戸市さんの場合には震災で多くの徴収猶予をかけていると。「払わなくていいよ」とやっているのに、こういうときに今は入る状況ではないということで考えているということであります。その市町村によっていろいろな事情がありまして、加入している団体としない団体があると。県では、全市町村加入をお願いしているという形でございます。そういう状況でございます。

議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

14番（立花寛子君） 議案第86号、青森県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約に対する討論を行います。

これまでも税金の滞納整理について、差し押さえなど厳しいやり方が行われ批判が高まっています。この規約の一部変更は、市町村税等全般に滞納整理を広げることになります。各自治体でも滞納整理に取り組んでいるところであり、各自治体の仕事として理解されているとき、それを広げる必要はないと思います。

第9条、事務局及び機構に対して規約の一部を変更をすること、この点に対して反対するものであります。

反対討論を終わります。

議長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第3、議案第87号、定住自立圏形成協定の変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

企画調整課長（坂本與志美君） 5ページになります。議案第87号、定住自立圏形成協定の変更についてであります。

提案理由であります。南部町議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、八戸との間において締結した定住自立圏形成協定について、新たに連携する取組の追加その他所要の変更をするため変更を行うものであります。

次のページをお願いします。主な変更内容についてご説明いたします。まず、追加の部分について3項目あります。それから、字句等の変更が2カ所ございます。

まず、第1条でございますが、上から5行目になっておりますが、ここは福祉分野のことでございますが、（ウ）障がい者福祉の充実という項目が新たに加えられました。それで、事業といたしましては、（a）圏域内の障がい者福祉の充実を図るため、障がい者福祉に携わる行政職員、福祉サービス事業に携わる関係者、福祉に関心のある住民等を対象として、発達障がいに関する合同研修会を実施するものでございます。平成24年度から実施されます。

もう一つの追加項目でございますが、（b）であります。障害者自立支援法に基づき市町村審査会が行う障害者等の障害程度の区分に関する審査及び判定に係る事務を効率的に処理するため、圏域内の審査判定事務を甲の設置する審査会、甲というのは八戸市でございますが、八戸市の審査会をお願いするということでございます。今までも八戸市に依頼していた事務でございますが、平成24年度から、この定住自立圏の形成協定に含めて事務処理をするということでございます。

それから、下から2行目になりますが名称の変更でございます。第2条になりますが、一つ目は農業振興の分野について。「八戸市農業交流研修センター」を「八戸市農業経営振興センター」に名称が変わりましたので、改めるものでございます。

それから、もう一つにつきましては、地域内外の住民との交流・移住促進の分野について、「（仮称）元気アップ青年会議」を次のページになりますが、「はちのへ青年倶楽部カダリスタ」に改めるものでございます。

それから、もう一つ新規に追加された部分でございますが、第3条でございますが、安全・安心なまちづくりの分野でございます。下の方でございますが、下から10行目（イ）福祉避難所の整備でございます。これにつきましては、身体的ケアやコミュニケーション支援など特別な配慮

を必要とする障がい者や高齢者等の避難所として活用するため、社会福祉事業を行う施設を福祉避難所に指定する等により整備し、圏域内外において相互利用をするという項目を追加するものでございます。これにつきましては、平成23年度から実施するものでございます。

以上につきましてですが、皆さんの承認を得まして、これから手続きといたしましては八戸市との変更協定の締結ということになって、事業が進められるということになります。

以上です。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

15番（川守田稔君） 障がい者福祉にどういう形であれ、こういうふうな形であれ、かかわりを深めるといのはすごくいいことだと思うんですが、しからば、この町においてはその障がい者福祉、定住自立圏形成にかかわって、どういう将来の展望をお持ちなのかお伺いしたいと思います。

議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

南部町の福祉計画につきましては、たまたま本年度23年度中に自立支援法に基づく障がい者福祉計画を策定中という形の年度になっております。

今は、手元にその計画の内容等がないので、後ほどお示しすることになりますけれども、計画の内容としましては5カ年の大きな計画を策定済みであります。それで、3年ごとにこれを見直すということになっておりますので、その将来像については本年度、計画を策定してお示したいと思っております。

以上です。

議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

15番（川守田稔君） 一言で障がい者と言っても随分と色々な方がおられて、根市さんみたいに足が動かなくなっちゃったとか、手が動かなくなったというそういった人もあれば、身体的

な人もあればどちらかという精神的にっていう、それらも最近ではすごく細かく分けられて、考えられ、それぞれに対応されるようなご時世になってきましたが、いいことだと思います。それぞれの人たちをその差別的に見る目から少しカバーしてあげられるそういう姿勢なのかなと思って、私は悪いことではないと思っています。ですけれども、分けるだけ分けるのはいいんですけれども、分けっぱなしでそのまんまにしてるような、放置されているような状況が多々あるんですね。障がい者施設とか言ってもやっぱり、なまじっかその障がい者施設っていうのは行政から切り離されて、別の組織としてそれぞれ運営されているような部分があるものですから、それは何といいますか、悪い意味で言えば行政の怠慢をって言ったら語弊がありますが、そういう理由づけにされて放置されるようなものがあると思うんですね。ですから、こういうエリアを設定してそれぞれの構成自治体で取り組んでいきましょう、考えていきましょうっていうのであれば、なるべく具体的に町は町、そのエリアとして考えたときにどういうことができるのかっていうことが、また加わってくるはずなんですよ。障がい者の移動の件に関してそういったことが発生してくると思います。そういったときに、やはり、そういうことに対応したその計画づくりっていうのを考えていただきたいなと個人的に思っていました。

議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 議員がおっしゃるとおりに、障がいと一言申し上げても身体的な障がい、それから精神的な障がい、それから知的障がいという大きく三つに分けられておりました。ただ昨今、近年、発達障がいという障がい名が出たということで、今回の広域圏での事業に取り組むという内容が出てきたわけですが、しからば、この発達障がいというものはいかなるものかということになります。従来生まれながらの知恵のおくれた障がい、知的障がいという部分と違いまして、部分的な発達障がい、例を申し上げますと数学的なところは通常の子供と同じレベルであるけれども、国語等の理解力が劣っているという部分とか、または、落ち着きのない子供ということで済まされていた部分が、多動性の障がいがあるという多動性の障がい児童。それから、引きこもり児童、これらも、発達障がいの一部というように近年は認識されてきております。ただ、まだ新しい分野というような位置づけで認識する部分が低いと。保護者そのものも自分の子供が障がいがある、発達障がいに該当するという部分を理解できない保護者もいると。これらを行政職員も周知して保護者等の相談、指導等に当たりたいということが今回の大きな目標だと思っております。

障がい者福祉の行政からの切り離しという部分がございますが、以前、例えば高齢者福祉という部分が介護保険制度に移行し、これらの具現化をするために介護保険施設等が整備されてきたという形で、障がい者福祉に関しても法人化を行い、障害者サービスを充実させるという方向を国では示してきているものと理解しており、今後、町の障害者福祉計画を策定するのにもこれらを考慮して計画を策定していきたいと思っております。

以上です。

議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第4、議案第88号、八戸圏域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

環境衛生課長（中野雅司君） 9ページをお願いいたします。議案第88号、八戸圏域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてご説明いたします。

提案理由でございますが、八戸圏域水道企業団の共同処理する事務のうち、八戸圏域島守簡易水道の経営に関する事務を廃止し、平成24年4月1日から八戸圏域水道事業へ統合することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、八戸圏域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更をすることについて協議をするものでございます。

次の10ページをお願いいたします。八戸圏域水道企業団規約の一部を次のように変更するものでございます。

第13条第2項中「。以下「法」という。」を削り、同条第3項中「南郷村から企業団へ引き継がれた簡易水道事業債及び災害復旧事業債」を「簡易水道事業債」に改める。

附則第5項から第7項までを削る。

附則、この規約は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

規約の第13条第3項は、企業団の経費の支弁方法について、南郷村から企業団へ引き継がれた簡易水道事業債及び災害復旧事業債に係る元利償還についての繰出金は、八戸市が負担すると定めております。合併前の南郷村には、不習地区の簡易水道と島守地区のこの二つの簡易水道がありました。不習地区簡易水道は、合併時に水道企業団の給水区域に編入したため、不習地区の簡易水道事業債は水道企業団が引き継いで現在も償還中でございます。

島守地区簡易水道は、合併後も簡易水道事業を継続し、これまで八戸圏域島守簡易水道事業として水道企業団が引き継いでまいりました。島守地区の簡易水道事業債と災害復旧事業債の償還は既に終了しておりますが、島守簡易水道の統合に向けた施設の整備を行うため、平成22年度と平成23年度に新たに八戸圏域水道事業として借り入れした簡易水道事業債がございます。

以上のことから、平成24年4月1日に八戸圏域島守地区簡易水道事業を八戸圏域水道事業に統合することに伴いまして、八戸圏域水道企業団の現在の債務が南郷村から引き継がれた不習簡水の簡水事業債、それと、平成22年度と平成23年度に新たに借り入れした島守地区の簡易水道事業債となります。よって、起債は南郷村から引き継がれた起債だけに限らないこととなりますので、今回、規約の13条第3項の条文の中にある「南郷村から企業団に引き継がれた簡易水道事業債及び災害復旧事業債」の部分、この部分を「簡易水道事業債」に変更をするものでございます。

次に、附則第5項から第7項の規定についてでございますが、この附則第5項から第7項は、八戸圏域島守地区簡易水道事業の経営に関する事項について、事務の共同処理を行うことを規定しております。平成24年4月1日から八戸圏域水道事業へ統合して、島守地区の簡易水道事業がなくなることからこの事務に関する条項を削除すると、附則第5項から第7項が不要になるということで削除するものでございます。

最後に、第13条第2項についてご説明をいたします。第13条第2項は、繰出金と関係市町の負担金の割合を規定しておりますが、その条文の中に、基づく法律、地方公営企業法、これについて条文の中で「。以下「法律」という。」という表示をしてございます。先ほど削除しました附則の第6と第7項の条文の中に、この「法」という表現がありましたので、この附則を削除することによってこの「。以下「法」という。」という条文が不要となりますので、削除をするものでございます。

なお、この八戸圏域島守地区簡易水道事業の統合に伴う、南部町の新たな負担は発生いたしません。簡易水道事業債に係る元利償還金については、八戸市が負担することとなっております。以上でございます。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第5、議案第89号、土地改良事業（災害復旧）の施行についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。農林課長。

農林課長（中村一雄君） それでは、11ページをお願いいたします。議案第89号、土地改良事業（災害復旧）の施行についてご説明をいたします。

提案理由でございますが、農地及び農業用施設の災害復旧事業を施行するに当たり、土地改良法の規定により議決を求めるものでございます。

平成23年9月に発生した台風15号により、被災した農地及び農業施設の災害復旧事業を施行するものでございます。

農地及び農業用施設災害復旧事業として、先月11月29日に国の災害査定を受け、採択されましたのでその災害復旧を施行するものでございます。

次のページをお願いいたします。地区番号61- 1、地区名、梵纏、工種、田、事業量は2.45ヘクタールでございます。事業費、499万6,000円、補助率50%。

61- 2、桜場、田、3.37ヘクタール、863万1,000円、50%。

61- 3、第1斗賀河原、田、6.71ヘクタール、1,261万2,000円でございます。50%。

61- 4、第2斗賀河原、田、3.62ヘクタール、683万6,000円、50%。

61- 5、小池、田、1.00ヘクタール、188万1,000円、50%。

61- 6、上祭場、田、0.94ヘクタール、235万7,000円、50%。

61- 7、上川原、田、0.63ヘクタール、157万8,000円、50%。

61- 8、下川原、田、0.30ヘクタール、95万1,000円、50%

61-102、杉沢森、道路、31.0メートル、309万3,000円、65%。

61-103、小池、水路、1,105.7メートル、361万2,000円、65%。

61-104、剣吉河原、水路、884.0メートル、116万8,000円、65%。

61-105、下明戸、揚水施設、1箇所、2,500万円、65%。

61-106、桜場、揚水施設、1箇所、173万円、65%。

61-107、森林、水路、512.1メートル、47万5,000円、65%。以上となっております。

以上で説明を終わります。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。川井健雄君。

9番（川井健雄君） それぞれの地区の大字名を教えてほしいのと、あと、確か40万以上の金額が採択と思ったんですが、40万に満たないその申請件数がどのくらいあるのか。その辺を教えてくださいなんですが。

議長（坂本正紀君） 農林課長。

農林課長（中村一雄君） お答え申し上げます。

梵纏は下名久井でございます。桜場は剣吉でございます。第1斗賀河原は斗賀でございます。第2斗賀河原も、同じく斗賀でございます。小池は福田になります。上祭場は沖田面になります。上川原は虎渡でございます。下川原は赤石でございます。杉沢森は鳥谷でございます。103の小池は福田でございます。剣吉河原は剣吉でございます。下明戸は福田でございます。桜場は剣吉でございます。森林は森越でございます。

先ほどの、10月5日、6日に農地農業用施設の災害の申請を受け付けいたしました。220名ほどの申し込みがあったわけですが、実際、申請を受けた方は204人ございました。この施設の方の申請の方は14件となっておりますので、190名の方々は、190名じゃないんですけども、まず、実際、国の査定を受けなかった方々は人数がちょっと把握できないんですけども、14件をひとくくりにして、14件分として204人の中からまず申請をいたしたものでございます。

40万円以下は、ちょっとうちの方では把握はしていないんですけども…。

議長（坂本正紀君） 町長。

町長（工藤祐直君） 今、課長の方からも説明がありましたが、災害を受けて申請してきて、いわゆる40万円以下で申請の対象にならなかったという部分については農林課で把握していると思いますが、最初から40万もならないだろうということで申請に来ていない方もあると思います。まあ、そういう数字はつかめていないという今の課長の答弁であります。それで、今はそういう方々については町の方の現在ある予算、そういう中で対応していこうと。それとまた、箇所によってはいわゆる土のう袋等で対応できる部分もたくさんあります。今までの災害においてもですね。そういう部分については、また、現在来ている、もう既にもらっているところもありますが、恐らく春先の作業が始まってくるとまた多くなると思います。それで、そのときに農林課の方でまた土のう袋の無料配布と、そういう部分も行ってまず対応していきたいと、こう思っております。

す。

議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。川守田稔君。

15番（川守田稔君） あの、先ほどの件なんですけど、その40万以下、そういった人たちがどれだけいるのか把握できないっていう、それは、そもそも40万っていう基準があったからそうなんでしょうけれども、確かに、あとどんだけのあるかわかりませんというのはちょっと問題だと思うんですよ。その台風の災害に関して、私も何人かそういう話されました。ただ、その中で最初っから私のところの田んぼの水路が埋まっちゃったんだけど、隣の田んぼの人たちの私はグループじゃないもんだから、私たちは手をつけてくれないんだそうだと。そういったことを言って帰ったおばあさんがいたんですよ。おばあさんですからね、自分でスコップ持ってそういうことするんだっていうことを言えないですね。ですけど、そういうそれはそれでその補助のためのルールであればそれは仕方ないだろうと思いますけれども、ただ、その全体像を把握できない、国からの補助の対象のあれだけを拾ってればいいようなことでは、結局、最終的にじゃあ被害がどれだけあったんでしょうかっていう統計すらできないじゃないですか。それが受け付けの方法に問題があるのか、その実態を把握するその方法論に問題があるのかわかりませんけれどもね、実際にいるんですよ、「仕方ないな」って言って。ですけども、そういったことを町で単独の予算で拾い上げるっていう意思があるのであれば、そういうところもちゃんと、後々の事務処理として把握しておく必要があると思うんですよ。私はそう思うんですけども、どうなんでしょうか。

議長（坂本正紀君） 農林課長。

農林課長（中村一雄君） 国庫補助対象、先ほど申しあげました14件の方の関係については、1カ所が40万以上という農地農業用施設災害復旧事業において、農地は個人財産であること、農業用施設は特定の方が受益を受けるものであることから、南部町例規により復旧事業費の一部負担をいただくことになってございます。それで、いろいろな方が相談件数を先ほど申しあげましたけども、220人ぐらいから数名からは連絡を受けておりました。途中で5日、6日に実際、申請の受け付けを行ったわけでございますけども、その際にも途中でお帰りになった方もございました。それで、実際、申請をしていた方が204人でございましたけども、いろいろと先ほど言い

ました自己負担金もあるわけなんですよ。それで、国の災害査定を受けた箇所でも、もちろんそれは伴います。あと、土地改良区関係の場所もございまして、いろいろと要素は絡んできてございまして、先ほどいろいろと農地関係、難しい面が多々あるものと思っております。

議長（坂本正紀君） ほかに、副町長。

副町長（坂本勝二君） 今の説明に少し補足させていただきます。

先ほど課長が申し上げましたように、申請は204件あったということでありまして、その中から対象になったのがここに提案を申し上げている部分でございます。ですから、204人のうちから漏れた部分については、今の基準40万円以下ということにとらえていただきたいと思います。

もう一点は、もしそれ以下で申請に来なかった部分につきましては、こちらの方で例えば、役場の方にその会場に行かなくても出してもらおうとか、電話でもお聞きしておきたいという方法を今後考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

15番（川守田稔君） 私が言っているのは、国の制度で対象にならないのは仕方がないでしょうと。あくまでもそうなんですよ。ですけども、今になってそういう電話でもいいですからみたいな話するんであれば、最初っからどういった、どの程度の被害の方がどの程度あって、そのうちの対象がどのくらいになっているのかっていうことを把握しておくこと自体が役場の仕事ではないのじゃないかって思うもんですから、質問したわけなんですよ。それだけのことで、誤解なされないようにお願いします。

議長（坂本正紀君） 4番、工藤正孝君。

4番（工藤正孝君） 最初にですね、その土地改良事業、提案理由、土地改良法の規定によりということで、この土地改良法の規定というのは、このように続きますと議会の議決を求めるものである。この土地改良法の規定は、議会の議決を求めるものであるという法律ということで認識しているのか、それともまた、この土地改良法というのは、こういった災害のときには早急に被害額が大きい順っていいですか、法によって復旧させてくださいという法律なのか、ちょっと

ここ一点お聞きします。

もう一つは、先ほどの町長答弁の中にもあったように、町長、副町長もおっしゃいました40万未満の方々の災害現場は、その都度、またこれからも受けますという答弁でもいいのですが、実際、私の近所、5区町内会も多大の被害を受けました。その中で、自宅あるいは倉庫、そこだけを一生懸命、生活の基盤を元どおりにするために泥洗いや掃除やらを一生懸命やって、その10月の5日、6日には全然間に合わなかったと、知らなかったと。何か、役場の人に来てばやばや話をしていただけども、全然そういった耳も届かず一生懸命とにかく自分の生活をするために片づけをしていたということで、あとになって「いやあ、まあ一段落して畑もやらなきゃならない」ということで、行ってみたらとんでもないことになっていたと。そこで、農林課の方に電話をしたら「もう終わりました」と言われたそうです。まあ、河川が氾濫してその都度すぐ自分の畑を見回って行けばよかったかもしれません。そして、40万かかるものなのか、40万以上なものなのか素人では判断できないと思います。一部、そういった土木、建設会社に幾らかかるかどうかというの見積もりを出せば、幾らかかりますよってというような見積もりも出るでしょうけども、素人では決して40万なのか100万なのか5万円なのかっていうのもわからないと思います。しかし、まず私もそういうようなことを伺いまして、課長に電話してそういった災害、自分の生活のすべを早くするために園地の見回りも遅れて、そういった方があとから申し込んでも届かないものですかというふうに伺ったところ、課長はまず「いや、そういうことはございません。そういうような方々はいっぱいいらっしゃると思います。」というお返事をいただきまして、その方は、全く40万以下のほうなのかなと思いますけども、その都度こういった田んぼであれば来年、田打ちするとかさまざまそれまでにやればいような作業でしょうけども、その方は果樹園を営んでいる方で秋の収穫、あるいは着床管理作業等があるときに行けなかったと。畑の入口が土が盛り上げてとかすごい流木があって、そこを今すぐでも行きたいときに行けないということになれば、こういった見積もりやら云々こういった作業、順を追った作業というのは到底おくれるというふうに認識すると思うんですね。その被害を受けた方々は。その後、ちょこっとでもいいからバックホーとかさまざままず軽トラックが畑に行ければいいぐらいの作業してくれないかというようなことを言いましたけれども、その結果はまだ聞いてませんけども。それは一例です。このまずそういった小さいところもあると思いますので、引き続きお願いをしたいと思いますが。

それと、この14件のこの40万円以上の事業は、いつ行われるのかというのもお伺いします。お願いします。

議長（坂本正紀君） 農林課長。

農林課長（中村一雄君） 土地改良法の第2条の語の中に、農用地または土地改良施設の災害復旧は議会の議決を要するという項目がございますので、今の議会の議決を求めるものでございます。

それから、これからの今説明いたしました災害の方は、これから取り組んでまいります。激甚災害の指定の方を10月15日付で閣議決定されて、それを今通知は受けましたけれども、これからの激甚災害になりましたので災害の金額の方、増嵩申請というのがございます。12月26日です。今月ですね。それをもって、まずこれから新たに進めてまいりますので、田んぼとかは支障がないように進めるつもりでございます。1月に入札とかいろいろやりまして、それから着工いたしたいと思っております。

以上であります。

議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。川井健雄君。

9番（川井健雄君） この件で、個人で40万円以下の工事で個人でやるとしても、重機の運搬料とか個人で頼むともうそれだけで10何万も取られたりするんですよ。そういう関係で、近くにこの災害復旧の工事に入るのであれば、重機はそばに行くわけですからその近辺のその所有者に対して、ついでにこういうところもこうやってもらったらどうかという、町の方で声がけをしてくれるようなことをお願いしたいのですが、どうでしょうか。

議長（坂本正紀君） 農林課長。

農林課長（中村一雄君） 今、川井議員がおっしゃいましたとおり、重機とかいろいろ近くの農地の災害復旧に当たっては、そちらの方も同じ、先ほど言いました自己負担金が伴うんですけどもそちらの方も合わせて斡旋して、同じ近場で復旧の方を進めていきたいと考えてございます。よろしくお願いたします。

議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

14番（立花寛子君） 今説明がありました、表の補助率50%と65%についてであります、災害の規模が大きくなればなるほど被害も大きくなり、その中からの補助率50%ではとても個人の負担で、賄いきれない方々もおられると思いますが、この補助率を引き上げ個人負担を少なくするというようなことはできないのでしょうか。町としてはどのように考えておられますか。

議長（坂本正紀君） 農林課長。

農林課長（中村一雄君） 先ほど申し上げました。通常災害の場合を先ほど農地の場合は国が50%、町が35%、受益者15%でございます。あと、農業用施設の方は国が65%、町が25%、受益者が10%でございます。先ほど申し上げました10月14日に激甚災害に指定されましたので、これから、先ほど12月26日に増嵩申請を行うということになりますと農地の方が今までの例でいきますと、国庫補助率が95%から97%ぐらいまで引き上げられる予定でございます。あと、受益者負担率は5%から3%でございます。それで、過去の例でございますけども、平成11年の災害でございますけども、過去の例でいきますと平成11年10月27日から28日にかけての大雨災害でございました。旧名川町になりますけども、国庫補助率が農地が国が96%、町がなしでございました。受益者からは4%いただいてございます。あと、施設の方は水路とか道路とかポンプ施設とかでございますけども、国が99%、町がなしでございました。受益者から1%いただいてございます。これがまず例でございますけども、おおむね95%から97%ぐらいの国庫補助率の方になるものと見込んでございます。よろしくお願いいたします。

議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

14番（立花寛子君） こういう災害のとき、町では利子補給などで何とか自己負担をないよにということで予算を組んできたこともあるかと思いますが、今回はこのような対象はお取りにならないのでしょうか。

工藤幸子君 着席

議長（坂本正紀君） 農林課長。

農林課長（中村一雄君） 今回の災害は、激甚の災害の指定は受けましたけども、天災融資法とか発令になってございませんので、そちらの方は通常の方の扱い方になるということで伺ってございます。

議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

14番（立花寛子君） ぜひ、大変大きな被害を受けたわけですので、そういう縛りに縛られずに利子補給等、農家の皆さんの利益のために機構を整理していただきたいと思います。要望です。

議長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なし認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時15分まで休憩いたします。

（午前11時06分）

.....
議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時16分）
.....

議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第6、議案第90号、工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（南部町デジタル移動系防災行政無線施設整備工事）についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（小萩沢孝一君） 13ページでございます。議案第90号、工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてでございます。

提案理由でございますが、南部町デジタル移動系防災行政無線施設整備工事の請負変更契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開きください。工事の表示でございますが、（１）名称、南部町デジタル移動系防災行政無線施設整備工事、場所、南部町全域でございます。２、変更前請負代金額でございますが、１億9,530万円、追加請負代金額でございますが883万6,000円、４、契約の相手方、青森市長島二丁目13番１号、扶桑電通株式会社青森営業所、所長、高橋秀仁でございます。

今回の工事の変更契約でございますが、移動系の防災行政無線整備工事につきましては、当初予定しておりました中継局を今回２カ所ということで、福地地区の麦沢・天魔平地区と名川の森越地区を予定してございましたが、これを地区を変更いたしまして１カ所増設し、３カ所の中継局とするという内容のものでございまして、１カ所追加になるものでこれが請負代金の変更になるというものでございます。

当初の予定地につきましては、東北通信局からの指導もありまして隣接している市町村への電波障害、電波妨害にならないように配慮してほしいという指導もあり、また、今回の台風15号での被害を受けて、よりよい通話エリアの確保が必要というふうになり、今回、２カ所の中継局から３カ所、バーデパークの駐車場、名川分庁舎及びチェリウスの施設内のエリアの３カ所として１カ所増設するというものでございまして、また、とりわけ災害時の無線操作については、車両等での走行中の送受信の通信も確保していきたいと。また、河川や山中に及ぶ場所でも感度を良好にしていきたいということを含めまして、中継局を増設するという内容に基づきまして変更契約等出すものでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(坂本正紀君) 日程第7、議案第91号、財産の取得について(南部町立小・中学校図書室用図書)を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

財政課長(小笠原覚君) それでは、15ページをお願いいたします。議案第91号、財産の取得についてご説明いたします。

提案理由でございますが、南部町立小・中学校図書室用図書の購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。1、物品の表示、(1)品名、南部町立小・中学校図書室用図書。内容でございますが、児童用図書、それから一般図書、教材、辞典など4,838冊でございます。(2)納入場所、南部町立小・中学校、12校、全校でございます。2、売買代金、806万3,055円、うち、消費税は38万3,955円でございます。3、契約の相手方、三戸郡田子町大字田子字田子25番地の1、株式会社北村、代表取締役、北村義貞氏でございます。

ちなみに、納期は平成24年3月19日となっております。

本日、入開札一覧表を皆様配布しております。ごらんいただきたいと思います。まず、予定価格でございますが、821万9,000円でございます。入札業者を記載してございます。まず、1番と3番の金入、それから相前文具店につきましては、一部取り扱いできない書籍があるというこ

とで辞退をされております。

それでは、入札金額を読み上げたいと思います。株式会社北村、767万9,100円。それから、株式会社文屋、これは五戸町の業者でございます。819万1,400円。それから、有限会社文海堂、これは三戸町の業者でございます。866万4,285円。有限会社松伝商店、三戸町でございます。812万円。

よって、最低価格入札者、株式会社北村、落札でございます。

落札率は、93.4%でございます。

以上で説明を終わります。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。14番、立花寛子君。

14番（立花寛子君） 大変、丁寧にご説明をいただきありがとうございます。

ところで、予定価格の821万9,000円についてであります。ここの説明がありますように小・中学校12校での合計の金額と理解されますが、どういう図書、どのようなことで決定されるのか。その現場の様子をお知らせいただきたいと思います。

議長（坂本正紀君） 学務課長。

学務課長（夏堀常美君） 購入いたします4,838冊でございますが、各学校にそれぞれ標準の冊数というのが学級数によりましてある程度決められてございまして、その充足率といいますが、それを基にしてある学校には30万、ある学校には50万というふうに金額を割り当てまして、それぞれの学校の先生方から今ある図書を見ながら「こういう本がほしいな」というふうなことでご要望をいただきまして、それに基づいて金額をはじき出して800万ほどというふうになってございます。

以上でございます。

議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。川守田稔君。

15番（川守田稔君） あの、私もよく本は結構買う方だと思うんですけど、本っていうのは、

私は値引きされて買ったことがないと。それは新品の本ですよ。まあないと思います。「10円まける」って言ったってまけてくれるもんじゃないと思っているもんですから、値切ったこともありません。ですけど、これは入札して価格をあれしているわけですよ。今の本の流通の制度からすると、何と言うんですか「返品を受け付けるから、値を下げてはいけません」とかっていう、その業界側の方でのその厳然としたルールがあるわけですよ。ありますよね多分。そういう制度のもとで扱うこの本っていうのは、どうなんでしょうか、その入札っていうその制度に私はそぐわないと思うんですけれども、あえてこういう入札にするっていうのはどういうもんなんでしょうか。

議長（坂本正紀君） 学務課長。

学務課長（夏堀常美君） 川守田議員おっしゃるっとおり、普通の書店では値引き販売はしてございません。再販売価格維持制度というのがございまして、それによって、一般の書店では値引きはされないというふうになってございまして、ただ、大学等の生協とか書店なんかでは、大学生に対しては値引きが1割引きとか、そういうのができるというふうになってございまして、町村等がまとめて買うときもそういう制度が適用になると。可能だというふうなことでございましてので、今回、こういうふうな入札で幾らかでも安く入れて、多くの図書を整備できればなというふうなことで実施したものでございます。

以上でございます。

議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

15番（川守田稔君） わかりました。

裏道はよくある、そういうことは知りませんでした。

あの、ただですね、変わるんですが、扱えない本があって入札を辞退した書店があるわけですよ。具体的にはどういったたぐいの本なんでしょうか。金入さんが扱えない本で、その田子の北村さんが扱える本っていうのは、これはどういう種類の本なんでしょうか。

議長（坂本正紀君） 財政課長。

財政課長（小笠原覚君） 具体的に、この本が扱えないっていうことは残念ながら聞いておりません。

以上でございます。

議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。5番、夏堀文孝君。

5番（夏堀文孝君） 良質な本を子供たちに提供するのには、本当に大賛成であります。議案に対しても反対するものではありませんけれども、一つ、提案っていいですか、確か夕張の破綻してからの話だったと思いますけれども、図書を購入する予算が取れないというので、図書の寄付を募ったのをちょっとニュースで見たことがあります。体育館いっぱい本が全国から寄せられて、その仕分けに職員も散々だったという話も聞きましたけれども、インターネットで図書の寄付っていうのを調べてみますと、かなりの数で自治体が本の寄付を受け付けています。ですので、必ず種類によってそういうものばかりではないと思うんですけれども、ごみのこういう本を捨てる時など行ってみますと、本当にいい本が捨ててあります。そういったものを町の方で広報して、回収して、それを仕分けして学校側で使えるもの、そういったものを使えばこういった予算も大きく削れるのかなというような気がしましたんですけれども、そういうことをするには、何か不便な点とかっていうのはあるんでしょうか。

議長（坂本正紀君） 学務課長。

学務課長（夏堀常美君） 大変、参考になるご意見でありがとうございます。

確かに、議員さんおっしゃったように何冊来るかちょっと予想がつかないという部分で仕分けの方も大変だと思うんですが、各学校の図書の充足率が少ないところが60%とか、多いところでは100%超えるところもございますので、ぜひ、そういう部分でそういう方法も検討してみたいと考えてございます。

議長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第8、議案第92号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第7号）
を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

財政課長（小笠原覚君） それでは、17ページでございます。議案第92号、平成23年度南部町
一般会計補正予算（第7号）のご説明をいたします。

まず第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億537万円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億2,160万9,000円とするものでございます。

第2条は、地方債補正でございます。

まず、歳出からご説明をいたします。29ページをお開きください。まず、このページの右側の
説明のところをごらんいただければわかると思いますが、各款の随所に2節の給料、それから3
節の職員手当等、4節共済費という項目が出てまいります。これにつきましては、11月25日にご
議決をいただいた青森県人事委員会の勧告に基づき、職員の給料を減額したほか、4月の人事異
動による人件費を調整したものでありますので、あらかじめご了承をいただきたいというふうに
思います。

それでは、補正の増減額の大きいもののみ、説明をいたします。まず、2款総務費、1項1目
一般管理費でございますが、2,307万6,000円を減額し、4億9,376万4,000円とするものでござい
ます。ただいま申し上げました、人件費を調整したほか、次のページ19節の退職手当組合負担金、
これにつきましては当初の見込額を下回るため減額するものでございます。30ページ中ほどの15目
減債基金費でございますが、2億5,000万円を追加するものでございます。減債基金の積立金で

ございますが、災害等により起債の発行額が増加しております。将来の公債費負担に備えるため積み立てるものでございます。

下の2款2項1目税務総務費でございますが、564万7,000円を減額するものでございますが、職員人件費の減額によるものでございます。

次のページをお願いいたします。中ほど、2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましても、498万6,000円の減額は人件費の調整でございます。

次に、2款4項選挙費でございますが、それぞれ、選挙執行経費の確定による不用額の減額でございます。まず、2目の青森県議会議員一般選挙費につきましてもは183万4,000円の減。3目、青森県知事選挙費につきましてもは148万8,000円の減。一番下、南部町議会議員一般選挙費につきましてもは1,097万8,000円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。3款民生費、1項1目の社会福祉総務費でございますが、353万4,000円の減額。これも人件費の調整が主なものでございます。次のページ、34ページ、2目の住民生活費でございますが、403万1,000円を追加し、3億3,905万3,000円とするものでございます。人件費を調整したほか、28節につきましてもは、国保会計の繰出金を2万円減額いたしてございます。それから、4目老人福祉費でございますが178万5,000円を追加し、4億2,633万8,000円とするものでございます。19節の負担金補助及び交付金でございますが、介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金、提案理由にもございましたが、介護施設にスプリンクラーを整備するための補助金の計上でございます。それから、28節でございますが、介護保険特別会計繰出金を108万3,000円減額するものでございます。これは、特別会計の人件費の減に伴うものでございます。次に、5目老人福祉施設費でございますが、1,185万7,000円の減額でございます。28節介護老人保健施設特別会計繰出金の減額1,189万5,000円。これが主なものでございます。これも、人件費の減額に伴うもの、並びに、前年度からの繰越金の確定によるものでございます。一番下、障害福祉費でございますが、1,299万2,000円を追加するものでございます。右側、23節の償還金利子及び割引料でございますが、自立支援給付費など前年度の国庫負担金の返還金でございます。

次のページをお願いいたします。3款民生費、2項1目児童福祉総務費でございますが、7,580万5,000円を減額し、3億4,591万9,000円とするものでございます。20節の扶助費でございますが、子ども手当の減額と増額が2段に分かれてございます。まず先に、減額の部分1億7,073万9,000円につきましてもは、当初予算ではゼロ歳から3歳未満児につきましてもは、月額2万円ということで計上いたしましたが、結果的に1万3,000円が支給されましたので、その差額の分の減額でございます。さらに、10月からご承知のとおり、子ども手当の特別措置法が施行されました。当初予

算に計上した10月以降の分を、ここで、一たんすべて減額いたしております。その合計額が1億7,073万9,000円ということでございます。その下の増額に当たる分でございます。10月からの法律改正により、10月以降、支給される額ということで、まず金額につきましてはゼロ歳から3歳未満は、月1万5,000円。3歳から小学校終了前の第一子、二子につきましては月1万円。それで、第三子以降につきましては、月1万5,000円になります。それから、中学校終了前は、すべて月1万円となる。この合計額が9,476万円ということでございます。それからその下、2目保育所費の1,575万1,000円の追加、それから3目の児童館費は765万5,000円の減額。

次のページの4款衛生費、1項1目の保健衛生総務費の705万3,000円の減額。さらに、一番下の7目の環境衛生費については、136万3,000円の減額。これらは全部、人勤、異動等による人件費の調整でございます。

次のページをお願いいたします。次の次ですね、38ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項5目の果樹振興費でございます。201万8,000円を追加し、1,281万8,000円とするものでございます。19節でございますが、リンゴ価格調整を目的とした県の基金創設のための負担金、76万4,000円の増額でございます。それから、特産果樹産地育成・ブランド確立事業補助金につきましては、事業費の内示額確定により108万5,000円の増額となっております。8目の農業観光振興費でございますが、375万8,000円の増額。これは人件費の調整でございます。

次のページをお願いいたします。7款商工費、1項1目の商工業振興費でございますが283万4,000円の減額。これは、人件費の調整でございます。3目の観光施設費でございますが801万2,000円を追加し、1億4,614万5,000円とするものでございます。15節工事請負費、18節の備品購入費、この増額でございますが、長谷ぼたん園の作業小屋が火災に遭いましたので、新たに作業小屋とぼたん園の管理用備品を整備するものでございます。28節の繰出金。これは、農林漁業体験実習館特別会計の繰出金でございます。修繕料、賄材料費等不足のための増額でございます。

次のページでございます。8款土木費、1項1目土木総務費、327万3,000円は人件費の調整でございます。

次のページをお願いいたします。9款消防費、1項2目の非常備消防費でございますが、1,689万5,000円を追加し、1億3,947万円とするものでございます。これも、提案理由にございました東日本大震災に伴う消防団員等公務災害補償等共済基金追加掛金として1,689万5,000円を計上いたしましたものでございます。4目の災害対策費でございますが、142万3,000円を追加いたしました。これは、台風15号災害に対応した職員の時間外勤務手当でございます。

ちょっと、説明をつけ加えさせていただきますが、先ほどの非常備消防費の追加掛金ですが、

これは財源としてすべて特別交付税で措置されるものでございます。

次、10款教育費、1項2目の事務局費でございます。1,280万6,000円を減額し、1億6,327万5,000円とするものでございます。これは、人件費の減額のほか、13節でございますが中学生海外研修が終了したことにより、337万5,000円を減額するものでございます。

次のページ、42ページの一番下でございます。10款5項1目社会教育総務費でございます。1,161万9,000円の減。これも、人件費の減額でございます。

次のページをお願いいたします。10款6項2目保健体育施設費でございますが、247万7,000円の減額でございます。これは、B & G海洋センターの施設改修工事費の確定による減でございます。

次、11款災害復旧費1項1目農林水産業施設災害復旧費でございますが、9,569万円を追加し、1億3,871万6,000円とするものでございます。15節の工事請負費でございますが、農地8件、農業用施設が6件、林道が2件、合計16件の災害復旧工事費でございます。財源内訳のところをちょっとごらんいただきたいと思えます。この災害復旧を進めるために、県から県の補助金を4,633万5,000円、地方債が2,900万円、それから分担金が1,067万1,000円、一般財源が968万4,000円、こういう内容になってございます。

それから、次のページでございます。11款2項1目公共土木施設災害復旧費でございますが、7,247万5,000円を追加し、1億196万9,000円とするものでございます。15節でございますが、災害復旧工事費7,200万円、これは町道が12件、河川が2件、公園が1件、それから苫米地橋の撤去が1件、合計16件の復旧工事を進めるものでございまして、財源内訳は国庫補助金が4,400万円、地方債が2,180万円、一般財源667万5,000円、この財源で進めるものでございます。

次に、11款3項1目社会教育施設災害復旧費でございます。これは、補正の増減額はございませんが、財源内訳のところ、地方債充当による財源内訳の補正でございます。

一般職の給与費について説明をいたします。46ページをお願いいたします。今回の補正に係る一般職員の人件費の合計額をお知らせいたします。左側の表の区分のところ、上段が補正後の数字、中段が補正前、下が比較、増減額でございます。給料のところをごらんください。960万7,000円の減額。職員手当につきましては2,513万2,000円の減額でございます。共済費につきましては2,354万7,000円の減額。合計5,828万6,000円の減額ということでございます。

それでは、歳入について説明をいたします。25ページをお願いいたします。歳入、8款1項1目地方特例交付金でございますが、539万9,000円の追加でございます。これは、地方公務員に係る子ども手当の特例措置分でございます。

9 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税でございます。2 億1,332万7,000円を追加し、54億7,717万8,000円とするものでございます。普通交付税につきましては、本補正予算の一般財源として1億9,214万9,000円を追加いたしました。それから、特別交付税2,117万8,000円、これにつきましては先ほど説明いたしました消防団の基金の追加掛金分と、それから東日本大震災の応援経費を合算したものでございます。

それから、11款 1 項 1 目の災害復旧事業分担金でございますが、1,067万1,000円を追加し、1,353万6,000円とするものでございます。先ほど、農林課長から説明がございました。災害復旧を進めるため、農地につきましては15%、それから農業用施設につきましては10%、一応、ルール分を計上いたしております。補助率増嵩のお話が先ほどございました。増嵩が予想されますので、補助率が高くなればこの分担金は低くなっていくものと考えてございます。

次に、13款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金でございますが、6,715万2,000円を減額し、4 億5,701万8,000円とするものでございます。右側の説明の欄をごらんください。子ども手当に関する国庫負担金の調整でございます。減になる部分につきましては、先ほど説明いたしました当初予算に計上された前の制度の分だというふうにご理解いただきたいと思います。下の方の増額になっているところは、特別措置分でございます。新しい制度の分ということでご理解をいただきたいと思います。

次のページでございます。13款国庫支出金、2 項 3 目土木費国庫補助金でございます。4,400万円。これは、災害復旧事業費の国庫補助金でございます。町道、河川等災害復旧に係る国庫補助金、事業費の3分の2を計上いたしました。

それから、一番下、14款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金でございますが、440万9,000円の減額ということでございます。これも国庫負担金と同様に、子ども手当に係る負担金の調整を行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。27ページでございます。14款 2 項 2 目の民生費県補助金でございますが、228万6,000円の追加でございます。先ほど説明いたしました介護施設スプリンクラー整備のための補助金でございます。それから、中段、8 目の農地等災害復旧事業費補助金でございますが、4,590万3,000円の追加でございます。先ほど来、お話ししておりますが農地災害、林道災害につきましては補助率が50%、農業用施設については65%ということで計上いたしております。

次に、14款 3 項 1 目総務費県委託金でございますが、366万5,000円の減額でございます。選挙執行経費確定によるそれぞれの選挙委託金の減額でございます。

次、28ページでございます。19款諸収入、5項3目雑入でございます。268万8,000円を追加し、1億7,759万8,000円とするものでございます。説明の欄の下から2行目でございます。B & G財団の助成金120万円の追加。これはプール等改修工事に係る助成率の変更による増でございます。それから、災害見舞金でございますが、町長の提案理由にございました、ポートピアなんぶ様、それから株式会社グットワン様、マリン開発様等からの災害見舞金、合計103万9,000円でございます。

一番下の20款町債につきましては、地方債補正で説明いたします。

22ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でございます。先ほど歳出で説明してまいりました、農林水産業施設災害復旧事業の財源として2,900万円。

それから、公共土木施設災害復旧事業2,180万円。

社会教育施設災害復旧事業130万円。

合計で5,210万円を追加するものでございます。災害復旧のため、新たに地方債の借入限度額を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

16番（工藤久夫君） あの関連でちょっとこの議案に載っていないので、ちょっと考えているのがあって、町長の考えも聞きたいんですけども。実は、バーデハウスの脇にアイスホッケーのリンクがありますよね。そこに大体、健康増進公社に管理費として4,000万ぐらいの委託料を払って、あそこから年間の使用料としていただいているのが1,200、300万前後ある。差引2,700、800万か3,000万ぐらいこの町の持ち出しになっているわけです。この間から、何でもかんでもこの町の負担を減らすのにどうしたらいいかなと考えていたんですけども、あのホッケーリンクというのはなくてはならない、この三八のエリアで考えれば大事な施設だっていうのはわかるんですけども、多分、利用している、あそこを使って練習している、そういうお客さんは多分、地元のこの南部町の方はせいぜい20%ぐらいかなと。残りが、この三八地域全体で、主に八戸の市民のホッケーを一生懸命やりたいていう部活とか、そういうので活用していると思うんですけども。今その八戸の市長なんかは、よく県営のスケート場を八戸に誘致しようっていうことで一生懸命やっているんですけども、なかなか実現しそうで具体的には進んでないのが現状です。私

はこの町の負担を何ぼでも減らしながら、今までどおり使ういい方法はないかなって考えて、これは町長とか理事者の担当の方の意見を聞きたいんですけども、あのパイピングリンクっていうかホッケーリンクを県に無償で譲渡しますと。管理運営は委託して、町、町っていうか公社だったら公社が受けますと。そうすると、利用する人は今までどおり利用して、ひょっとしたら町の負担が何ぼでも減るんじゃないかなということちょっと考えて、そういう運動をしたらどうかなというので町長の見解を伺いたいということで質問いたします。

議長（坂本正紀君） 町長。

町長（工藤祐直君） 工藤久夫議員さんから質問があったように、現在、バーデスケートリンク、議員さんが示したデータ、数値だと記憶しております。約3,000万円ほどがまずスケートリンクの管理運営、町からの負担というふうになっておりまして、非常に私どもも利用者も結構いる。そういう中ではやっぱりなくもできないのかなと。町から見ると、負担はまず大きいわけでございます。県の方で受けてもらえるような状況になれば最高だと、こう思っているんですけども、受ける、受けられないは別にしてもそういう話は県の方にまずお願いをしてみたいなと。利用される方々は従来どおりにできる形を取れば、かなりのハードルは高いだろうと思いますが、議員の皆様からもそういうご意見もあったということ踏まえながら、まず当たってみたいなところ思っております。

議長（坂本正紀君） 商工観光課長。

商工観光課長（神山不二彦君） 以前にも確か議会でご質問というか提言をいただきまして、その後にすぐ、県の事務的なレベルでのお話ですけども、問い合わせしたことがあります。やはり、今までそういう事例っていうのはなくて、大変難しいだろうというようなお話ではありましたが、ただ、町長がおっしゃったように、受けてくれるっていうことにはもう最高なわけで、集客等はそのまま望めるということですので、また機会あるごとに何か方策があるかどうか検討してまいりたいと思います。

議長（坂本正紀君） 工藤久夫君。

16番（工藤久夫君） これは多分に政治的な判断っていうのが重要な要素になってくると思いますので、町長の意向もわかりましたので、私ら議会としてもぜひ、何とか県にプレゼントしますから受けてくださいという運動を起こすべきだということを、意見を申し上げて終わります。

議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。川守田稔君。

15番（川守田稔君） あの、このままやりますか。続けますか。休憩取りますか。どうですか。

議長（坂本正紀君） 川守田君が最後になるかもしれませんのでよろしくお願いします。

15番（川守田稔君） 27ページに、歳入の部分ですね。14款県支出金の中に障害児・者等実態調査委託金という、これは県の予算のことなんでしょうけども、その中から、5万円が繰り出しになっているということですよ。これは、県の予算自体がどういう目的で町に支出されているのかな。また、実態調査っていいますと、これはどういう調査をするのか。ちょっと関連があれば説明してください。

議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

これは、県委託金という形にはなっておりますが、実際には厚生労働省からの調査依頼ということになります。調査の名前は、生活のしずらさなどに関する調査ということで、今後新たな制度を検討するために行う調査であるということでもあります。しからば、どこをどういうふうにするのかということになりますが、平の広場地区という指定がございました。この歳入に伴う歳出がございますが、これは調査員として委託する方の報償費、謝礼等が主な歳出の内容で、それに相当する額の10分の10の歳入ということになります。ちなみに、平成17年に国勢調査で、平字広場地区を対象にする世帯数は障害者が抱える世帯ということで38世帯という数字も示されてきており、これらを調査するものであります。

調査内容のアンケートの用紙も、大変、ページ数が多くございます。必要であれば、後ほど議員にもお見せできると思っております。

以上です。

議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

15番（川守田稔君） わかりました。

資料としていただければください。

あの、それとですね議長、長くなってもいいですか。ちょっとあと一つ、町長に伺いたいなと思うことがあるんですけど、よろしいですか。あの、関連としてということになりますので、非常に時間が迫って申し訳ないんですが、昨日、立花議員からも一般質問であったＴＰＰに関して町長はどのように思っておられるのかなってということが聞きたいなと思って、今質問いたします。

あの、多分、ＴＰＰの交渉に参加したのかどうかあいまいなあれでしょうけど、多分、交渉に参加したことになってるんでしょう。ということは、遅かれ早かれ、ＴＰＰっていうその制度の中に日本が取り込まれるのかなと私は思っています。そうすると、こういう１地方にあっても、そのＴＰＰの嵐は多分吹く時期が来るんだらうと思うんですね。それはどういうことかと言いますと、ＩＳＤ条項ですとかそういった細々した内容を読んでいますと、例えば、アメリカの企業が日本の中でビジネスをやりたい。その場合に、そのアメリカの企業にとって不都合な法律ですとか、そういった制度があった場合は、そのアメリカの１企業が、国に対して訴訟を起こすことができる。その裁判所っていうのは、アメリカの支配下にあるようなあれだから100%訴えられたら負けるだらうと。そうすると、国の法律自体が変わって行くんだらうと思うんですね。具体的に地方にはどういう影響があるのかって考えますと、例えば、土木建築公共事業に関しては、700万円以上の事業に対しては、そういう外国の企業にも門戸を開かなくてはなりませんっていうような情報があります。日本語だけでなく、英語でその内容を公開しなさいっていうようなこともあったりします。700万円以上っていうことになると、かなり頻繁にその地方自治体の公共事業っていうのは、その国際企業の脅威にさらされるっていうことになるんです。福祉もそうなのかもしれません。介護ですとか、そういったことも影響してくるのかもしれない。そういったときに、国がああいったざまですから、地方がどうやって自分たちで自治体が自分たちの地域を守るのかっていったときに、地方の議会っていうのは何ができるんだらうっていうことをそろそろ考えなくちゃだめなのかなっていう思いが、最近非常に沸々と私自身の中にはあるんですね。あの、今日の一番最初の議案でした下水道法の改正、そういったことはもしかしたらそのＴＰＰ推進派のそういった官僚の人たちの下ごしらえの中の一貫なのかなってちょっと勘ぐったと

ころもあるんですよ。ところが、WHOの勧告に伴う国の法律の改正に伴って、地方の条例も、ってそういう順序だけだったようですので、これはちょっと考え過ぎなのかなって思いながらちょっと、議会に臨んでいるんですけども、例えば、地方が...

議長（坂本正紀君） 川守田君。

15番（川守田稔君） そういったときに、地方がどういうことができるかっていうと、町の条例しか最後のとりでがなくなるんじゃないのかなっていう気がするんですよ。そうすると、国の法律が変わりましたから、それに右にならえして...

議長（坂本正紀君） 川守田君、町長のお考えを聞きたいんですよ。

15番（川守田稔君） 聞きたいです。そのための前提を申し上げます。

議長（坂本正紀君） はい。

15番（川守田稔君） ですから、そういうのは例えば条例の改正だとか、そういったことは上からの流れという流れの中で行うわけではなくて、やはり、この自治体がどういったことを必要としているか。その視点に立って今までのような条例の改正ではなくて、地方の議会からの発信という形でそういった条例の改正っていうのも考えていかななくてはならないような気がしてきました。それで、それは私も今現在までちょっと沸々と考えながら来た結論なんですけれども、例えば、町長であればこの地域を守るために、例えば、土木業者を護るためにどういったお考えであるのか。そういった所見をお持ちなのかどうなのか。そこを含めてちょっと聞きたいと思っていました。

長くなりましたけれども、申し訳ありません。どうぞ、ご答弁をお願いします。

議長（坂本正紀君） 町長。

町長（工藤祐直君） TPPの問題については、一般質問等でもお答え申し上げましたが、細部にわたってまだ、まったく示されてない状況でございます。そういう中で、野田首相は国益に

なるものについては考える。参加はあり得る。ただ、国益にならないものは昨日も言いましたけれども、そういう部分部分で国として示して、果たして加盟国がそれを日本だけの部分を認めるのかどうかというのがあると思います。ですから、全くそういう部分が今参加、加入するかどうか、参加も、参加っていいですか、そういう状況なわけで全く細部がわからない。今、議員からご質問がありました、地方自治体で独自の制度をつくってと、単独の自治体でつくって、逆に果たして、本当に逆に乗り切っていけるのかなという部分は個人的には思っております。確かにメリットの部分もあるのかもしれませんが。そういう独自の制度を進めて行ったときに。ただ、恐らくデメリットも多く来るだろうと。守ることによって、逆に自分のところが他に逆に全く入っていけなくなると。そういう部分も出てくるのかなというふうには個人的には思っています。ただ、具体的には、私もまだそこまで考えていませんでしたので、はっきり自治体で独自の制度をつくって果たしてできるのかどうかという部分は今、明確な回答はできない状況でございます。大事なものは、やはりしっかりとした事業ごと、分類ごとこれに対してどうしていくのかというのをまずはっきりと示してもらわなければ、これは、恐らく他の自治体も判断できないと思っております。1 消費者からみると、安くなればいいという方々もあるでしょうし、企業、特に大企業の方々は輸出を考えると進めた方がいいという方々もいる。農業面からみると、さらに海外から農産物が入ってきた場合に、日本の自給率、また、農家をどうやって守っていけるのかなと。メリット、デメリットがあり過ぎるなというふうには思っております。ですから、まずどういう方向で進めていくのか。そして、またこれはいずれにしても反対していく上においても、1 町村で声を上げて済む問題ではないだろうと。国が動いてきているわけですし、やはり、それぞれの団体、昨日も言いました。そういう団体とともに、しっかりとした意思表示を判断をしていくべきだと、こう思っております。

議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

15番（川守田稔君） もう少し話してもいいでしょうか。

議長（坂本正紀君） どうぞ、許しますよ。

15番（川守田稔君） いいですか。時間も迫っているんで、次の議会にしたいと思っております。ありがとうございました。

議長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時13分）

.....
議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

.....
議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第9、議案第93号、平成23年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（神山不二彦君） それでは、47ページからになります。議案第93号、平成23年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ538万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,314万2,000円とするものでございます。

50ページをお願いいたします。50ページの3、歳出から説明いたします。前年度と比べて歳入は若干上回っておりますけれども、震災の影響で食材費、特に魚それから野菜、肉類が値上がり

しております。その影響による補正でございます。1目、共済費については社会保険料の精算でございます。需用費、修繕料。これは、主に浴室それから車の修繕料でございます。賄材料費として先ほど申し述べましたが、震災の影響による食材費の値上がりでございます。

それから、同じページ2の歳入の方です。歳入、一般会計繰入金、これは一般会計から繰り入れするものでございます。525万1,000円でございます。

4款繰越金、これは9月の決算によりまして確定額を補正するものでございます。

以上、簡単ですがご説明を終わります。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第10、議案第94号、平成23年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 議案第94号、51ページになります。平成23年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

初めに、第1条になります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,606万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ29億8,506万6,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、財政調整基金への積立金を補正するものとなっております。

56ページをお開きください。56ページから歳出の主なものをご説明を申し上げます。56ページの中段、9款基金費、1項1目の財政調整基金積立金に6,503万6,000円を増額補正するものであります。この財源は、前年度の繰越金を充当することになっております。

11款1項1目の一般被保険者保険税還付金、こちらに100万の増額補正ということで、これは重複加入者の増があったため、保険税を還付するために増額補正するものであります。

歳入の主なものをご説明します。前のページ、55ページをごらんください。下段の10款繰越金、1項1目その他繰越金とございます。増額、6,608万6,000円を増額補正するものです。これは、前年度の繰越金を充当するものです。

以上で説明を終わります。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第11、議案第95号、平成23年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 議案第95号、58ページからになります。平成23年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

初めに、第1条から。歳入歳出それぞれ61万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億9,354万5,000円とするものであります。

補正の内容としましては、職員の給与の減額と国庫交付金返還金が主な補正内容となっております。

63ページをお開きください。初めに歳出の主なものからご説明いたします。63ページの下段の6款1項2目償還金、47万2,000円とございます。これは、国庫交付金の平成22年度の精算分に当たります返還金となっております。財政調整交付金の返還金が、これの補正の内容となっております。

歳入の主なものをご説明します。62ページにお戻りください。下段になりますが、7款繰入金、2項1目の介護給付費準備基金繰入金、47万2,000円。準備基金から47万2,000円を充当する補正となっております。

以上で説明を終わります。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第12、議案第96号、平成23年度南部町国民健康保険名川病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。名川病院事務長。

名川病院事務長（佐藤正彦君） 65ページをお開き願います。議案第96号、平成23年度南部町国民健康保険名川病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第2条、平成23年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,016万3,000円は、過年度損益勘定留保資金2,016万3,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,020万3,000円は、過年度損益勘定留保資金2,020万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款、資本的収入の既決予定額1億3,139万9,000円に500万円を追加し、1億3,639万9,000円に、支出の第1款、資本的支出の既決予定額1億5,156万2,000円に504万円を追加し、1億5,660万2,000円とするものでございます。

69ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入ですが、第1款、第5項補助金、第1目補助金を新たに設け、500万円を補正するものでございます。これは、財団法人地域社会振興財団、長寿社会づくりソフト事業費交付金として、地域医療に関する研究等の事業に対し、交付する補助金でございます。

支出の第1款、第1項3目医療器械及び備品、504万円を追加し、7,117万6,000円とするものでございます。内訳は、収入でご説明いたしました補助金を財源とし、上部消化管ビデオスコー

プを購入するものでございます。なお、この補助金については、今年度、総務大臣表彰を受賞した自治体病院に対し特別に交付されるもので、今年度限りの補助となっております。

以上で説明を終わります。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第13、議案第97号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

環境衛生課長（中野雅司君） 70ページでございます。議案第97号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,799万8,000円とするものでございます。

73ページをお願いいたします。下段の歳出からご説明いたします。2款1項1目公共下水道建設費に59万4,000円追加し、4億841万4,000円とするものでございます。人事異動と給与改定による職員2名分の人件費の調整を行いまして、2節給料37万9,000円と、3節職員手当等21万5,000円を計上しております。

上段の歳入でございますが、4款1項1目繰越金に前年度繰越金59万4,000円を追加し、59万5,000円とし、歳出補正の財源に充当するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第14、議案第98号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

環境衛生課長（中野雅司君） 75ページをお願いいたします。議案第98号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,646万3,000円とするものでございます。

78ページをお開きください。下段の歳出からご説明をいたします。1款1項1目一般管理費に66万3,000円を追加し、1,575万6,000円とするものでございます。人事異動と給与改定により職員1名分の人件費の調整を行い、2節給料36万4,000円と、3節職員手当等29万9,000円を計上しております。

上段の歳入でございますが、1款1項1目農業集落排水使用料に66万3,000円を追加して、2,512万4,000円とし、歳出補正の財源に充当するものでございます。

以上でございます。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第15、議案第99号、平成23年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

市場長（工藤欣也君） 議案第99号、平成23年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

80ページをお願いいたします。第1条、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ113万5,000円を減額し、予算総額を28億3,101万6,000円とするものでございます。

83ページの歳入についてご説明いたします。2款3項の繰越金ですが、前年度からの繰越金を当初156万4,000円と見込んでおりましたが、繰越金の確定に伴い113万5,000円を減額し、42万9,000円とするものでございます。

84ページの歳出についてご説明をいたします。1款1項2目の一般管理費ですが、2節、3節、4節は人件費の調整による減額でございます。8節の66万6,000円は、奨励金の増額でございます。次、15節の27万1,000円は、施設改修工事の不用分を減額したものでございます。25節の376万6,000円は、不用見込額の積み立てによる増額でございます。27節の14万7,000円は、消費税納付額の確定の不用分を減額するものでございます。

合わせて113万5,000円の減額補正をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。4番、工藤正孝君。

4番（工藤正孝君） 南部市場のこの補正額については、何ら意見はありません。

全体に見た市場ということの関連で一つお伺いいたします。

ことは、非常に価格が高い値段で取り引きされているというふうに伺っております。震災後にかかわらず、9月、10月からの果樹全般的においては農家の予想以上を上回る取り引きがされているということで、評価が高いようです。

しかし、一つ気になる点とございますが、先般、報道されましたことしの青森県のリンゴの収穫量は、37万トンに落ち込んだということ。これは、去年の干ばつ、高温の影響による花芽が大きく成育されたということで、花が咲いた、芽もならない、花が咲かない木がたくさんあったとい

うことで、その分の収量の落ち込みということになりますが、私は約30年前、学生の頃ぐらいには、100万トン時代と言われて、リンゴ100万トン青森県は生産されています。という勉強をしました。それからすぐ、平成3年、台風19号による影響。あるいは不況により80万トンに落ち込み、つい、平成12年には50万トンまで下がりました。昨年の収穫量は42万トンでありました。若干の5万トン、こんなにも下がってもリンゴの農家、あるいは果樹農家の生活といたしますか、大したことがなく、先ほど昼休み時間にもNHKで報道されておりました、コメの生産量は28万5,000トン去年よりも5,000トン下回ったと。3年連続だそうです。これは、一概にコメの消費拡大とかそういう問題ではなくて、水田がなくなっていて5,000トンずつ減ってきたというふうに報道されております。5,000トンと言いますと、単純計算でいきますと、1,000町歩ぐらいずつ減っているのではないのかなというふうに私はニュースを見ていましたが、そこで、37万トンまで落ち込んだ量だから、今高い値段で取引されているというふうに認識しているのか、あるいは、今後、まだまだ今の報道では今現在の経過だと思います。大部分の農家が収穫したのか、どこの冷蔵庫に入ったのか、持っているのか、もう流通してしまったのか。来年の3月4月まで市場は取り引きを行うわけですが、その後も農協の在庫あるいは個人の在庫等々があります。南部市場に出荷される方々においては、値段とか非常に気になるころだと思います。私も昨日の朝、個人的に南部市場に伺ってきました。仲買人の方々は、農家の人はどのぐらいリンゴを持っているだろうと心配していました。今買ったら、買って冷蔵庫に入れといたらいいのか、あるいは、もうないっていうふうにして、商談を断ったらいいのかというお話でした。南部市場の近隣にも大きい冷蔵庫、何万箱が入る冷蔵庫がたくさんあります。市場の今後の出荷する、生産者のためにですね市場側としてはどういうふうな受け取り方、そしてまた集配、いくらでも市場に出荷してもらうためには、どういうふうな情報を流していくのか。日本の農産物の価格を左右する東京では東一東京青果、大阪では大果大阪青果等々も収穫量を気にしているようです。南部市場の見解がありましたら簡単にお願ひします。

議長（坂本正紀君） 市場長。

市場長（工藤欣也君） 先ほどの議員さんが言われたとおり、ことしのリンゴについては特段の不作ということで、全国的な不作だそうですので、当市場においても、前年より現在ですけれども23年産、ことしのリンゴについては前年比で出荷量については16%下回っております。そして、金額については年産については4,500万ほどプラスということですけど、年度でいけば6,100万、

リンゴの場合はプラスとなっているんですけども、ことしのリンゴというのは、その品質がとにかく今まで私も南部市場にいましたけれども、本当に品質が悪い。玉は大きく、玉伸びはないし、それから色つきが悪い。それから、ことしの特徴ですけれども、サビ化が多いということです。それが、品質の低下ということですが、これは全国的にリンゴは不足ということで、市場においては単価が高いということで、現在ですけども、今、サンふじについてはキロあたりの値段が200円ということです。200円ということは大箱で4,000円という金額ですので、というのは、昨年のリンゴは比較的よかったんですけども、それ以上に今は32%単価高となっております。そういう出荷量については16%減ですけども、プラスということになっております。ただその品質っていうのは、私どもは集荷量ですか、出荷量は少なく見ておりますけども、ただ品質が悪いということで、ですからとにかく何のリンゴでも売れるということで、要するに食べられないリンゴも売れるという、それでも最低で1,000円はしますと。それからちょっと玉が大きくても2,000円、3,000円という値段ですので、ですから、品質的には悪くても高いという状況で推移していますけども。

それから、これからの見通しとしてですが、うちの方の市場は、どのリンゴでも取り扱うということで、とにかく捨てるリンゴがないということで、ですから農家の方については、とにかく落ちたリンゴでもいいですから、何でもいからできるだけ私どもが集めて、集荷して農家を各農家を回って歩いてもできるだけ農家さんがいくらでも収入になるようなということで、今私どもは来年のカレンダーもできておりますので、そのカレンダーを回しながら各農家を回って歩きたいと思います。

それで、出荷量ということですが、私ども市場というのは特殊といいますか不況不況と言われても、不作となれば結構、物が悪いということで今まで出したことがない農家の方も来ますので、量としては思ったよりも減らないと思いますけども、できるだけ、売り上げをのばすようにこれからやっていきたいと思います。

実際、産地高ということで、東京とかの出荷量は多分、一般の農家さんでも減ると思いますけれども、できるだけ売り上げをのばしていきたいということで、これからもがんばりますのでよろしくをお願いします。

議長（坂本正紀君） 工藤正孝君。

4番（工藤正孝君） ありがとうございます。

産地市場ならではの何でも買う、商品にならないような加工に回すようなものも並べても、高

く買ってもらっているのは私もわかりませんが、一つ気になる話題がありまして提供しておきます。「山買い」というのをご存じでしょうか。昔はナガイモとかってというのは業者さんが畑にそのまま持っていった、高く買って、またダイコンあたりも山買いって言って現金でそこに置いて買っていくっていうのがありました。今、ここ何年かに南部地区なんです山買いの業者が入りまして、私の後輩も山買いに出してしまいました。いわゆる南部市場とかそういった一般流通に出すことがなく、どっかの業者といえはちょっと語弊がありますが津軽地方の業者さんですけれども箱を畑まで持ってきてくれるいいものの上味って言いますが、大きさはばらばらでもいいから赤いところだけを詰めてくれ。箱を持ってきてくれ。詰めたら自分が持っていく、そこで1箱5,000円、6,000円という値段でぽんと置いていく。残ったものは白い物とか加工に回すものだけしか残らない。彼はわせ物から今のふじとか王林まで南部市場メインで出している生産者でしたけれども、簡単に1,000箱以上は出荷するはずの農家さんですが、その分彼は、南部市場には農家は行かないという結果であります。加工物は、加工物と言いますか、あまりよくないB品、C品と言いますか、そういったものは南部市場に出すかもしれないけれども、それでいいと思う生産者が今後ふえてくると市場側としてもいい物が少なく、ことしの水準みたいに先ほど言いました仲買さんもいい物が出ないと。気候がらサビ化、そして着色が悪いものが多いということは仕方ないですが、上味がいい物が出回らないということは市場側、そしてまたこの辺の生産者、贈答用を手がける農家さん、消費者においては影響があるのでないのかなと思います。生産者がどのような流通をすかっているというのは、ここでは議論はあえてしませんが個人の自由ですから。ただ、市場の役割としては今後考えていかなければならない問題の一つとして、取り上げておきます。

答弁はいいです。以上です。

議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。夏堀文孝君。

5番（夏堀文孝君） 今の答弁を受けて、ちょっと感じたことをお伺いしたいんですが、市場が高いので、できるだけ物を集めて聞き方が悪いのか、何でもかんでも集めて高いから売ってしまえっていうような感じに聞こえたんですけども、いわゆる消費者側からすると、仲買を通して消費者に行くと思うんですが、南部町のリンゴを食べて高い割にはうまくないと。そういう評判が広がれば将来的に今は売り上げが上がっても、将来的にやはり、南部町のリンゴのブランドっていうのは低下していくのでないかなと思うんですが、その辺の見解はどうなんでしょう。

議長（坂本正紀君） 市場長。

市場長（工藤欣也君） 私どものリンゴについては、この生食用と加工用と二つに分かれています。ですから、今は買う方でも気をつけて、この人のリンゴはおいしいとか、この人のリンゴは...、ですからそういうことはありますけれども、ただ、ことしの場合には色がつかないものが売れているという。ただ、ことしについては、色が白くても蜜が入っているわけなんです。ですから、味は見た目よりもおいしいということで、中には、ことしの場合には特殊ですけども取引されている状態ですので、ですから、その辺はやっぱりスーパーさんにおいてもそれなりの買受人の方もそういうふうに見ながら販売しておりますので、おいしくないリンゴっていうのはそんなに...、一応あるかもしれませんがほとんど出回らないんじゃないかなと思いますけども。そういうことです。

議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

工藤久夫君 退席

15番（川守田稔君） 人真似ではないんですけども、今の文孝さんの質問を聞きましてちょっと、私も関連として聞きたいことがあるんですが、例えば、南部市場にいわゆる木村さんの奇跡のリンゴのようなそういう物が出荷されたとしますよね。例えば有機栽培でもいいでしょうし、そのような無農薬栽培のリンゴであっても、それなりの付加価値、客観的には付加価値があるはずなんだけどってというようなものが出荷された場合に、その社会的な価値をその評価するような取り引きの形態っていうのは、今現在の南部市場であつたらどうなんでしょうか。そういう評価をしてあげるような行為っていうのは可能なんでしょうか。どうなんでしょう。

議長（坂本正紀君） 市場長。

市場長（工藤欣也君） 付加価値のあるリンゴって言いますか、ただ、その件については実際の値段に響いてくるわけですけども、その辺、特に高い物を買うっていう買受人はいつもいるわけじゃないので、特に11月末から贈答用のリンゴとかそういう場合は高く買いますけども、普

段については、なかなかその値段までいかないと思います。

議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

15番（川守田稔君） あの、例えば奇跡のリンゴみたいなものをいきなり朝持ってきて、ぼつと置いたからそれを評価しろというもんじゃないと思うんですよ。例えば、こういったものがあるから南部市場で扱って、それなりに付加価値として生産者の収入につなげるものというそういった一連の調査ですとか、そういう情報収集から始まってっていうプロセスがあったらどうでしょうか。言っている意味がわかりますか。言っていることがわかりますか。

議長（坂本正紀君） 市場長。

市場長（工藤欣也君） 今の川守田さんが言われたとおり、なかなかその点、私どもについてはそれは理想と考えていますけども、なかなか現実にはそれはちょっと時間がかかると思いますので、今後検討させていただきたいと思います。

議長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第16、議案第100号、平成23年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

老健なんぶ事務長（麦沢正実君） 補正予算の説明をいたします。

86ページをお願いいたします。議案第100号、平成23年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ198万8,000円を減額し、歳入歳出総額を3億7,785万3,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものについて説明いたします。89ページをごらんいただきたいと思います。まず、歳入ですけれども、ここで4款1項1目1節の一般会計繰入金の補正額は1,189万5,000円の減額となっております。これは、5款1項1目1節の前年度繰越金が1,029万8,000円の増額となったため、4款の一般会計繰入金を減額したものでございます。

次に、歳出の主なものについて説明をいたします。90ページをお願いいたします。1款の一般管理費の補正では、2節から4節までの人件費の減額につきましては、給与改定によるものでございます。11節の修繕料105万円の増額は、風呂場の天井のカビ防止のためのコーティングをしたいという予算と、あと、風呂場のサッシの修繕料等の修繕費を盛り込んでおる内容でございます。

以上で説明を終わります。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

陳情第3号から陳情第8号の委員長報告

議長（坂本正紀君） 日程第17、陳情第3号から日程第22、陳情第8号までの陳情6件は、所管の常任委員会に審査を付託しておりましたので、ここで委員会の報告を求めます。

最初に総務企画常任委員長の登壇を求めます。馬場又彦君。

（総務企画常任委員会委員長 馬場又彦君 登壇）

総務企画常任委員会委員長（馬場又彦君） 総務企画常任委員会の陳情審査結果の報告をいたします。

去る12月2日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第3号「南部町消防団福地第一分団屯所移転後の施設利用に関する陳情書」について、12月6日に本委員会を開催し審議いたしました。

審査の結果は、問題の重要性にかんがみ、なお慎重に審査する必要があるため継続審査といたしました。

以上で、陳情審査結果の報告を終わります。

議長（坂本正紀君） 次に、教育民生常任委員長の登壇を求めます。川井健雄君。

（教育民生常任委員会委員長 川井健雄君 登壇）

教育民生常任委員会委員長（川井健雄君） 教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告をいたします。

去る12月2日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第4号「国保国庫負担率の大幅引上げ等の意見書提出を求める陳情書」、陳情第5号「介護保障制度に関する意見書提出を求める陳情書」、陳情第6号「高齢者医療制度等に関する意見書提出を求める陳情書」、陳情第8号「上水道引き込み工事の助成に関する陳情書」について、同日本委員会を開催し慎重に審議い

たしました。

審査の結果、陳情第4号、第5号、第6号は、問題の重要性にかんがみ、なお慎重に審査する必要があるため継続審査といたしました。

また、陳情第8号につきましては、上水道は住民の生活の基盤をなすものであり、上水道引き込み工事に際して、一部地域での高額負担の軽減措置として町財政の状況に応じた予算の範囲内において助成することを必要と認め、全会一致で採択と決定いたしました。

以上で、陳情審査結果の報告を終わります。

議長（坂本正紀君） 次に、産業建設常任委員長の登壇を求めます。川守田稔君。

（産業建設常任委員会委員長 川守田稔君 登壇）

産業建設常任委員会委員長（川守田稔君） 産業建設常任委員会の陳情審査結果の報告をいたします。

去る12月2日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第7号「住宅新築、リフォーム支援助成事業制度の創設に関する陳情書」について、同日12月2日及び6日に本委員会を開催し慎重に審議いたしました。

審査の結果は、地域経済の活性化の一環として県でも進めている事業であり、町の事業としての必要性を認め採択といたしました。

採択といたしましたが、委員の個人的意見として、常任委員個々の個人的意見といたしまして、陳情の文章のみでは陳情の内容が不明瞭である。町の予算措置の場合には施行業者の責任の所在の明確化等配慮が必要ではないのかなどの意見がありましたので、一言申し添えて陳情審査の結果の報告といたします。

議長（坂本正紀君） 総務企画常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長の報告が終わりました。

陳情第3号の質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第17、陳情第3号、南部町消防団福地第一分団屯所移転後の施設利

用に関する陳情書を議題といたします。

この陳情書に対する委員長の報告は、継続審査であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は継続審査とすることに決しました。

陳情第4号の質疑、討論、採決

議長(坂本正紀君) 日程第18、陳情第4号、国保国庫負担率の大幅引上げ等の意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

この陳情書に対する委員長の報告は、継続審査であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君。

14番(立花寛子君) 今、日程といたしましては日程第18なのですが、18、19、20合わせまして、やはり何度も何度もこの問題で取り上げてきた手前、国の福祉行政も低下してきている折、継続審査でなく可決として国に意見書を提出していただきたかったのですが、どういうところで継続となったのかお聞きしたいと思います。

議長(坂本正紀君) 委員長、川井健雄君。

教育民生常任委員会委員長（川井健雄君） お答えします。

それぞれの陳情に関してですが、確かに国庫の負担を上げればそれなりに住民の方は助かると思うのですが、その分、国庫の負担が大きくなるということは、ひいてはまた国民の税金が高くなるということでございます。回りまわってまた住民の税金が高くなるということでございますので、なお、さらに審査する必要があるのではないかとということでもございました。

以上です。

議長（坂本正紀君） ほかに質疑、立花寛子君。

14番（立花寛子君） 今のお考えもあると思えますけれども、また情勢を見ながら可決の方向で考えを進めていきたいと思えますが、この審査報告の中に、審査日時が12月2日、開会日のその日に審査されていること自体が深く審査されにくいのではないのでしょうか。議運の関係もここには含まれておりますが、やはり何日かおいてからじっくりと審査していただくように、常任委員会の開催日の改善を求めていきたいと思えますが、ぜひ教育民生常任委員会の方からも改善を訴えていただきたいと思えます。

また、説明員の中には、この中には陳情請願の提出者の説明者を列席させるということとはできないのでしょうか。今回、産業建設常任委員会には陳情者、そして有識者ということで説明員に組まれておりますが、このようにしてよろしければそのように段取りを組みたいと思えますけれどもいかがでしょうか。

議長（坂本正紀君） それは出席要求しなければできませんので。立花議員。

14番（立花寛子君） 議運の方の改善を望みます。

議長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は継続審査とすることに決しました。

陳情第5号の質疑、討論、採決

議長(坂本正紀君) 日程第19、陳情第5号、介護保障制度に関する意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は、継続審査であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は継続審査とすることに決しました。

陳情第6号の質疑、討論、採決

議長(坂本正紀君) 日程第20、陳情第6号、高齢者医療制度等に関する意見書提出を求める

陳情書を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は、継続審査であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は継続審査とすることに決しました。

陳情第7号の質疑、討論、採決

議長(坂本正紀君) 日程第21、陳情第7号、住宅新築、リフォーム支援助成事業制度の創設に関する陳情書を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は採択することに決しました。

陳情第8号の質疑、討論、採決

議長(坂本正紀君) 日程第22、陳情第8号、上水道引き込み工事の助成に関する陳情書を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

15番(川守田稔君) 陳情書も読みましたが、拝見させていただきましたが、陳情なさった方の事情も随分と推しはかることができ非常に同情する部分も多くて本当は個人的にも何とかしてあげればなと思うようなところもあるんですが、これが委員会の審査報告となると別だと思うんですよ。あくまで個人の陳情であり、隣接の地権者が水道が通れば住宅を建設してもというのはあくまで予定といいますか未定の部分であります。そもそも水道事業が、水道管の敷設、創設の頃にはそれなりのアドバンテージも受益者として利益、アドバンテージもあつたはずであります。そのところ井戸を使い続けるという選択をして、不幸にも今回の台風で被災してしまった。事情はよく分かります。ですがこれは個人の責任として、非常に酷な言い方かもしれませんが、事情は事情ですが心情は心情ですが、個人の責任として帰結させる部分が多々あるように思います。はたしてこういった個人としての陳情を採択する、そういう行為がこれからの陳情行為に対して影響することは非常に多々あると思いますし、よき前例となればよろしいんですけども、悪しき前例となるという可能性もあって両面を備えていると思いますが、その辺のご判断は委員会としてはどのようにしたんでしょうか。ご説明願いたいです。

議長(坂本正紀君) 教育民生常任委員長、川井健雄君。

教育民生常任委員会委員長（川井健雄君） 委員会といたしましては、議会から付託されました事案に対して審議するものでありまして、その陳情書を受ける受けないは議会で決めることではないかと考えますがいかがでしょうか。

議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

15番（川守田稔君） それは基本姿勢で、あくまでその通りです。陳情を採択したかしないか、それは委員会の中のことであって、それを実際に予算措置するのはまた行政の方でありますからそれは間違っていないと思いますけれども。しからは個人の利益のために常任委員会が動いていいのかと、その一点だけであります。そのところがどういうプロセスを経て、採択という結果に至ったのか。しかも満場一致だそうであります。そのところを伺えたらよろしいかと思えます。

議長（坂本正紀君） お答えはよろしいですね。教育民生常任委員長、川井健雄君。

教育民生常任委員会委員長（川井健雄君） まず全員一致で採択ということですが、住民生活の基本中の基本であろうと。上水道に関しては。水のことですから。そういうことで採択したんでございますが。個人の陳情を受けるか受けないかということは議会で受け付けたので、委員会に付託されたものと考えておりますが。

以上です。

議長（坂本正紀君） 川守田稔君。これは委員長の報告ですので、細かいことは後ほど直接お聞きしていただきたいと思いますが。ほかに、質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は採択することに決しました。

常任委員会報告

議長(坂本正紀君) 日程第23、常任委員会報告を議題といたします。

本件は、お手元に配布しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありましたので、説明を省略し、質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、常任委員会の報告を終わります。

閉会中の継続調査の件

議長(坂本正紀君) 日程第24、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件は、お手元に配布しております申出書のとおり、各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程の追加

議長（坂本正紀君） お諮りいたします。

本日、町長から議案第101号、人権擁護委員の候補者の推薦についての議案1件と、閉会中の継続審査の件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、町長提出議案1件と閉会中の継続審査の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで会議資料配付のため、暫時休憩いたします。

（午後1時59分）

.....
議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

追加日程はお手元に配付のとおりであります。

（午後2時01分）
.....

町長提出議案追加提案理由の説明

議長（坂本正紀君） 追加日程第1、町長提出議案追加提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） それでは、本日、追加提案いたしました議案について、ご説明を申し上げます。

議案第101号、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員2名を推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

候補者として推薦する方々は、住所、南部町大字下名久井字田端17番地、氏名、工藤由利子氏、生年月日、昭和23年12月13日生まれ。同じく住所、南部町大字森越字町小路27番地、氏名、館富美子氏、生年月日、昭和21年1月20日生まれ。工藤氏につきましては、任期満了に伴う再任でございます。館氏につきましては、前任者が任期途中で辞められたことに伴う新任でございます。

お二人とも優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（坂本正紀君） 町長提出議案追加提案理由の説明が終わりました。

議案第101号の上程、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 追加日程第2、議案第101号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

説明を省略し質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。採決いたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。よって、議案第101号は同意することに決しました。

閉会中の継続審査の件

議長（坂本正紀君） 追加日程第3、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

本件はお手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、総務企画常任委員長及び教育民生常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

閉会の宣告

議長（坂本正紀君） 以上で今期定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） 第42回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、12月2日から本日までの日程で開会され、議員各位には、師走の何かとご多忙の中、ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

提案いたしました補正予算を初め、条例の一部改正等、慎重審議いただき、ご議決、ご同意を賜りましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

ご審議の中でいただきました町政に対するさまざまなご意見、ご提言を真摯に受け止め、今後の町政運営に生かし、本職初め職員一丸となって事務事業の推進に努めてまいる所存でございます。

さて、ことしもあと残すところ24日となりました。この1年を振り返りますと、平成23年という年は、日本の歴史の中で、忘れることのできない災害の年となりました。

3月11日の、東日本に甚大な被害をもたらした東日本大震災は、今でも鮮明に当時の状況が思い浮かぶ衝撃的な出来事ございました。大震災においては、南部町における被害はわずかなも

のでありましたが、支援を行っております岩手県山田町を初め、沿岸地域の想像を絶する被害状況は目に焼きついております。今なお行方のわからない方々が多くある中、被災地の復興にはまだまだ時間がかかると思います。一刻も早い復興を願うとともに、南部町といたしましても、甚大な被害を受けた他の自治体に対しまして、できうる限りのことを支援していきたいと思っております。今回の震災を通じて、改めて防災対策強化の必要性と、町内及び他の自治体の方々との絆の重要性を強く感じたところでございます。

また、私たち南部町にとりましても、9月の台風第15号による被害は、幸いにも人的被害はなかったものの、多くの町民の皆様を奪っていきました。その中で、各町内会などで、自主的に避難所を開設するなど、町民同士が協力し合う場面が多く見受けられました。皆様の相互扶助の精神の賜物であると思っております。今回の被害に対しましては、各方面から義援金や支援助物資をいただき、町外からも支援していただいた多くの皆様に感謝を申し上げますとともに、私どもも、人と人とのつながりを、より一層深めていけるよう尽力してまいり所存でございます。

さまざまなことがあった1年でしたが、町政におきましては、緊縮財政を初め、農業を取り巻く問題、震災による観光客の減、雇用問題、災害からの復興など、課題が山積している状況でございます。これらの課題につきましては、限られた財源の中、町民の皆様とともに議論を重ねながら、的確に対応していくことが肝要であると考えております。

また、9月には、南部町議会議員一般選挙が行われ、議員定数が2名減員の18名となった中、再選された議員の皆様、初めてご当選された新進気鋭の皆様による議会の新体制がスタートいたしました。町民の期待や関心を一身に背負った議員の皆様とともに、これからの南部町のまちづくりに、さらにまい進してまいり所存でございますので、議員各位におかれましても、引き続き、今後の町政運営における絶大なご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

最後になりますが、何かと慌ただしい年の瀬を迎え、寒さも本格的になってまいりました。議員各位におかれましては、ご自愛の上、輝かしい新年を迎えられますようご祈念いたしまして、本定例会の閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（坂本正紀君）　ここで、一言お礼の言葉を申し述べさせていただきます。

今期定例会は、議会の組織が新しくなって最初の定例会でありましたが、皆様のご協力によりまして無事に議事運営を終えることができました。まことにありがとうございました。

去る2日から本日までの7日間にわたって、議員各位におかれましては、提出されました議案について終始熱心なご審議を賜り、また、町長を初め執行部の皆様には、常に真摯な態度をもつ

て審議にご協力をいただきまして、本日、ここに閉会の運びとなりましたことを心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

本年もいよいよ押し迫ってまいりまして、特に緊急の案件がない限り本日をもってことしの納めの議会となります。これからは、寒さも一段と厳しくなってまいりますが、皆様方にはくれぐれもご自愛くださいまして無事越年され、ご多幸な新年を迎えられますようご祈念を申し上げます、閉会に当たってお礼のあいさついたします。どうもありがとうございました。

これをもちまして、第42回南部町議会定例会を閉会いたします。

(午後2時12分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 坂本正紀

署名議員 夏堀文孝

署名議員 沼畑俊一